

平成26年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月10日（水）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町政に対する一般質問	8
1番 小杉修一 議員	8
3番 常山知子 議員	15
2番 宮前司 議員	21
10番 林豊 議員	26
7番 新井康夫 議員	35
12番 内海勝男 議員	45
○町長提出議案の報告及び一括上程	53
○認定第1号から認定第4号の説明	54
○次会日程の報告	62
○散会	63



9月11日（木）

○開議	67
○議事日程の報告	67
○認定第1号の質疑、討論、採決	67
・認定第1号 平成25年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	96
・認定第2号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	96
・認定第3号 平成25年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	97
・認定第4号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	

○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	97
・議案第17号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	99
・議案第18号 工事請負契約の締結について	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	101
・議案第19号 備品購入契約の締結について	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	102
・議案第20号 備品購入契約の締結について	
○日程の追加	104
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	104
・議案第21号 平成26年度皆野町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	119
・議案第22号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	121
・議案第23号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○請願の審査報告	123
○平成26年請願第2号の報告、質疑、採決	123
・平成26年請願第2号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願	
○請願の審査	124
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
・請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願	
○日程の追加	126
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
・発議第3号 国に対して「手話言語法制定を求める意見書」に関する意見書の提出について	
○請願第4号の上程、委員会付託	127
・請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	127
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	128
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	128
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	129
○議決事件の字句及び数字等の整理	129
○閉会について	129
○閉会	130

○ 招 集 告 示

皆野町告示第58号

平成26年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月4日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成26年9月10日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
6番	新	井	達	男	議員	7番	新	井	康	夫	議員
8番	大	野	喜	明	議員	9番	大	澤	徑	子	議員
10番	林			豊	議員	11番	四	方	田	実	議員
12番	内	海	勝	男	議員						

不応招議員（1名）

5番	大	澤	金	作	議員
----	---	---	---	---	----

平成26年第3回皆野町議会定例会 第1日

平成26年9月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

2 番 宮 前 司 議員

10 番 林 豊 議員

7 番 新 井 康 夫 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号から認定第4号の説明

1、次会日程の報告

1、散 会

午前9時01分開会

出席議員（11名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
6番	新井達男	議員	7番	新井康夫	議員
8番	大野喜明	議員	9番	大澤徑	議員
10番	林豊	議員	11番	四方田実	議員
12番	内海勝男	議員			

欠席議員（1名）

5番 大澤金作 議員

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理兼 会計課長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	四方田勝吉
健康福祉 課長	浅見広行	参事兼 稅務課長	大澤康男
産業観光 課長	大塚宏	参事兼 建設課長	小宮健一
教育次長	高橋修	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

参事兼 事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
-------------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時01分)

- 議長(四方田 実議員) おはようございます。ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。これより平成26年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
- なお、本日の会議に欠席の届け出は、5番、大澤金作議員の1名でございます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長(四方田 実議員) 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長(四方田 実議員) 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) おはようございます。開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

本日は、第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、大部分の議員の皆様のご出席をいただき開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。常日ごろから地域づくり、まちづくりにご尽力賜り、心から敬意を表する次第であります。

きのうは、男子テニス全米オープンでは、日本の錦織圭選手が決勝戦に進出し、敗れはしたものの、グランドスラムでは準優勝という快挙と新たなスーパースターの誕生に日本中が沸きました。また、3日には、第2次安倍改造内閣が発足しました。「実行実現内閣」と位置づけて、引き続き経済最優先、デフレ脱却に加え、地方創生と女性の活躍を重点看板としています。特に地方創生は、期待しているところ大であります。

この夏は、全国各所で記録的な豪雨により、土砂災害が発生しました。特に広島市では、七十数名の犠牲者が出る等大災害となりました。心から冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げます。

また、あすで東日本大震災が発生し3年6カ月となります。災害復興の進展を願い、犠牲者のご冥福と、いまだ全国にいる多くの避難者の皆様に対し、改めましてお見舞いを申し上げます。

町におきましては、夏の最も大きなイベントである第46回秩父音頭まつりも、心配された雨も降らず、極めて成功裏に終わりました。これも議員各位を初め、多くの皆様の熱意のたまものであり、心から御礼を申し上げます。

今月24日、25日は、慶寿の祝いを開催します。また、来月26日は、みんなの皆野ふれあいまつりを開催しますので、ご臨席いただきますようご案内を申し上げます。

本日は、決算認定のため、田島伸一代表監査委員にご同席をいただいております。よろしく願いを申し上げます。

なお、認定第1号から4号までの各会計の決算書については、田島伸一代表監査委員さん、新井康夫監査委員さんから適正であり、正確である旨の審査結果をいただいております。

本定例会におきましてご審議いただきます町長提出議案は、11件であります。ご審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（四方田 実議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

4番 若林光雄 議員

6番 新井達男 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの7日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月13日、横瀬町町民会館で開催のちちぶ農業協同組合通常総代会に出席しました。

月が変わりまして、7月4日、埼玉教育会館で開催の埼玉県町村議会議長会臨時理事会に、11日、秩父市吉田総合支所で開催された秩父地域議長会第1回定例会に副議長と出席しました。

29・30日、埼玉県町村議会議長会主催の県外視察研修で長野県箕輪町及び富士見町を視察しました。

月が変わりまして、8月5日、小鹿野町で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、10日、横瀬町町民会館で開催されたヨコゼ音楽祭に出席しました。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から組合議会の報告事項がありましたらお願いいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 皆野・長瀬上下水道組合議会においては、6月19日、公平委員2名の選任を主の議題とする臨時会が開かれました。審議の結果、長瀬町の中川昇さん、皆野町の峯岸栄さんが選任されました。その他においては、報告事項はございません。

なお、道の駅皆野周辺の下水道化は、前回報告したとおり、着々と準備されており、事務局に伺ったところ、来月末ごろ工事に向けての入札を予定しているとのことであります。

以上であります。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

9番、大澤径子議員。

〔9番 大澤径子議員登壇〕

○9番（大澤径子議員） 9番、大澤径子です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

平成26年7月23日、秩父広域市町村圏組合議会第2回定例会が開催されました。提案された議案は3件でございます。

議案第12号で、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例、これは平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、改正が必要ということで提案されたものでございます。

続いての議案は、秩父消防署小鹿野・両神分署に配備する消防ポンプ自動車を財産として取得するもの、これは取得金額3,207万6,000円、車両車種メーカーについて、車両更新の基準について等の質疑がございました。

続いての議案は、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてでございます。3件の議案は全て可決、同意されました。

続いて、8月26・27日に水道広域化を進めている先進地の視察を行いました。栃木県芳賀中部上水道企業団、福島県白河地方広域市町村圏整備組合、以上2カ所の視察を行いました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（四方田 実議員） これをもって諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。ことしも全国的に大変暑い夏でしたが、それゆえ、広島ほか各地で未曾有の豪雨による災害が発生してしまい、お見舞い申し上げます。一方、当地においては、暑さの中で金崎と親鼻橋下が車、そして人で物すごくにぎわっていましたが、どうもあの辺が都会の若い人たちにかなり有名になっているみたいであります。今回は、この皆野町に住む若い人たちのことも含めての質問をさせていただきます。

それでは、質問の1項目に入らせていただきます。それは、「アナと雪の女王」とお祭りについてであります。映画「アナと雪の女王」は、全国的に記録的大ヒットのさなかにあつて、当皆野町文化センターで7月26日に上映が挙行されました。

①、この上映に至った経緯を予算的などを含めて教えてください。ご苦労に敬意をいたすところですが、当日は親鼻地区と大淵地区の恒例の夏祭りであり、子供たちや若い人たちがつらい選択を余儀なくされました。ちなみに、祭りは盛大に行われました。しかし、郷土の伝統のお祭りを一生懸命盛り上げてくれた子供たちが、その後、映画の話の輪に入れなかったようで、まことに無念であります。また、今月29日には、有名な宮川彬良、平原まこと両氏のコンサートも計画され、今や「文化の町 皆野町」といった名声を博しつつあるやにも思われますが、そこで②、やむなかった人たちの願望を察し、町長には補正予算的措置を講じていただき、「アナと雪の女王」を再上映し、若い人たちや最愛の子供たちを再度感動させていただきたい。ぜひ子供たちに希望を与えてください。お祭りについての考えと、あわせてのご見解をお願いいたします。

次に、質問の2項目、「防災みなの」の放送が聞こえにくいことについてであります。家において「こちらは防災みなのです」とかすかに聞こえてくると、やはり何のお知らせかなと身構えますが、これが本当になかなか聞き取れないとの声があります。その点を認識いただいて、その改良のため、今年度当初予算に1,944万円が計上されていますが、①、これはどのような改良なのですか。各地域で実際に確かめられているのでしょうか。親鼻地区にあつては、いまだ改善されていない感じであります。その上、もともと親鼻駅前にある基地に落雷があつて、ぐあいが悪くなっているような話が8月上旬において伝わってきたのですが、いかがでしょうか。

②、当地区を含む町全体の聴取困難区域と、その対策、進捗状況を教えてください。

質問の3項目、秩父鉄道秩父乗り入れ100周年事業に関してであります。はるか明治の時代に郷土の先人たちの燃える熱意と不屈の精神で上長瀬・下田野間の荒川に鉄橋ができ、また、その先が延長され、秩父鉄道が当秩父地域に乗り入れて、ことしが記念すべき100周年に当たり、秩父鉄道が各種イベントを計画されているようですが、①、皆野町としてかかわることや賛同することなどありましたら教えてください。

②、また、ふるさと祭りに写真展当をする秩父鉄道のコーナーをつくってもらえたらいいのではと考え

ますが、いかがでしょうか。

以上、3項目6点、希望のまちづくりに向けて明快なご回答をお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、「アナと雪の女王」とお祭りについての質問にお答えします。2点目の「アナと雪の女王」の再上映についてお答えします。青少年の健全育成を目的に、7月26日上映のアナと雪の女王は、大変多くの方のご来場をいただき、高い評価をいただきました。地域の祭りと重なり、見に行けない人がいるので、再上映ができないかとのことですが、今後における映画会等の開催日設定については幅広く検討し、なるべく多くの方が来場できる日を選定していくことといたしまして、再上映は予定しておりませんので、よろしくをお願いいたします。

3点目の秩父鉄道秩父乗り入れ100周年事業についての質問にお答えします。秩父鉄道は、その昔、熊谷から金崎まででしたが、上長瀬から下田野の荒川にれんがづくりの鉄橋ができ、皆野から秩父地域への軌道が延伸し100周年を迎えました。これは秩父地域への産業、文化の発展や生活の向上に大きく貢献した記念すべき事業でありました。このようなことから、秩父鉄道さんにおきましては、多様な記念行事を行っております。当町におきましては、秩父音頭まつりには大口の寄附をいただき、秩父鉄道チームとして社長以下多くの社員の皆様が参加され、祭りを盛り上げていただきました。9月29日の第2回皆野町文化・芸術体験事業である「アキラさんとまことくん ふたりのオーケストラ」については、秩父乗り入れ100周年記念事業として町に対し寄附をいただき、町と秩父鉄道の共催記念コンサートとして開催をいたします。また、「桜沢みなの」と称する鉄道キャラクターをいただき、「桜沢みなの」により秩父音頭まつりを盛り上げ、毎日、役場玄関で来庁者をお迎えしております。以上のような形で100周年記念事業に賛同しております。

10月26日のみんなの皆野ふれあいまつりは、農業祭、商工祭、文化祭、健康祭など町内各種団体における多様な催しを行うイベントであります。このように多くの団体が参加するため、写真などの秩父鉄道コーナーについての会場にスペースや用具類などの確保はどうか、また1日限りの展示や写真等の確保はどうかなど難しい面もありますが、検討はしてみたいと思います。

2番、「防災みなの」についての質問は、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 1番、小杉修一議員さんの一般質問、第1項目の①についてお答えいたします。

去る7月26日実施しました映画会「みんなのみんなの土曜映画館」は、青少年の非行防止運動の社会を明るくする運動との協賛により、7月の青少年の非行被害防止特別強化月間に開催しております。毎年、児童生徒が夏休みになった7月の第3週または第4週の土曜日に実施しておりました。借用フィルムについては、毎回、株式会社埼玉映画文化協会より内容を検討の上、なるべく新しい作品を借用して上映してまいりました。今回は、7月末の上映ならば全国的にヒットのディズニー映画「アナと雪の女王」を他地区に先行して貸し出しをしてくれるということになり、5月末に決定したものです。予算はフィルム借用料税込み10万8,000円でした。

このたび、期日につきましては、多くの方々が視聴できなくて残念だというお話をお聞きいたしました。

大変申しわけありませんでした。今回の上映期日は、例年どおり7月の第4週土曜日、7月26日に決定いたしました。親鼻地区、大淵地区の夏祭りと重複し、多くの方々に残念な思いをおかけいたしました。今後の実施につきましては十分に検討して、このような事態を招かぬよう対応していく所存です。どうかご容赦いただきますようお願いいたします。

なお、再上映のお話もいただきましたが、事情がありましたようで埼玉映画文化協会にウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社からフィルムの配給がとまってしまったそうです。したがって、再上映は不可能ですので、ご了承いただくようお願いいたします。

また、9月29日開催の「アキラさんとまことくん ふたりのオーケストラ」は、文化・芸術体験事業として実施いたします。この事業は、昨年度、「奥田弦ジャズコンサート」から計画、実施しているものです。今回は、秩父鉄道株式会社が町観光協会を通して、秩父地域開発100周年に当たり、皆野町民のために何か記念事業を行いたいという打診をいただきました。検討の結果、皆野町と秩父鉄道株式会社と町観光協会が主催共催公演で実施することにいたしました。その際、今回のアーティストの推薦もありましたので、即事務所と交渉を行いました。当初は、大勢の町民の方においていただくように土曜日か日曜日を予定いたしました。2年先までのスケジュールが埋まっているということで断られました。年内で平日の交渉を行いましたら、9月29日なら実施できるという連絡をいただきましたので、実施決定をさせていただきました。今後も広く町民の皆様へ一流の文化・芸術に触れる機会を提供できますよう計画、運営をまいりますので、議員の皆様におかれましても企画提言とアドバイスいただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんから通告がありました「防災みなの」の放送が聞こえにくいことについて回答をいたします。

整備が完了した防災行政無線につきましては、運用開始後、放送の内容が聞き取りづらい等の報告が入ってまいりました。この問題については、スピーカーの角度調整、音量調整等を行い解消を図ってまいりました。しかし、子局のスピーカーの角度調整、音量調整だけでは解消できない14のエリアが現在残っております。そこで、この問題を解消するため、本年度の当初予算に1,944万4,000円を計上させていただいたものです。この当初予算1,944万4,000円の内容と町全体の聴取困難区域との対策、進捗状況についてお答えをいたします。

14のエリアのうち、原の元町商店街、下原の旧飯野食品周辺、上大浜の町営住宅大浜団地周辺、親鼻の消防団詰所周辺、金崎の長瀬町側周辺の5つのエリアにつきましては、子局の新設を予定しております。残る9つのエリアにつきましては、上大浜区椋神社南側、下の段原区皆野駅南西側、根岸区役場東側根岸区区长宅周辺、駒形区皆野病院南側周辺、同じく駒形区関根ピアノ教室西側、親鼻区扇原商店周辺、国神区長言寺周辺、大淵地区大淵三差路西側から北側周辺にかけて、日野沢上区小前集落の9つのエリアでございます。このエリアにつきましては、既設の子局にスピーカーの増設工事を予定しております。

工事を進める前段といたしまして、8月18日から22日までの5日間、子局から3回から4回の放送を行い、音達調査を行いました。現在実施いたしました調査の結果を分析中でございます。この調査の結果をもとにして検討を行い、工事の内容、方法等を決定してまいります。調査の分析結果によりましては、た

だいま説明いたしました工事内容と異なる場合もあるかと思しますので、ご承知おきをいただきたいと存じます。

小杉議員からご指摘のありました「親鼻駅前にある基地局に落雷があって、ぐあいが悪くなっているような話が伝わってきたのですが」とのことについては、そのとおりでございます。7月27日日曜日の落雷によりまして、西関東連絡道路建設事務所、桜ヶ谷、常楽寺、青砂に設置いたしました4カ所の子局が機能不良となりました。その原因は、落雷により子局の機器内にあるヒューズが電源部を保護するために切れたことによるものでございます。この機能不良につきましては、8月8日までに全て復旧をしております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問。

小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 再質問の前に、「アナと雪の女王」のところで、お祭り重なったものですから、再質問の2項目で町長に郷土のお祭りについてのご認識をお聞きしたいというふうに書いておいたのですが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 地域のお祭りというものは、地域のきずなとか、伝統とか、そうしたことから考えてみましても極めて重要なものでありまして、可能な限り継続していくべきものと、このように考えております。

○議長（四方田 実議員） 続いて、再質問をお願いします。

小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） では、再質問をただいまお聞きいたしましたので、させていただきます。

「アナと雪の女王」、この騒ぎの中で見事に上映されたなど、非常に内外から高い評価を得ている感じをいたします。残念なのは、その伝統あるお祭り重なってしまったということと、改めてきょう、教育長の答弁で知ったというか、気づいたのですが、この青少年非行防止の日というのが夏休みに入った7月の第4週にそのような日があったというのは、ちょっとうっかりいたしまして、その日をその映画の日と決められていたところをお聞きしたのですけれども、そうすると今の町長のご答弁いただいたお祭りを伝統的に親鼻地区は今後も7月の第4週にやっていかざるを得ないということと、ちょっと心配になる部分がありまして、今回はいたし方ないといたしましても、皆野町教育委員会のこの力をもつてすると、来年もまたあつと言わせるような映画を用意してくれるのではないかと、それがまた7月の第4週なのではないかという大変なる危惧がここに発生するわけでありまして、非行防止の日是非行防止の日、映画に関しては郷土の伝統、町長も言われたように守らねばならない郷土の伝統のお祭りが町内2カ所で盛大に行われるのですから、子供たちはその役を早くから当てられて、決して映画に行きません、行けません。大人は我慢するにしても、そういう実態が今後も続くわけですから、その辺は今度、映画の上映日を来年あたりは一工夫されても、これはいいのではないかと。非行防止の日は尊重いたしますけれども、1年中非行防止の日であっていいはずなのですから、そのような認識でぜひここは臨んでいただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど教育長の答弁の中で、7月は健全育成月間というふうに私は聞こえたのです

けれども、いずれにいたしましても第4週が大淵、親鼻、そして、その前の週がたしか原町だったかなと思いますし、その前の週が大浜祇園だったかなというふうにも記憶しておるのですけれども、だとすれば今、議員言われるように、7月にこだわらなくて8月上旬でもいいのではないかなというふうにも考えますので、よく教育委員会とも連携をとりまして、一人でも大勢の人たちが、この映画鑑賞ができますよう、そんな日を設定していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 町長の一番最初に再上映はいたしませんという言葉からきょうの答弁が始まったものですから、大変落胆していたのですけれども、教育長の配給が中止になってしまったのだよというやむないところもお聞きしましたので、今、そのような提案を検討していただけることということですので、今後に向けて、ことし以上のまたいい映画会を開催していただけるようお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それで、お祭りのことについて、町長にも親鼻のお祭りに、大変暑い日でしたけれども、お出かけいただきまして、ことしのお祭りは本当に暑かったのですけれども、例年以上に盛り上がりまして、町長さんと会所でちょっとお話しさせていただいたときに、「親鼻のお祭りはみこしの担ぎ手がちゃんと随分いるんだよ」という雑談をさせていただいたら、町長さんが「それはいいことだ」と言ってくれたのですが、去年、32名のみこしの担ぎ手だったのですが、ことしは44名で、見事恒例の夜の親鼻橋下川瀬祭りを挙行できました。これからも親鼻のお祭り、大浜のお祭り、町にいろんな伝統的なお祭りがありますけれども、何とぞご支援のほどよろしくお願いいたします。

次に、「防災みなの」の関係で再質問をさせていただきます。いろいろ2億4,000万円からの立派なものをつくられたのですが、やってみていろいろふぐあいがあるというのは、これは多少やむを得ないところもあるのでしょうかけれども、防災行政無線という立派な名前からして、最近、きょうの冒頭の町長さんの挨拶でも触れられていますけれども、各所でいろんな災害が起きてしまっている。それが、去年は豪雪でありましたけれども、夏になったらこれが物すごい豪雨となって全国各所で発生しているわけで、この雨はこの地区には来ないという保証は当然ないわけでありまして、暴風、豪雨、落雷というあたりは1つの塊というか、ものとして襲ってくるのかなと。その中において防災行政無線が、あの高い塔のところにスピーカーがついているわけで、落雷を受けてしまうというのは相当想像つくわけですが、防災行政無線が皆野町で落雷があるというのは想定内のことなのかもしれないけれども、割と随分簡単にやられるものだなという感じがいたしまして、その辺のところは自助的なことになるのでしょうかけれども、受注者側との折衝において、こんなに落雷ですぐやられてしまうのかなというところ、どのような話し合いみたいなものがあつたのでしょうか。これはしょうがないのだよなんていうレベルだと、ちょっといけないのかもしれないのですけれども、その辺のところなのですから。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

雷の被害として考えられますのが、雷が直接施設に落ちる直撃雷、それから近所に落ちた雷から発生した電磁波が流れ込む誘導雷、この2つがござります。この2つの被害について、子局を設置するときの仕様決定をする際に検討しております。防災行政無線の子局につきましては、ご存じのとおり、金属製の柱に機器類が固定をされておりますので、その柱に直接雷が落ちた場合には、機器類は雷の影響を受けまして避雷針をつけても余り効果がないという結果をいただいております。それと、建築基準法で言いますと

ころの設置基準を下回る高さでございまして、本町の防災行政無線の子局には避雷針は設置をしないということに決定をしております。

それから、もう一つの誘導雷、これの避難対策といたしましては、電源の入り口に漏電遮断機を入れております。それから、アンテナには同軸避雷器をつけまして、機器類には地面にアースをとって電磁波を流す仕組みになっております。先ほどご説明を申し上げました7月27日に発生をいたしました4カ所の機器不良につきましては、この誘導雷による故障でありまして、機器内に設置をしてありますヒューズが切れたことにより、機器本体に電磁波が回り込むことなくヒューズでとめられたということでございまして、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのようなことかもしれないですけども、ヒューズが切れて機器類が守られるという構造的なものがあるって、そのヒューズはすぐ取りかえられるのではないのでしょうか、感じとして。機器類は壊れていない。ヒューズが切れて遮断された。親鼻地区においては、しばらくあそこが鳴らなかったという日数があったと思うのですけれども、その辺は、だから今回は勉強になった形でしょうか。これで、今度はヒューズとか準備しておいてもらって、この程度の、ことしぐらいの落雷は、まだ9月の初めですし、また、ことしじゅうにも起こり得ると。そのたびヒューズが飛ぶ、それ考えられますよね。それですから、その辺の対策はどのような感じで考えておられるか。

もう一点、親鼻地区において、「どうも聞きづらくなったら、鳴っていないみたいだよ」という人が結構あらわれてきて、要するに言いたいのは、壊れたよという周知というのですか、壊れたよという報告が回覧板で回ってもおかしくなかったのかなという気がするのですけれども、壊れたからあっちのほうでかすかに鳴っているかもしれないけれども、やむを得ないのだよとか、何か一生懸命やっぱり聞こうとしたけれども、聞こえなかったという声ですから、その辺のところなののですけれども、準備と今回のようなケース、どういうふうに周知するか、その辺のところのお考えをお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

落雷の被害を受けまして、その子局67カ所ですが、被害を受けているかどうかについて、役場の親局でそれをモニターすることはできませんので、職員が67局全て回りまして、子局に設置がされております機器の格納庫といいたしめようか、ケースをあけて目視で確認をしております、その結果、それは27日については業者が同行したわけですが、そこでヒューズが切れているということが確認ができたわけでございます。そのヒューズの確認につきましても、ヒューズの交換と言いますと簡単なようにとれるのですが、なかなか構造的に見て複雑なものがありますので、できれば請負元の沖電気の指導を受けながら、早く体制がとれる仕組みを考えていきたいと思っております。ですから、それは職員がやるですとか、また別の方法ですとかは検討してまいります。

それと、先ほど申し上げましたように、機器の機能が不良になっているかどうかについては、これから落雷等がありましたら、職員を各子局に回らせて確認をとるようにいたします。

以上です。

○1番（小杉修一議員） 回覧板。

〔「周知方法」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 回覧板で回す方法も検討させていただきます。

○1番（小杉修一議員）　そうですね。

○議長（四方田　実議員）　この件については、おしまいにしてください。

○1番（小杉修一議員）　では、この件の②の関連で。

○議長（四方田　実議員）　小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員）　当地区全体で、今度はそのようなことがないように体制をとってってもらいたいわけですが、沖電気のほうに何しろ町はなけなしの2億4,000万円払っているのだよというのを再度言ってもらって、ヒューズが切れたかどうかは本部でわからない、つまりは鳴っているかどうかわからない、そのような機械が2億4,000万円。多い。沖電気の人に、「ちょっと議会でこんなことを言っているのがあるけれども、ごもっともだと思わないかい」と言ってみてもらえないですか。この件に関しては、そのようにぜひお願いいたします。改善の余地があると思うので、防災行政無線ですから、防災行政無線がとまっていて、どうしようかという問題、防災行政無線がとまる原因は防災ですから、防災のさなかにあって、どうしようかという問題になるわけですから、これはまた知恵を絞ってもらって、早急に対策を立てていてもらわなくてははいけないと思います。

では、次に秩父鉄道乗り入れ100周年事業に関しまして、町長から写真展等ができるブースの検討をしていただけるといふ、してみてくださいというご答弁をいただきましたが、余りこの前の秩父音頭まつりに社長さんご一行がいらしていただいて、その前から大谷社長、随分皆野町を買ってくださっていて、春の時点で、ことしは皆野町の秩父音頭まつりに乗り込むのだとすごい意気込みを言っていたのです。現実、みずから取締役総勢引き連れましてお出かけいただきまして、また大変ご満悦してくださっていたような気がいたしますし、社長は余り言わなくていいよと、皆野町に随分今回ご奉仕いただいているのです。余り言わなくていいよということなので余り言えないのですけれども、宮川彬良さん、平原まことさんのコンサートなんか破格の何か援助金をいただいて、これこそ本当に言ってはいけないのかなという金額をご奉仕いただいているわけですので、それで実際、この皆野町、秩父地域が明治の時代にあの鉄橋をつくり上げて、あの親鼻橋鉄橋、何かというと割とテレビに映りますし、また下の河原がことしも非常ににぎやかで、観光協会ポピーまつりで大変頑張ってもらいましたけれども、あの成果で、また駐車場が大変、どこか経済効果というのがもっとあれば本当はいいのしょうけれども、ここはまた一工夫いただきまして、話がそれましたけれども、あの鉄橋、大変明治の時代に先人たちがつくってくれたものが、びくともせず今に続いていて、その秩父鉄道があって秩父地域がある意味大いに発展した部分もありますので、その辺をまた慶寿の祝いとかありますけれども、年配の人たちが、また写真展なんかは喜ばれる、昔懐かしい写真でもあれば、みんな秩父鉄道を利用していた時代があるわけですから、そのような方向でぜひ検討いただければ、余り言わなくてもいいのだよという社長ですけれども、大変皆野町をひいきにしてください。町長さんも、皆さん、ご認識いただけていると思うのですけれども、その辺のところぜひよろしく願いいたします。

では、その方向でお願いいたします。以上です。

○議長（四方田　実議員）　答弁はいいですね、その件については。

○1番（小杉修一議員）　町長に、ではもう一言よろしく願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほど答弁をしたとおりでございますけれども、今、議員から慶寿の祝いのような折にでもどうですかというような話もありました。場所について、スペースについて、あるいはふれあい

まつりがいいのか、そちらがいいのか、それらを含めまして検討してみたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、7月1日、安倍政権は、歴代政府が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権行使に関する政府の解釈を変え、行使を可能とする閣議決定を強行しました。これは日本を守るためではなく、他国の戦争に自衛隊が世界のどこの地域にでも出かけ、武力の行使ができるようになることです。二度と戦争はしないと誓い、平和憲法がつくられました。今こそ憲法9条を守れの声が大きくなるべきだと思います。

さて、死者、行方不明者74人以上に上る甚大な被害を生んだ広島市の土砂災害は、被災者救援と行方不明者の一刻も早い救出が求められるところです。地球温暖化による気候変動の影響によって、記録的な豪雨が多発する中で、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱の一つに位置づけなければなりません。住民の命を優先して、自然災害を人災にしないために政治の役割が問われるところだと思います。

それでは、通告に従い、項目ごとに質問を行います。

まず、第1番目の「お出かけタクシー」の見直しについてです。これは何度も私、一般質問でさせていただきますが、きょうもよろしくお願ひします。まず、国民の移動する権利を交通権と言います。憲法第22条の居住移転及び職業選択の自由、第25条の生存権、第13条幸福追求権、それらなどの基本的人権を具体的に実現する権利であると言われていています。国及び地方自治体は、そこに住む住民が自由に、安心安全に移動できる権利を保障する責務を負っています。人々が日常生活の中で一番多く利用するのが、本来、地域交通です。身近な生活と密接に絡む重要な交通ですが、現在、車社会の中で便利さの追求で自家用車に頼らざるを得ない状況です。そのため、バス、電車などの公共交通の利用が減り続けています。また、少子高齢化が進む中で、移動困難者の増大も進んでいます。人々がいつまでも住み続けたい、住み続けられる地域を守るために、公共交通の役割は極めて大きいと言えます。地域地域で状況が違い、この状況を最も把握できる自治体が、地域交通に責任を持って整備し、その地域に合ったものを実現すべきです。

全国各地で自治体によるさまざまな公共交通の見直し、新たな取り組みが行われています。このことは今までの行政視察やマスコミ報道などで知るところです。当町においては、「お出かけタクシー」のタクシー代半額補助制度が始まり約1年半がたちました。まず、この間の利用状況はどうでしたでしょうか。昨年度1年間の利用状況と、今年度、4月から8月までの利用状況を教えてください。また、住民の移動する権利を保障する点から申し上げて、タクシー代半額補助を受けられる条件の3点、70歳以上であること、運転免許証を持っていないこと、最寄りの駅やバス停から1キロメートル以上離れている条件、その3点について住む場所により、年齢によって利用できず公平性に欠けます。また、免許証を持っている人の中には、運転をやめようと考えている人もいます。全部の条件を見直していくことが必要だと思いますが、以前から私が何度も質問しています最寄りの駅、バス停から1キロメートル以上離れている条件をまず見直していただきたい。いかがですか。

2点目は、地域交通の整備は、単に高齢者のためだけではなく、将来を見据えて、これから移動困難者が増える中でさまざまな取り組み、仕掛けを早急に準備することが求められます。これも前回の質問で申し上げましたが、地域交通の位置づけをまちづくりの視点で町民の移動手段の確保により、地域が活性化し、地域で暮らし続けられる生活基盤の整備を図ることが大事ではないでしょうか。その視点に立ち、当町に合った公共交通システムをつくっていくために、協議会を立ち上げ、みんなで考えていく必要があります。再度、町はどう考えていますか。

それから、大きな2番の自然エネルギーの活用についてですが、福島第一原発事故以来、7割から8割の国民が原発に対して、やめられるのならばやめたいという意思を示しています。残念ながら政府は、いまだ原発を主要電源として位置づけていますが、今こそ原子力発電にかわるエネルギーとして自然エネルギーへの転換が求められています。皆野町においては、地域資源の自然エネルギーはどんなものが利用できるのか、それを地域おこしに活用できないものか、行政と住民と専門家と一緒に自然エネルギーの活用を研究し、住民に情報を提供して、町全体で自然エネルギー活用を目指すまちづくりを進めていただきたい、町の考えをお聞きます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員の一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の「お出かけタクシー」の見直しについてお答えします。この制度は、運転免許証を持たないなど、外出のための移動手段の確保が困難なバス停から遠隔地にお住まいの高齢者の生活支援を図ることを目的にしています。事業開始から2年目となりますが、タクシー業者の親切、適切、安全、快適運行のおかげもあり、「お出かけタクシー」利用者の多くの方から好評いただいております。また、現在運行の町営バス2路線、民営バス路線の運行維持を図ることも含めて、「お出かけタクシー」は現行どおりの運行を続けてまいります。町における公共交通は、通勤、通学、生活移動等については秩父鉄道、そして町営バス2路線、民営バス1路線、移動困難者のための「お出かけタクシー」、社会福祉協議会シルバー人材センターにおける高齢者や障害者等に対する福祉有償運送、福祉タクシー事業により対応していく考えでありますので、新たな公共交通に向けた協議会なるものは考えておりません。

2番の自然エネルギーの活用についてお答えします。東日本大震災における福島第一原発事故以来、特に自然エネルギー活用が注目されています。自然エネルギー発電は、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、火力発電などが挙げられます。特にこの中でも太陽光発電は、買い取りが法制化され、一般住宅を中心に早くから復旧しました。皆野町も大震災前の平成21年度から補助制度により支援をしています。現在6年目となりますが、合わせて127件、1,210万円を補助しました。なお、当町の補助額は県内でも高いレベルにあります。また、最近では、農地、空き地等において売電専用の大きな太陽光発電が始まりました。町内でも国神地域、三沢地内で規模の大きな売電用太陽光発電の計画があるやに聞いております。町の自然エネルギー活用の研究会なるものの設立は考えていませんが、引き続き住宅用太陽光発電への補助制度を継続し、売電専用の太陽光発電については優良農地を守りながら、民間活力に期待をしています。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 常山議員からご質問のありました「お出かけタクシー」の昨年度の1年間の利用者数及び本年4月から8月末までの利用者数を申し上げます。平成25年度対象者数207名、このうち実際に申請をしていただいた申請者数135名でございます。135名のうち、実際に利用された方は74名、74名の方に対しまして利用補助金額でございますが、72万8,000円を補助いたしました。本年の4月から8月末までの同様の数字を申し上げます。8月末現在、対象者数191名、うち申請をいただいた方が111名、申請者数111名のうち実際に利用された方は54名でございます。利用補助金額33万6,500円でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問ありますか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初は、「お出かけタクシー」についての質問ですが、まず、今、この間の利用状況についてお答えいただきまして、昨年度の対象者は207名、そのうち申請者が135名、実際利用した方は74名ということですが、今ちょっと計算してみたのですけれども、対象者の35%、申請者の54%の利用です。また、この「お出かけタクシー」の当初予算は660万円ですが、それに対して決算額、利用額は72万8,000円、この数字からこの制度、町長、町民によく利用されていると考えていますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） よく利用されているかされていないかということよりも、いわゆる町が心配をしておったよりも健康というのでしょうか、かなり自分たちも買い物等に不便をしているというふうな見方をしたのですけれども、そうした点が、例えば近所に、近所というか、町内あるいは町外でも住んでいる子供さんが、週末あるいは日曜等に家のほう、実家に戻って、その買い物を手伝ってやるとか、あるいは買い物をしてきてやるとか、そういうようなこともかなり見受けられまして、これが100%に近い利用をされているということがいいのか、あるいはまたそうした家族やそうした方々が実家のことを思い、あるいは両親とか年寄りのことを思いそうしたことをしてくれているというようなことも、これもまた大事なことでありまして、一概に利用度が少ないから、これがいいとか悪いとかということは言い切れないのかなというふうにも感じております。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 期待をして660万円の予算をとって、そして結果がこの数字ですよね。私は、この程度の利用では、この制度が高齢者の外出支援にはなっていないと言わざるを得ません。というのは、1キロメートルという制限をつけているので、また年齢制限があり、多くの方が外されて利用できないものになっているからです。それと、またタクシー代の半額補助といいましても、300円、500円という金額で利用できるわけではありません。経済的には気楽に、気軽に利用できるものではないのです。

それから、もう一点ですが、交通のあり方などを研究している帯広の畜産大学の教授、杉田聡さんによれば、人間が抵抗なく歩ける距離というのは400メートルだそうです。1キロメートル近くの道のりを重い荷物を持って歩くのは大変きついことなのです。今回も答弁で、この制度、1キロの見直しはしないということですが、では、今困っている、制度から外されている、タクシー代半額補助が出ない地域に住む、そこに住む人たちの対策というのは何か考えていらっしゃるのですか。例えば、最近、秩父市の商店の連合会が始めたような「街なかぐるぐる号」というタクシーが回っていますけれども、それとか、横瀬町で行っているコミュニティ運行などがありますが、そういう対象外の人たちに皆野町は何か対策をこれか

ら考えていくのかお答えください。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁の中で、シルバー人材センター等で福祉タクシーというものを運行しております。これにつきましては、シルバーで私もちょっと確認をしたのですが、申請者は65名おるといってございますが、しかし利用している人が5名だそうでございます。ということは、いろいろな制度をつくっても、この制度もかなり、今、町がやっている「お出かけタクシー」よりも負担が少ない、あるいはその買い物の運転手さんが援助までしてくれるというような制度でありましても、そういう程度でございます。そういういろいろな制度をつくっていきますと、私どもが心配しておるのは、町営バス2路線、民営バス1路線、こうした人たちの利用がかなり減ってきてしまいます。当然そうなりますと、そうした路線の運行もいかがしたものかというようなことにもなりかねないわけございまして、当然そうならば通学等の小学生、中学生あるいは高校生の通学等にも影響が出てくるというようなこともありまして、今がベストだというふうには思っておりませんが、新たなものをすれば、またほかにひずみが出てくるというようなこともあるわけございまして、ご理解をいただきたいものと、こんなふうにしておるところでございます。

○議長（四方田 実議員） 3回目になりますから、終わりにしてください。

常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 次の2点目の協議会のほうに行きます。私、この間、特にバスが通っていない金崎とか下田野地域の方に外出状況などの話を伺いました。皆さん、ほとんどの外出を自家用車に頼っていますが、自分が車の運転ができなくなったときの不安を多くの方が持っています。歩くのも大変、ましてや自転車に乗れなくなったときの心配を多くの方は話していました。そして、先ほど町長も言いましたが、高齢者は買い物と病院通いを近所の人に頼んだり、また子供の都合に合わせて連れていってもらっています。子供の都合に合わせて連れていってもらっているのです。1人で外出したい。外に遊びに行きたい。子供にはだめだと言われている方もいました。下田野地域の方は、ここは不便な地域だと諦めを持っている人が多いのです。西武バスを利用したことのある人はほとんどいません。バス停がどこにあるのかもわからない人、どうしてもというときはタクシーを使っているということなのです。

私は地域の人の話を聞く中で、町の公共交通の検討を早急に始める必要があると感じたところです。町長は、いろんな制度をつくとバスの利用が減ってしまうとか、そういう心配をされますが、ではそのときにバスはどうするのか、そういう検討会議をつくれればいいのです。今年度から始まった若い人たちに家を建てて皆野町に住んでもらうという補助事業ですが、この施策も重要なことだと思います。それでも、その地域にずっと住んできた人たちが、これからも安心して住み続けられるまちづくりを進めていくこと、これも大変重要なことだと思います。単にタクシー代の半額補助を行うのではなく、自治体が本来行うべき行政サービスの核として位置づけて、住民の足を守るという立場に立てば、皆さん、かなりの取り組みができるのではないですか。そうして町民が元気になり、外出できる。それが、また健康にもつながって、医療費の削減にもつながるのではないのでしょうか。私はそう思います。将来を見据えたまちづくり、皆野町の公共交通をどうするのか、そうした検討の場を皆さんでつくりませんか。そして、町の人たちの声もしっかりと聞いて、いいものをつくっていく、そういうことが必要ではないかと思うのです。

最近、私、自分の文書を整理していましたら、3期目を目指す石木戸町長の後援会のチラシが出てきました。その中に、「日本一住みやすい皆野町を目指す」とありました。私は石木戸町長の町政への熱い思

いを感じたところです。そうした町にするために、みんなで知恵を出し合いませんか。町長、もう一度お願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 住みやすいまちづくりというのは、まさに私も目指しておるところでありますし、皆さん方からもご提言等もいただいたりしながら、住みやすいまちづくりを進めていきたいと、こういうふうに思っております。

先ほどの公共交通の関係でございますけれども、常山議員言われるように、片道タクシー代で2,500円とかという地域もあります。往復すれば当然5,000円にもなるわけですが、そうした地域の方々は頻繁には利用できないわけでございます。しかし、この大雪の折に、食料等がもう不足して困っているだろうというようなことから、自衛隊が孤立集落の道をスコップで掃いて訪ねていただきましたが、十分食料が確保してあると。まだ1週間ぐらいは大丈夫ですよという返事だったと。ということは、タクシー代も節約をしなければというようなことであるけれども、そうしたところに住まわれている人にしてみれば、当然備蓄というか、日ごろのタクシーを早々頻繁には使えないというようなことから、冷蔵庫等で貯蔵するということがありまして、地域の中でも助け合っているというような話も聞きました。そういうようなことからいたしましても、こうした例えば元皆野のようなところの方々の中から、今言われるような声があるのも、私も承知はしておりますが、そうしたところの方々がタクシーを仮に利用したとしても、そうしたところに住む人たちから見れば、その負担はかなり軽いし、近いところに商店や医院、病院があるわけでございますので、ご理解をいただきたいものと、こんなふうにも思っておるところでございます。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 町長の前向きな答弁が得られなくて本当に残念ですけれども、単なる私は買い物とか病院通いに町に出る、そういうだけではなくて、皆さんがお友達のところへ行きたい、映画に行きたい、例えば町の催し物に出かける、そういうふういろいろなところから交流ができる、そういうまちづくりは必要ではないのでしょうか。単に買い物だけではないのです、その公共交通を使うのは。ですから、ぜひそういう面でみんなが元気に出かけられるような町にしてほしいと思います。

次の質問に行きます。次の自然エネルギー活用についての再質問なのですが、先ほどの答弁ですが、全国各地で地域にある自然エネルギーを活用した取り組みが広がっているということは、私も認識しています。いろんなインターネットを見たりしたのですが、静岡の東伊豆町では、既に10年前に町や企業が風力発電を開始しているとか、先日の新聞には長野市の鬼無里地区というところでは、地域の人々が中心になってNPOを立ち上げ、森林を生かしてまきのステーション、まきの駅をつくりました。そのNPOの目標は、自然エネルギー自給率100%にするのだということを書いてありました。その柱になるエネルギーは、木質燃料とか、小水力だとか、それから太陽光だそうです。また、テレビで放映していたのですが、畑の上のほうに太陽光パネルを設置して、その下で野菜を育てていました。評価は別としても、おもしろい取り組みだなというふうに思います。70%が山林の当町においても、森林の活用はまず考えられることだと思います。

北海道でも、森林を生かした自然エネルギーを活用する自治体は多くあります。公共温泉の施設に木質バイオマスエネルギーを採用して、施設の暖房や給湯、温泉の加温を行っています。また、町の施設の暖房に木質バイオマスを採用して、その結果、雇用の創出や経費削減が実現しているそうです。それで、私、公共温泉なんかの施設にバイオマスを利用しているという北海道のことを調べまして、そうしたら、うち

のほうでは公共施設、例えば水と緑のふれあい館だとか、温水プールだとか、長生荘だとか、そういうところの電気代とか燃料費はどのくらいなのだろうというのをちょっと決算書を見ましたら、本当に水と緑のふれあい館の電気料は、昨年度は352万円です。燃料費が229万円、温水プールは電気代が546万円、燃料費は492万円、長生荘は電気料が179万円、燃料費は251万円です。これを例えば、一部かもしれないけれども、木質バイオマスや太陽光といったエネルギーに交換したらどうなるか、本当に経費削減になるのではないかなと私は考えます。そういうよく言われる費用対効果はどうなのだとか、また雇用はそういう中で生み出されるのか、そういうものを研究する価値はあるのではないですか。本当に森林の活用とか自然エネルギーの活用、雇用創出等について具体的な議論ができる研究会、まずつくることではないでしょうか。ぜひ町全体で自然エネルギーを活用するまちづくりを進めていただきたいのですが、補助事業も町は太陽光パネルに対する補助事業とかたくさんやっています。こういう町の施設などに自然エネルギーを活用した取り組みとか、そういう研究会とかはだめでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 当然プールだとかお風呂だとか、そういうところについては、ボイラー等をまずは取りかえなければというようなこともあるでしょうし、いろいろ木材によっての燃料というようなこと等も切りかえたときに、どうなるかというようなことは研究はしてみたいと思っております。いずれにいたしましても、なかなか秩父市等でやっている、上吉田でやっているバイオマス発電等につきましては、皆さんも既に見ているかもしれませんが、なかなかうまくいっていないというような話も聞いておまして、ここは軽々に答弁もできません。研究してみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ですから、そういうことを費用対効果、これだけ設備投資をして、どれだけ費用が節減できるのかと、節約できるのかとか、本当にそういうことを研究するところをぜひつくってほしいのです。いろんなこういうことに詳しい方も、研究者もいらっしゃるし、これから本当に原発に頼らないで、そういう地域のエネルギーを自分たちのこの地域で賄う、そういうことは、先ほど言いました燃料費についても、たくさん外から買っているわけです。それを地域の中で賄うということは、地域の中で経済が動いていくということなのです。そして、雇用も生まれる。そういうことをぜひ町としては大きな視点に立って考えていただきたい、そう思います。

それで、ちなみに、電気代は水と緑とか温水プール、長生荘の23年度、24年度、25年度3年間、全部こういうふうに書き出してみたのですけれども、本当に電気代、家庭の電気代も上がっていますけれども、温水プールなんか23年と25年では140万円も違うのです。それだけ大きな出費が町に出ているわけです。それをいいか悪いかということではないのです。私はそういうふうに電気代が上がっていると。それをそういう自然エネルギーで賄えないのかな、そういう研究、今から遅いかもしれませんが、やっぱり皆さんで考えていく必要、それでそういう勉強会をやったり、研究している人たちを呼んで勉強会をやったりとか、そういうことを北海道のほうの小さな自治体なのです。何千人の住民のところでも、もういろんな人を呼んで、地域の自然エネルギーをどうやって活用するか、そういうことを研究して、町全体で取り組んでいる、そういうこともあります。ぜひ皆野町も日本一住みやすいまちづくり、それを目指してほしいと思います。

最後になりますが、町長初め執行部の皆さんと、そして行政で働く職員の皆さんが、本当に町民と力を

合わせてどんな町をつくっていくのか、今までも真剣に考えてきていただいたことだと思います。でも、これからも町の将来を見据えて取り組んでいていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時41分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 次に、2番、宮前司議員の質問を許します。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 2番、宮前です。私は23歳で皆野町に戻り、35年間測量に従事してきました。その中で自分で会社を17年、皆野町さんにも15年ほどお世話になりました。現在は、建設会社に勤務し、工事を施工するための測量をしています。35年の経験の中で、大事なことは基準点ではないかと思います。基準点には、高さと水平位置の2種類があり、今回は水平位置の基準点で経緯度の話です。

3年前の東日本大震災では、家屋の倒壊、土砂崩れ、津波、第一原発等甚大な被害が発生しました。被害に遭われた方には、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、この大地震で日本列島は移動しています。例えば、宮城県石巻市では東に5メートル30センチも移動しました。私たちが住む皆野町でも、東に20センチほど移動し、現在も地殻変動で移動を続けています。国の出先である国土地理院では、設置間隔が約20キロで、全国に1,240点電子基準点を設置し、埼玉県内では10カ所に設置しています。その1つが秩父市第二中学校にあり、議会事務局長に連絡していただき、さきの9月8日午後に視察をしてきました。この基準点は、今までの基準点とは全く違い、5メートルのステンレス製のタワーの上に球体があり、GPS衛星の電波を受信する機器と、電話回線で国土地理院に毎日送信しています。そのような説明を受けました。国土地理院では、地殻変動で移動する基準点を一日一日ごとに補正量を算出し、ホームページ上で補正できるソフトを無料で配信しています。基準点は、皆さんと無関係ではありません。建物を建てるとか、駐車場にするために分筆登記をする際、地積測量図にどのような基準点を使用したか明記する決まりになっています。例えば、東日本大震災前の基準点を使用と明記します。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。1項の基準点について。①、現在、2級基準点と4級基準点が国家座標になっていますが、2級基準点を世界座標にすることをどう考えるか。世界座標は世界基準の座標で、GPSを使い大陸間数千キロをわずか数ミリの誤差で観測できるシステムです。皆野町で一番もとになる基準点が2級基準点だと思います。国は三角点、県は3級基準点を世界座標にする改測を終了しています。

②、4級基準点は2次路線までが4級基準点扱いですが、どのように管理されているか教えてほしい。昭和60年当時設置した基準だと思いますが、道路のオーバーレイ、雪掃き等で紛失が予想されます。

③、4級基準点に無理が生じているので、新たに3級基準点を設置したほうがよいと思うが、どのように考えているか。秩父郡市内では、秩父市、旧吉田町、長瀨町は3級基準点を終了しています。

2の境界について。道路台帳策定当時、大字皆野地区で境界を決めているようですが、どのように管理されているか。座標で管理しているのか、復元できるのか。

②、用地測量で構造物があるときの用地幅のとり方についてどう考えるか。これは調査設計段階で、擁壁とか側溝があるときです。

3項の国土調査について。国土調査は、30年ほど前から国からの通達があると思いますが、町長はどう考えるか。国土調査（地籍調査）とは、皆野町全域を対象に1筆ごとに立ち会いし、正しい地積を求め、実測で公図を作成する作業と認識しています。国土調査は、昭和26年6月1日、法第180号で施行されています。平成24年末の進捗状況ですが、全国で完了と実施中を合わせて70%、休止中と未着手を合わせて30%です。埼玉県の実施状況は、全国の進捗状況50%に対して本県は30%、全国第28位です。全国の着手率87%に対して本県は62%、全国で第44位、完了7、実施中14、休止18、未着手24市町村で、おくれていることがわかります。

昨年11月の秩父町村議員クラブの研修会で、議題「新たな林業の取り組み」の中で、カエデの生息範囲を調査し、樹液の採取をするため、樹木の所有者がわからず、境界立ち会いを行い、大変な作業と時間を費やしました。このことから、国土調査を推進するよう要望がありました。時期ですが、私は遅いぐらいだと認識しています。なぜなら、山の境をわかる人が毎年少なくなっています。お年寄りも、行きたくても足が痛い、腰が痛いと言っ立ち会いに行けず、現在の公図のとおり復元してもらえればよいと言っくださるお年寄りもたくさんいます。秩父郡市内では、秩父市が5年ほど前から、小鹿野町が15年ほど前から実施しています。小鹿野町では、100年かかるといっ話を聞いています。ですが、やらなければ終わらないことは事実です。国では調査の結果を1、土地の取得の円滑化と土地の資産の保全、2、公共事業、民間事業のコスト削減、3、災害復旧の迅速化、4、公共物管理の適正化、5、固定資産税の課税の適正化、6、適切な森林管理などを挙げています。負の効果は挙げていませんが、お金と長い年月がかかり、境界紛争も予想されます。

とりあえず以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 2番、宮前議員の一般質問通告書に基づきお答えします。

宮前議員からは、基準点、測量調査関係の極めて専門的な分野のご質問であり、また宮前議員の最も得意とする分野であろうかと思っます。この中の3番の国土調査についての考えを申し上げます。国土調査とはどのようなものか、概要を申し上げますと、市町村がみずから行う事務であり、町全域の私有地の所有者、地番、地目の調査、境界の立ち会い確認を行い、境界、地積の測量を実施する一筆調査で、地積図、地積簿などを作成する事務事業であると理解しています。国土調査は、町全域を行うため、極めて長い年月と経費を要する事業であります。深谷市では、昭和27年ごろから始めまして、いまだ完了していない状況であります。

県内国土調査の実施状況ですが、完了した自治体は蕨市や三芳町など7市町のみ、継続している自治体

は深谷市、熊谷市など14市町です。国土調査を開始したが、今は休止した自治体の本庄市、嵐山町など18市町です。未着手はさいたま市、皆野町など24市町村であります。なお、秩父郡市では、秩父市、小鹿野町が着手し、他の3町1村は未着手であります。秩父市におきましては旧大滝地区の一部、小鹿野町につきましては長若地区の一部というふうに聞いております。

国土調査による成果ですが、宮前議員もよく承知のことですが、土地の実測面積の確定、土地境界をめぐるトラブルの防止、大規模災害後の復旧事業の迅速化が図れる。土地区画整理事業等に活用できるなどが挙げられます。このような成果が上がるには、地積図、地積簿がしっかり完備できてのことであります。要は土地の境界が確定できてのことであり、この国土調査のキーポイントは土地の境界画定にあるとも言えます。国土調査に対する必要性等理解はできますが、現在進めています子育て支援、元気で長生き対策、安全快適な生活ができる道路、環境、防災対策、産業観光の振興、学力向上と教育環境の整備等を優先的に取り組むため、現在のところ、国土調査の具体的な着手は考えていません。

1番、2番の基準点測量、境界については、建設課長から答弁をいただきます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 2番、宮前議員の通告書の1項目め、基準点測量についてのご質問にお答え申し上げます。

当町が設置、管理している基準点は、2級基準点15点、4級基準点5,118点で、道路台帳の整備をするためのものがございます。基準点は、日本測地系でございます。まず、2級基準点を世界測地系にすることについてどう考えるかとのことでございますが、GPS測量など高度な技術が進歩している中、基本的、将来的には世界測地系を採用する必要は当然あると考えます。現段階においては、世界測地系への早急な移行の必要性、その移行に伴う多大な費用が必要なことなどを考慮すると、今後の研究課題であると認識しております。4級基準点の管理についてでございますが、道路台帳の補正時に必要な点について、確認、復元、新設などを行っております。また、3級基準点を設置したほうがよいのではないかとのご提案でございますが、道路台帳の作成時から当町では2級及び4級の基準点で、その管理を行っており、その管理に重大な問題は生じておらず、多大な費用がかかる3級基準点を新設する予定は現在のところございません。

次に、2点目、境界についてのご質問にお答え申し上げます。道路台帳作成時の境界管理は、確定をした境界を平板測量にて図面化し、各区域間の距離を計測しております。また、道路改良工事などにおける用地幅の余裕幅について、これは埼玉県道路設計基準を参考に決定しております。路肩等を構造物処理する場合、当町の標準余裕幅は基本的に10センチ以上を確保しております。また、境界標柱の敷設につきましては、工事請負業者により改良工事の完成と同時に埋設するように努めております。工事着手時には、用地幅ぐいを設置し、また座標地の一覧表を提供しております。設置作業は良好であると認識しております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問。

宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） では、基準点から行きます。世界座標にすることは、後々必要だというような建設課長のご意見をいただきましたが、実際のところ、埼玉県内の国家座標を世界基準に改測しているところ

ろは少ないのですが、秩父郡内では長瀨町が2級基準点を数点ずつ毎年補正しています。

それと、その下の4級に行きますと、心配しているのは、他の路線に結合したときに大丈夫なのかということ、3級基準点はただいまの管理に多大な金がかかっているのです、すぐすぐ取りかかれぬという話ですが、国土調査をすることを前提とした場合には、皆野町全域を計画し、毎年10点でもいいので実施できるように検討してもらいたいです。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） それでは、2番、宮前議員の再質問にお答え申し上げます。

3級基準点を今後、毎年設置をする、または2級基準点等を世界座標に毎年変換をしてほしいというご要望でございますが、先ほど申し上げましたとおり、私のほうといたしましても国土調査を実施をする、または世界測地系、これを採用をするという段階においては、町も2級、3級、4級、これらの基準点を整備をする必要が当然あるというふうに認識をしております。ただ、今の段階におきまして、3級基準点を設置をするにおいては、2級が約5,118、先ほどそういうふうに答弁をしましたが、これから考えますと3級におきましては約1,500点必要であると。ただ、今、当町におきまして道路台帳の管理をするに当たりまして、4級基準点を使用して修正をやっていきます。これを長い時間やっておりますので、今の道路台帳の現況に合うような修正はできていると。また、ここで3級の設置をやっていくという必要性は、今のところないというふうに考えてございますので、今後も今の4級で当分の間やりたいというふうに考えています。

○議長（四方田 実議員） 宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 基準点については、わかりました。国土調査のほうと関連しているのです、またそちらのほうをやるようなことがご検討いただけるようでしたら、基準点からやってほしいという要望です。

それでは、2項目の境界について、先ほど道路台帳に境界ぐいを明示してあって、それで転換距離がうたってあるというようなことでよろしいのでしょうか。それだと復元ができないということよろしいのか。

あと②ですけれども、道路……

○議長（四方田 実議員） 1つずつやりましょう、今の。

○2番（宮前 司議員） 今の、はい。

○議長（四方田 実議員） 答弁。

建設課長。

○建設課長（小宮健一） 宮前議員の再質問にお答え申し上げます。

道路台帳を作成しましたときには、現地に、特に大字皆野、この皆野地区におきましては、境界確認ができるところにおいては、境界確認をし、現地に境界柱を敷設をしております。その境界柱について、座標管理はしてございません。ですから、現地に境界を入れたと。また、先ほど申し上げたとおり、くい間の距離をはかって、それを明示した図面は建設課のほうで保管をしております。ですから、座標管理をしておりませんので、宮前議員のおっしゃる復元はできないということでございます。

○議長（四方田 実議員） 宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 境界についての①は、これも結局、最終的には国土調査と関係してくるので、そのときが来た時点で座標化してもらいたいと思います。

②の用地測量ですけれども、設計基準の話も出てきましたが、余裕幅は田んぼと畑が10センチのようで

す。市街地ではなしにしていると思います。これ調査段階ですけれども、宅地と雑種地、あるいは近い将来に宅地や雑種地にする計画がある土地の所有者がいた場合には、余裕幅をなしにするようなことも最近では余裕幅なしというところも多いように感じています。

- 議長（四方田 実議員） 質問は、それで何が聞きたい。
- 2番（宮前 司議員） 用地の余裕幅の②のほうです。
- 議長（四方田 実議員） とり方。
- 2番（宮前 司議員） とり方。
- 議長（四方田 実議員） 建設課長。
- 建設課長（小宮健一） 宮前議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど議員さんのほうから、田んぼ、畑、これについては10センチ、また宅地については余裕幅ゼロというお話でございました。私のほうで先ほど答弁を申し上げたとおり、当町におきましては原則的において宅地であっても、余裕幅ゼロということはいたしておりません。田んぼ、畑と同様に、原則的に、基本的に10センチ以上とるように余裕幅についてはしてございます。ですから、将来的に宅地になりそうな土地についてゼロでやっているかというご質問については、10センチ原則的にとっているというお答えになります。

また、先ほどの質問のときに、ちょっとお答えをすればよろしかったのでございますが、追加でちょっと答弁をさせてもらいたいと思います。道路台帳で当初つくったときにはくいを設置してはかっているだけで、座標化はしてございませんが、その後、特に今現在におきましては、道路改良を実施をするに当たっても、扱いとしては任意座標の扱いになりますが、境界柱、その他について、ですから町の用地、また個人の境等、全て座標管理をしておりますので、追加で答弁させていただきます。

以上です。

- 議長（四方田 実議員） よろしいですか。
- 2番（宮前 司議員） はい。
- 議長（四方田 実議員） 続いて、いいですか。それでよろしいですか。
- 2番（宮前 司議員） はい。
- 議長（四方田 実議員） 次はいいですか。
- 2番（宮前 司議員） 次は3項目に行きたいと思います。
- 議長（四方田 実議員） 2番、宮前司議員。
- 2番（宮前 司議員） 国調については、町長の答弁を聞いても、やっぱり期間もかかるし、いろいろ今やっている政策の中で費用もないという話をされていまして。私が心配しているのは、現在、国が4分の2補助して、県が4分の1補助、市町村が4分の1負担というような率ですが、これがいつまで続くのか。もう一つ、道路台帳のときのように、地方交付税を年度ごと段階的に引き下げ、最後は交付税を打ち切る措置をとるのかというようなことを私は心配しています。
- 議長（四方田 実議員） それで、やるかどうかということ、質問は。
- 2番（宮前 司議員） そうです。
- 議長（四方田 実議員） 町長。
- 町長（石木戸道也） この宮前議員の質問の趣旨はよく理解できますし、必要なものかと思っておりますけれども、100年もかかるだろうというようなこと、あるいは他の自治体を見ましても休止あるいは手もつて

おらないというようなこと等を考えてみたときに、今どうしても町民の要望、要求に応じていくことが多い中で、すぐすぐこれに着手するということにつきましては、答弁申し上げましたように現段階では取り組むことが難しいなど、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） では、最後にしますけれども、本当にやらなくてよいのか、やったほうがよいのか、前向きな検討をしていただき、これで一般質問を終わりにします。

○議長（四方田 実議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして大きく3点、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の前に3人の議員さんが一般質問しまして、私に関連することも少なからずあったこともありますので、重複する部分もありました。また、ある意味で、もう大体答弁も見えてきてしまっているものもあるのですが、いろいろ聞いていく中で、また前回の議会の私の一般質問に関する議会だよりの記事についてのご意見といたしますか、抗議というか、そういったものも踏まえたときに感じることは、やはり町のほうの答弁の内容について若干不十分であるというふうに感じている部分があります。その辺については、また後々質問の中でただしていきたいとは思いますが、何にしても町が積極的にいろいろな事業に対して取り組んでいただくことについて、これが悪いということは決してないわけでありまして、いいことであれば積極的にどんどん実施していくことというのはいいと思っておりますが、しかしながら防災行政無線にしても、また「お出かけタクシー」にしても、やはり肝心の利用者といいますか、町民の意見が余りにも軽視されているというか、ほとんど聞かれていない。よくて先ほどの一般質問の中にあった区長要望ぐらいまでが聞かれている部分であって、その下の部分、検討の部分でも検討する考えがないというような答弁もさきの議員さんの一般質問の中にも見えていますので、そういった点が一番いろんなトラブルの根底にあるのかなというふうに感じております。

さて、本題に入りまして、まず第1点ですが、町内公共交通についてということであります。市街地部というふうに言いましたが、大ざっぱに言えば旧皆野、これは金崎、下田野の一部を含めてということですが、もう少し言うならば、お出かけタクシーの範囲以外と、範囲に入っていない部分についてであります。先ほど町長の答弁の中でも、旧皆野、元皆野という言い方をされていたようですが、中でもこういう足については要望があるのは承知しているというような言葉がありましたが、どの程度承知しているのかわかりませんし、またどういうふうな考えでいるかということは、その後の答弁、大体見えてきている部分ではあります。実態としては大変交通不便者という言い方をしてもいいぐらいの方々徐徐にふえつつある。要するに免許がない、車がない、イコール足がない。また、独居老人のような方々も少なからず出てきておりまして、お子さん方が町内にいない、遠方であるという方々もおるわけです。

先ほどの町長の答弁の中で、停留所まで1キロというふうな形での部分は我慢の範囲であるというふう

にもとれるような発言がありました。実態が例えば町のバスにしろ、西武のバスにしろ、この路線内に例えば買い物であるとか、例えば病院であるとか、そういった部分が非常にないところが多いのです。また、ご存じのとおり、バスのダイヤというのは非常にまばらであります。実態として、例えば大浜地区であるとか、下田野地区、金崎地区にしても、バスを利用したくても利用する意味がない、こういうことが実態になると思います。鉄道にしても、例えば私のところ、皆野駅のそばですから、親鼻地区に何か買物をしたいというのであれば、親鼻まで電車で行ってというようなことが手段としてできないことはないのですが、それが果たして現実的に起こるのかと、とれる手段なのかという、なかなか首をかしげざるを得ないという部分があるかと思えます。

公共の足というのは、実際、今あるバスにしても、設置しているほうの思いが余り届かないと言ったら語弊があるかもしれませんが、意外と利用されていないというのが実態かと思えます。本来であるならば、その辺のこともきちんと調査をすべきであるかなというふうにも思えます。それら考える中で、町内の交通不便者に対する対策、これはどういうことでもいいのかと思うのですが、何か具体的なものがあれば教えていただきたい。また、そういったことを吸い上げる、意見を聞く部分を、さっきの常山議員からも出てきたようすけれども、こういったことを真剣に話し合える場というのが必要になると思います。話し合えるということは、どの程度のことなのか。やはり少なくとも各町民、議員が必要かどうかは別として町民、執行側、それから業者、少なくとも3団体、2名ずつぐらいの計6名、できれば10名ぐらいの形で委員会といいますか、立ち上げてもらって、5回ぐらいの検討をいろいろしてもらおうのほうがいいのではないかなというふうには思いますが、それらを含めてご意見を伺いたいと思います。この件については、また後でいろいろ再質問でさせていただきますが、2項目に移りたいと思います。

2項目は、道の駅に関しての事柄なのですが、手元にあるのですけれども、実は道の駅内にありますJAの「レストハウスみなの」ですか、これが7月の下旬に、ここにあるようなビアガーデンを毎週金曜日に9月19日までやりますというチラシを町内の新聞に入れました。レストハウスについては、JAの経営でもありますし、いろんなことをやるのは構わないであろうということと言えるのですが、ここに大きく道の駅みなのとうたっているわけですね。道の駅については、アルコール販売、これ数年前のことですが、「道の駅おかべ」であるとか、また道の駅ではないのですが、サービスエリアであるとか、そういったところでアルコールの販売、これについてはいろいろな議論を呼びました。これはもちろん飲酒運転ということがあるからですが、とはいえ観光にしろ、普通の道路使用者がというのは非常にまずいことであり得ないことなのですが、道の駅利用者の運転者以外の人たちがアルコールを楽しみたいという需要もあるだろうし、そういったことについてちゃんとした、いわゆる飲酒をしない運転者を確保しているのであれば、それはいいのではないかなというような形で一つの収束を見たように納得はしております。

しかしながら、今回のチラシについては、「道の駅みなの」が観光客に対してというよりも、皆野町内の新聞に折り込むということは、皆野町民に対しての広告ということですから、町民に対して道の駅というよりも、あそこの敷地内のレストハウスでビアガーデンをやっているから来てくださいと、これは公営勧誘広告だと思うのです。それはそれでいいと思うのですが、大きく道の駅とうたっていること、それからもう一つは、いわゆるハンドルキーパーと言われるアルコールを飲まない人を確保しろとか、飲酒運転についての注意書きというのは全く書かれていないのです。この件について、このチラシが出た直後に産業観光課のほうに問い合わせをしたところ、ビアガーデンをするということは承知していると。しかしながら、こういうチラシが出るとは思っていなかったと言われたものですから、ビアガーデンをして、道の

駅といいますか、このレストハウスも経営的に盛んになってもらったほうがいいわけですから、それはそれぞれの努力ですからいいと思うのですけれども、それにしてもアルコールに関する注意書きぐらいは入れておかないとまずいのではないかと、その辺は町としてきちんと話を入れるべきだというふうに申し入れをしました。

ところが、これが8月の下旬です。また、同じチラシが入りました。これにも先ほどと同じものですから、先ほどの私の申し入れは全く無視された形になっています。恐らくこれは裏へ回しますと、こっちが主だったと思うのです。お米の、多分これ、こちらのもが余ったので、裏にお米を入れて出したのかなとも思うのですけれども、それにしても町のほうが、このチラシに対してアルコールの飲酒運転に関する注意ぐらいはという申し入れをしたかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、このような広告に対して道の駅をうたうのはいかがなものかと思うので、この点について町長の意見をお伺いしたいと思います。ちなみに、警察のほうに問い合わせたところ、秩父管内での去年、飲酒運転における事故のパーセンテージは、県内が大体1%以下、0.何%に対して、皆野町で調査がとつてあるということでしたので、5%だと。これは町全体に対して非常に高いなと思うのですが、種を明かしますが、実は18件中1件ということだと。これは、1件だからいいということではありません。もちろん1件でもあってはいけないことで、秩父管内においては秩父市でもう一件ということなのですが、比率にするとでかいので、びっくりしますけれども、1件ということですが、1件あるということは、事故が起こらなかったようなケースも恐らく少なからずあると、こういったことも警察のほうでも言っていました。

本来ならば、検挙数といいますか、いわゆる飲酒運転、酒気帯び運転の検挙数がどれぐらいなのかというのでも聞ければよかったのですが、その辺の統計調査は県のほうで取りまとめているのですぐすぐは出ないということであったので、あえて事故数ということで取り上げましたが、ご存じのとおり、皆野町は町内で死者がゼロというのを継続しております。それだからということではありませんが、飲酒運転というのは非常に悲惨なことを招きますので、町として、また道の駅という事業にかかわっている町としては、こういったことを踏まえて、こういった広告についても注意を促していただきたいと思いますが、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

3点目ですが、日野沢小学校を貸し出しまして数年が経過しておるわけですが、当初の話と余りかけ離れているわけではありませんが、なかなか言われていたような事業が立ち上がってこない。また、これはうわさの域を超えないのですが、貸していない前の校庭やら川あたりで遊んでいると、何か怒られたというか、うるさいと言われたとかというような町民の声も聞こえてきております。この日野沢小学校の事業といますか、貸している相手のことですから、なかなか内容については把握できないかと思いますが、その後について町ではどのようなところまで把握しておるか教えていただければありがたいと思います。

一応最初の質問は以上で、よろしくどうぞお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番、JAちちぶレストハウスのピアガーデンのチラシについてお答えします。「道の駅みなの」は、平成23年10月7日、JAちちぶ皆野農産物直売所を改修し、道の駅としてオープンし、その後、客数、売り上げ額が大幅に伸び、好調な状況が続いています。道の駅の要件は、24時間オープンの駐車場、トイレ、

情報施設であります。この施設は、町は使用貸借し、その管理運営は地方自治法により指定管理者として J A ちちぶが代行しています。指定管理者として管理運営を代行している J A ちちぶが、その責任のもとに多様な営業ができるものであります。したがって、チラシに道の駅を表記することは問題ありません。「レストハウスみな」の営業の中のビアガーデンですので、にぎやかにする取り組みであると思います。

なお、飲酒運転は注意書きがある、なしにかかわらず、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなであり、今は社会の常識であります。

3 番目、旧日野沢小学校校舎のその後についてお答えします。老朽化が年々進んでいた旧日野沢小学校校舎の活用については、平成24年4月1日から医学博士である医師の石川自然さんと賃貸借契約を結び、主に医学書籍の資料館、収蔵庫として使用しています。賃貸借料については、契約どおり納入されています。石川自然さんは、現在は長野県上山田病院に勤務されているとのことであり、余り日野沢に見えていないようであります。なお、草刈り等の清掃については、状況に応じて適宜行っております。

以上のとおり、賃貸借契約に違反するような行為はありません。

1 番の「お出かけタクシー」関連の町内公共交通については、健康福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、1項目めの町内公共交通、市街地部の高齢者の足対策について、お出かけタクシーとの関連がございますので、健康福祉課長からお答えを申し上げます。なお、先ほどの3番、常山議員への町長答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

林議員さんから、これまでも過去の議会におきまして予算審議等を通じまして「お出かけタクシー」とともに、特に市街地部の高齢者の足対策のご質問、ご要望等をいただいております。「お出かけタクシー」の対象地区につきましては、既存の公共交通との位置関係、駅またはバス停からおおむね1キロメートル以上離れた集落としております。したがって、ご質問にもありましたように、逆に申し上げますと、鉄道の駅周辺及びそれ以外にも町営バス日野沢線、金沢線、西武観光バス三沢線の沿線の集落は対象になっておりません。

ご質問にありましたように、高齢者の増加、商店等の減少ということもあろうかと思いますが、比較の問題としては公共交通が利用可能であること、あるいは町内においては比較的近いところに商店があり、買い物等ができることなどが挙げられますので、もちろん不便を感じておられる方もいるかと思いますが、今すぐ具体的な策をとっていく考えはございません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問をさせていただきますが、話が早いほうの2番、3番を先にさせていただきます。

まず、レストハウスのチラシについてですが、確かに今、町長が言われることは大変当たり前のことでありまして、原則論で言えば、ああ、そのとおりですねとしか言いようがありませんが、それを一般的に言った場合、果たしてそれがどのような反応になるか、町の中でそれを言ってもらえると一番いいのですけれども。まず第1に、皆野町、残念なことに飲酒運転を、それだけがということではないかと思えます

が、それで懲戒者を出したことがあるわけです。それを行った町のトップの言葉とも考えられないような先ほどの答弁でしたが、どこの飲食店でも飲酒運転についての注意というのはいろんな形で出ているのです。ましてや、これアルコールを売りますと、ビアガーデンやっていると、これ町内の町民に対して言っているわけですから、これやっぱり必要だと。たった1行入れるだけです。それをしなかったことに対して遺憾だということが言われたのならまだしも、なくてもいいような今の発言は、大変まずいのではないかなと思います。

道の駅の運営管理を指定管理者としてお願いしているから町は関係ないよというのでは、飲酒運転はなくなりません。先ほど言ったとおり、1件しかない、表には1件しか出ていない。でも、飲酒運転というのは少なからず件数としてあるのだと、これは警察でも認めていることです。それを少しでも減らそうという、そういう努力が必要なのです。それにはつまらないことかもしれませんが、こういったことをやっておくことが絶対に必要なのです。どう考えたって道の駅、ビアガーデン、ここへ行くのに歩いて行く人はほとんどいないでしょう。自転車でも飲酒運転ですから、それを考えたときに、では「お出かけタクシー」で行きますか。町内の人は、いわゆる旧町の人は無理ですよ。そういった現実があるわけです。それをどうこうしろとまで言いません。ただ、こういうチラシも考えていかないと、道の駅そのものがまずいことになると思います。

昔、実はこれと似たようなケースですが、全く飲酒運転とは関係ないケースですが、まだ町内の飲食店が盛んなころですけれども、美の山のいこいの村で同じようにビアガーデンをやりますと。これ飲み放題ということでチラシを打つような話があって、打ったかどうか私自身は記憶にないのですけれども、そういうことがあったと。そのときに、町内及び周辺の飲食店が、こぞってそれに反対した。反発して、えらい騒ぎになったと。これは全く飲酒運転とは逆に、それぞれの経営の危機だということだったのだと思いますが、そういったことを含めても、町が指定管理者としたところが、こういったことをすることに対して、今、非常におとなしくなってしまうから、町内飲食店は何も言いませんが、1軒1軒回ってみると、やはりこういうことをされてはなという意見があることも確かです。やるなどは言いません。これは商売ですから仕方のないことではありますけれども、その辺もう少し配慮があってもよかったですのではないかと。これは2点です。1つは町内の飲食店に対する配慮、もう一つは飲酒運転に対する配慮です。わからなかった、全然知らなかったよということであればまだしも、話があった。このような場でも言われているわけですから、それを落としたのは遺憾だったぐらいの言葉はいただきましたかなと思います。

この件については、どうですか。町長。それでも、JAのやったことは俺には関係ないというふうな立場になってしまうのですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 道の駅というのは、24時間オープンな駐車場、トイレ、そして情報施設、これが完備されていれば道の駅の認定がされるということでありまして、レストハウスの営業につきましては、これは農協がやっていることでございます。いずれにいたしましても、この営業について他の、他のというか、JAがやる営業、あるいは民間がやっている営業、これを町がブレーキをかけるというようなことは、これはできないこととあります。したがって、先ほど申し上げましたように、車で来ても運転手は、絶対にこれは飲んではいけないこととあります。これも先ほど申し上げましたように常識であります。社会の常識であります。ですから、例えば普通車に5人で乗ってきたとしても、4名の方が飲んで帰ると、

こういうことは、これは違法でも何でもないのであります。ですから、運転をする人は飲むなど、こういうことでありまして、あえてここでそうしたピラに運転をする人は飲酒は控えてほしいというようなことまで書かなくても、これはもう社会の常識であると、こういうふうに私は認識をしております。

それから、県内の飲酒運転は1%だと。秩父地域においては5%だという話をいただきましたが、いわゆる対象者が少ないから、1人でもあれば一気にパーセントが上がってくるというようなことになろうかと思えます。いずれにいたしましても、飲酒運転は絶対にしてはいけないと。これは町を挙げて取り組んでおりますし、交通安全協会だとか、指導隊だとか、母の会だとかという方々が、本当に交通安全運動については一生懸命取り組んでいただいております、あるいは町からの啓蒙もあつたりして、埼玉県でも事故のない、死亡事故の少ない自治体として上位3番目であります。こうした記録は今後も継続していきたいと思っております、こうしたことには心配り、目配りはしていきますけれども、法令で決めてあることまで、あえてというのはいかがなものかというような感じがいたしましたので、先ほどのような答弁をしたわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） 法令で決めてあれば守るのが一般常識だ。そんなこと言われなくたってわかってはいますけれども、それを守れないのが残念ながら人間なのです。それが守れるようであれば、先ほど町長が答弁の中で言われたとおり、いろんな人たちの努力は要らないのです。守れないから、いろんな形で努力が必要なのです。その中で町が全くかかわらない、手出しができないというのなら仕方ないけれども、口出しができる相手でしょう。ですから、今、飲食店の中でそういったことは当たり前になります。書いてある。どこにだってあります。ちゃんと確保しなさいと、そんなの当たり前なのです。その当たりのことが抜けているから言ったわけなのです。それで、では言われたから、わかりました。やるかやらないかは構わないのです。それは町長の判断で、そう言ったけれども、いいや、やらなくても、声は出さないよ。でも、議会で言われたから、それは考えます程度のことは言っておいたほうがよろしいのではないかなと私は思います。これ以上は単なる水かけ論、平行線になるでしょうから答弁は結構です。

3点目に行きたいと思えます。日野沢小学校の校舎の跡利用についてです。町長の答弁の中にもあったとおり、地域の人たちの触れ合いであるとか、それからでき得ようであれば診療所的な機能もなanteいうことがありましたが、そういった事柄については、先ほどの答弁の中ではほとんど期待できないというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 答弁でも申し上げましたとおり、現在は長野県の上山田温泉病院に勤務しておるといふようなことからして、当初期待をしたようなことは、現在のところは期待ができないということでございます。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、要望させていただきたいのですが、何らかの形でもう少し有効利用できるようなことを相手方に要請をしていただきたいこと、それからもしも無人といいますか、無人ではなかなか難しいとは思いますが、展示館的なことができるのであれば、町のほうがどのような対応ができるかわかりませんが、そういった展示物の管理ぐらいはできるかどうか、そういったことの話し合い等もでき得る限りお願いをして要望とさせていただきたいと思えます。

町長、いいですよ、それで。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 要望ですから承っておきますけれども、大変価値のある医学書等がそこに保管されておるといふような話も聞いておまして、なおまた無人であるというようなことから、いたずらをされた経過、あるいは侵入された跡があるというようなこともありまして、借りている石川博士も心配だということも漏らしておるようでございます。そうしたことも踏まえまして、先生とも相談をしていければと思っております。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） ちょっとびっくりしたのですが、そのような価値のあるものがあるのであれば、なおのこと安全面のことをしっかり相手と打ち合わせをして、その責任の所在等をはっきりさせておかないといけないと思いますので、その点の管理責任とか、例えばガードマンとか警備会社を使うとかそういったことを早急にしたほうがいいのかと思いますので、そちらのほうの検討もあわせてお願いしておきます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） あそこを貸すことについては、賃貸借契約だけのことで、管理や何かについては相手方が全て責任を持ってやるということになっておりますので、今言われるようなことにつきましては、石川先生のほうには伝えますけれども、町のほうで責任を負うというようなことは一切ございません。

○議長（四方田 実議員） 続いて、次を。

林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件については、それで安心いたしました。

それでは、最初に戻るわけですが、「お出かけタクシー」事業ではなくて、これ交通不便者対策ということですが、「お出かけタクシー」に関しては、先ほどの答弁の中で予算額と、それから実際に使われた額が表に出てきたわけですが、当初見込まれた予算よりも大幅に利用が少なかったわけです。ですから、ことしの予算はまた一段と去年に比べて少なくなっているわけですが、こういった事業は決して町にとって黒字になるような事業ではありません。利用してもらえば利用してもらうほど、ある意味では持ち出しになるような事業になると思います。これは私が言っている公共交通についても、かなりその点が大きいと思います。現実問題を言えば、公共交通の中の三沢の西武バス路線にしても、ある意味では町営バスの路線にしても、厳密な意味で考えたときには、ほとんど持ち出しに近い。もちろん補助金云々で帳簿上は黒字になっているよということは承知しておりますけれども、現実問題としては持ち出しになるような事業になる、これはもう仕方のないことで、利用者少ないのははっきりしている中で。必要と思われる便数だけを確保すると、どうしてもそういうことになるだろう。であるからこそ、利用者である町民、それからある意味では学校、それらを統合的に見たときに、我々の皆野町の手本となるようなところは、おとしになりますか、胎内市が5路線でしたか、市営バスを持っていて、それがほとんど空の状態で、5,000万円方持ち出しでやっている。これではしょうがないのでということで、それらを含めた形で公共交通に切りかえたわけです。

こういったある意味では非常に英断が必要になると思うのです。確かに町長がさきの答弁で言われているように、皆野の町営バスについては小中学校の生徒の通学の足になっています。ある意味では、皆野高校の高校生の通学の足となって、一時はその高校生の確保にも役に立ちました。しかしながら、その点については、今、皆野高校自体が非常に苦しんでおります。そういった部分だけを抜き出していけば、町営

バスは必要だと、観光客に対しても必要だということにはなりますが、それだけが町営バスの使命ではないわけです。町民全体の利便性を図る。今、公共バスがない金崎地区、金崎地区についてはもう10年以上も前に署名つきで請願が出て、それを採択しているわけです。これは石木戸町長にのみ言われるわけではない。歴代の町長の責任でもあるわけですが、それに対して全くほとんど手当てがされていない。同じようなことは、下田野地区や、また今度、西武バスがなくなってしまった野巻地区などからも言われることになるでしょう。三沢においては、一応下の部分については西武バス走っていますけれども、そうでない部分の中にはある。非常に町のほうで言う公共交通云々というところ以外の部分というのは、意外に多いわけです。それらの部分をカバーした場合に、利用が果たしてどのくらいあるのか、そこだけ考えると、ある意味では本当に必要なのかと疑ってしまうような部分もないことはありません。ただ、それをいきなりあしたからやれと言っているわけではありません。そういったものが本当に必要なのか、それらを含めて、ここ2年、3年かけて、いろんな形で意見を聞いてみる、こういうことが必要ではないかと思えます。

実は、きょうの質問の最初に言いました前回の一般質問に関連しての抗議というのを聞いてみたわけですが、これについても実は全く話は別なのですが、なぜか議会だよりなのに、町長のほうへ何かお出かけになったようで、直接書いた私や議会だより編集委員長のほうには話が来ていないのです。經由してメモ書きのようなものは来てはいますが、直接的には話が聞けていないわけです。いろいろ直接うちのタクシー業者さんをご近所なものですから、聞いてみたりしますと、どうも私たちが議会や、それから本会議や全協の中で聞いていたこととは若干違っているのではないかと。我々サイドは、全協のときに「お出かけタクシー」を始める際に、業者と執行部、職員が話し合っているいろいろ詰めて言ったというふう聞いていて、そのように認識していました。これは別に独占的にやって、お金をもうけようとか、そんなことを言っているわけではなくて、うまく使いやすいように、いいようにするためにというふう考えていたわけですし、そのようにも納得しておりました。

ところが、私の書いた、そのようなつもりで書いた、直接その記事とは関係ないところへすっと入れたのですけれども、それを見て、あんなような、業者と町が組んでもうけようというような誤解をされかねないというような内容に受け取った人というのは、私の知る限り周辺にはほとんどいないです。なぜそんなことになったのかといろいろ聞いてみますと、いや、町のほうは実態として聞いたのは、今度「お出かけタクシー」のようなことをしたいのだけれども、何かうまい方法はないかと聞きに来たよと。これこれこういうのがあると。そういうふうな答えを返したら、戻って、次に来たときには、今あるような制度を提案されたというような話が来ました。我々が認識していたのとは大分違う感覚です。

予算についても、こんなにたくさんあっても多分使い切れないから減らしたほうがいいよというふうなことを言いましたというような話を聞くことができました。余りにもその辺の事柄は、我々が議会本会議の中で聞いたことと違っているんで、それならば、ああいう書き方をされたら、ああいう書き方というのは私が書いたわけですが、ああいうことを書かれたならば、当時者としてはある意味不愉快だったのだろうなというふうに思いました。その辺の事情も話をしてお互いに納得ができたところです。

そういうわけですから、答弁についても実態というのをきちんと出していただきたい。そのように感じました。これは私の感想ですから、答弁についてはあってもなくても構いませんし、また「お出かけタクシー」の云々につきましては、この後、新井康夫議員がかなり突っ込んだ議論をされるようですから、そちらのほうにお任せたいと思いますが、とにかく執行部はここ数年間、町のほうで考えたこと、余り外のいろんな意見を聞かずにやってしまうことが多い。これ議会にはちゃんと通ったよと言われれば、確かに

そのとおりで、議会サイドとしても何とも言えないところですが、もう少しいろんな場所からの意見を聞いてやっていったほうがいいと思います。確かに時間はかかります。時間はかかるけれども、そのほうが後々よいものができるし、いろんな部分でも本当にいいものができるはずなのです。

過去においても、大きな箱物なんかにしても、いいもの悪いもの、いろいろ見てみますと、つくる過程でしっかり議論がされたものと、そうでなかったものは、大分後々の利用やなんか違ってきます。具体的に何のことだというのは言うまでもなくわかると思いますので、せっかく大きなお金をかけてやる事柄に、「お出かけタクシー」はそれほど大きなお金が逆にかからなかったところですが、必要になる事柄は多いわけですから、三人寄れば文殊の知恵なのです。1人だけで考えていると、周りが見えなくなる。確かに多くなれば意見がまとまりづらくなりますから、事業のスピードという部分については遅くなるかもしれませんが、それこそはもう首長さんの判断いかんです。ただ、判断だけでなく、広く意見を、いろんな事柄を聞く。それは区長さんやなんかだけでなく、聞く必要があるだろうと思います。そういった期間をつくって、ある程度の時間をかけてやっていただきたいと思いますので、町内交通の私の事柄については、先ほどの町長の、また健康福祉課長の答弁から、正直言ってやる気はないというふうに言われたと感じておりますが、必ずこういった事柄が必要になってくることです。

三沢路線で600万円方町が補助しているわけです。この補助がなくなれば、恐らく西武バスはやらなくなるでしょう、そうなのですけれども。ほかの事業でも、持ち出し年間2,000万円、また持ち出し数百万円。よく町長が言われるリフレッシュプランの中に出てきた大物がまだあるのです。そういったものをあわせて整備する。また、バスについても、今ある路線バスなど含めて、トータルに考えればなくせと言っているわけではありません。使いやすいように変えていく、こういったことが必要になる。使いやすいようにというのは、これはやっぱり執行側だけ、議員だけではうまくいきません。実際に利用する人たちの意見、そういったものを幅広く取り入れることで、検討委員会が絶対必要になると思います。すぐすぐに結論を出せということではなく、時間をかけてやるということが必要になると思いますので、そういったものの設置を考えていただきたいと思うのですが、町長のお考えはいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町民の声をよく聞いてということではありますが、私も区長さん、民生委員さん、福祉に関するようなことにつきましても、よく聞いているつもりでおりますし、議会の皆さん方も選挙のたびごとに有権者の皆さんに向かって代弁者になると。皆さんの声をよく聞いて、町行政のほうに反映させますということをもた町民と約束をしてきている皆さんであるわけでございます。私は、内部であったり、あるいは民生委員や福祉に関する人たちとも話をすることで、練りに練って、これでよしということで議会に提案をしてきたつもりでおります。そして、議会の皆さん方にいろいろ質問をされたり、要望も受けたりする中でお決めにいただいたことが、今、執行しているわけでございますので、今後につきましても町民の声を聞く、そういう姿勢は常に持っておりますけれども、そのたびごとに町民を集めて、そして、そこで多くの人の声を聞いていくということよりも、代表されておる皆さんの声、あるいは行政区等をまとめておる区長さんや民生委員さんの声を聞いていくことによって、町民の声を聞いていると、このように私は解釈をしておるわけでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（四方田 実議員） 最後、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 町長、民生委員とか区長さん、それはよくわかります。ただ、それらの人たちだけでは意見足りませんし、それらの人たちが集まるところがどこですか、町長がその意見を吸い上げると

ころというのは、どういった場でその意見を聞くのですか。やはり一つのテーマとして、その事柄について真剣に話し合う場所で言ったのでなければ、まともなことは出てこないです。だから、いつでも町長のところには好評であるということしか出ないのです。これはもう当たり前です。茶飲み話の中でわざわざ嫌われようという人は、そうはない。また、そういう立場でない人というのもいるのです。意見を持っている人たくさんいるのです。そういった人たちの生の意見を取り上げる必要というのは必要ですし、また先ほど言われましたが、お出かけタクシーについても、それから防災行政無線についても、私は多分議員として在職中に考えられていたことだと思いますけれども、議案書に載る前までにいろんな事柄について話し合ったという記憶は余りありません。防災行政無線について言えば、先ほどちょっと行政視察で名前が出てきましたけれども、富士見町でしたか、長野県。町長と一緒に行って、今と同じようなシステムでは、とてもこれはできないねというのはよく記憶に残っています。

また、公共交通については、先ほど出しました新潟のあそこの市へ行った、胎内ですよ。行政視察一緒に行っている中で、並行して「お出かけタクシー」やっていたわけではないですか。そんなこと全然話にも出ない。一方で公共交通、議会サイドはこういうことやっていますと。視察一緒に行きましょう。見て、いいね。片方では、全く知らせないうちに「お出かけタクシー」やっていたわけではないですか。なぜそのときに「お出かけタクシー」を町に考えているということが言えないのですか。そういうことを見るにつけ、とても話し合っているとは思いません。

先ほどの答弁で、そういう期間をつくるつもりはないというのははっきりしましたので、一応要望として強く求めます。町民を中心とした公共交通について、これは公共交通、一応町内、旧町内のというふうに入れましたが、全体として見たときには、いわゆる町営バス、路線バス、西武バスを含めて全体を考えるとような諮問委員会というか、検討会議、こういったものが必要になってくる時期だと思います。そういったものの設置を強く要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。午前中終わりました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 1時 00分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 次に、7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。通告に従い質問します。

まず1番目、町の防災対策について。この夏の豪雨による土砂災害の多発、そしてこの冬の豪雪は当町にも大きな被害をもたらしました。そこで以下について質問します。

豪雪に対する検討と計画の見直しをしたか。

2番目として、当町における土砂災害への対応は3項目質問します。

ハザードマップの作成と配布時期、配布対象。

2番目に、予報、警報の伝達システム。

3番目に、避難勧告の考え方と避難場所の確保。

次に、「お出かけタクシー」について質問します。これに関しましては、常山議員、そして林議員からも質問がありましたが、25年度の実績と26年度8月末までの実績、そして25年度の実績に関しましては申請者数、利用者数、延べ利用者数、金額、そして25年8月、26年8月までの実績。

2番目といたしまして、本制度の検討会議の経過について、日時、場所、参加者、主な内容。

3番目といたしまして、制度の見直しを行うべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 7番、新井康夫議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、町の防災対策についてお答えします。1点目の豪雪に対する検討と計画の見直しについて申し上げます。2月14日・15日の気象観測が始まって以来の1メートルを超える大雪は、建物や農業施設を中心に大きな被害をもたらしました。大雪対策は、イの一番に道路の除雪であります。町におきましては、国道、県道などの幹線道路の除雪を優先しました。1メートルを超える大雪ですので、重機による除雪によるほかありませんでした。順次幹線町道の除雪を進めるとともに、特に医療機関、ヘリポートへの道路の除雪に努めました。限られた重機による除雪でありますので、ある地域では地域住民による除雪作業により、子供たちの通学が可能になるなど地域のコミュニティーや隣近所のきずなの大切さなど地域力のすばらしさを感じた場面もありました。

また、日野沢3集落においては、除雪が難航し、加えて停電が長引き、孤立集落となり、自衛隊の派遣を受けたところであります。命にかかわるような大きな事故もなく、しのいでいただけたことは幸いであります。このため、藤原地区を優先に林道沿いの倒木、危険木の伐採を進めていきます。

今後の豪雪に対する対応ですが、今回の大雪を教訓にして、いかに早く道路の除雪ができるかを基本に対応してまいります。やはりことしの豪雪同様に、今後も幹線道路の除雪を進め、あわせて医療機関、ヘリポートへのアクセス道路の除雪を進めてまいります。大雪被害後の対策ですが、秩父地域1市4町で足並みをそろえまして、農業施設被害の救済を国に要望し、手厚い助成内容となりました。また、住宅等の被害への見舞金や被害ごみの処分を円滑に対処できたものと考えています。

2点目の土砂災害への対応は総務課長から、2番、「お出かけタクシー」は健康福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員さんから通告がありました町の防災対策のうち、土砂災害への対応について回答をいたします。

初めに、ハザードマップの作成と配布時期、配布対象について。本町では、平成21年5月に地震ハザードマップ保存版を町内の毎戸に配布しております。この地震ハザードマップ保存版は、深谷断層による地震等の本町直下で発生する地震を想定いたしまして、地盤の揺れやすさ、建物の危険度に関する内容が掲

載をされております。この中で土砂災害とは、土石流、地すべり、崖崩れによって起こる災害であること、土砂災害警戒区域等の種類、大雨注意報及び大雨警報の発表基準について触れ、土砂災害が発生した場合に、住民の生命や身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域と、その危険性、避難場所等を掲示し、土砂災害に備えて正確な情報の収集や自主的避難と安全な避難経路の確認について説明とお願いをしております。ハザードマップには、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所について表示はされております。しかし、当時は土砂災害警戒域及び土砂災害特別警戒区域について県の指定がないことから、このハザードマップへ区域の標示はされておられません。このことから、現在、県が進めている土砂災害警戒区域等の指定が行われれば、土砂災害に対応できるハザードマップを作成し、町内の毎戸に配布をし、土砂災害への対応を周知してまいりたいと考えております。

次に、予報、警告の伝達システムについて。土砂災害に関する情報、警戒避難に必要な情報を住民の皆様様に伝達する主な手段は、防災行政無線を中核といたしまして、これを補完する手段として防災行政無線、テレホンサービス、ちちぶ安心・安全メール、緊急速報メール、消防団等による広報等を行ってまいります。

次に、避難勧告の考え方と避難場所の確保について。避難勧告等の発令は、熊谷地方気象台や埼玉県が発表する情報の危険度が高まっている区域と、土砂災害警戒区域等に指定をされました区域にある集落、旧行政区単位が重なった場合に、避難勧告の発令を行ってまいりたいと考えております。町民の皆様には、避難勧告が発令されているから避難する、発令されていないから避難しなくてもいいという考え方ではなく、状況に応じて自分で自分を守る行動が大切であるということをあわせて啓発もしていきたいと考えております。

避難場所については、現在、皆野小学校を初め18の公共施設が避難所としてあります。避難勧告を発令した場合、18の公共施設のうち、皆野地区は皆野小学校、国神地区は長生荘、日野沢地区はわく・ワクセンター、金沢地区は旧金沢小学校、三沢地区は三沢小学校を第1避難所として開設し、土砂災害等から住民の生命と身体を守るための体制を配備してまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 7番、新井康夫議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、2項目目の「お出かけタクシー」についてお答えをいたします。

まず、午前中の3番、常山議員、10番、林議員への答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

1番目の25年度の実績についてお答え申し上げます。25年度、対象者数207名、うち申請者数135名、このうち実際に利用された方は74名、助成金額合計72万8,000円でございます。この利用者数は、実人数でございますが、延べ利用者数を申し上げます。延べ利用者数、人数は集計をしておりませんが、それぞれ利用された方が月ごとに利用された枚数から逆算をいたしまして、利用区間、目的地によって若干の違いはあろうかと思いますが、推計をした回数で申し上げます。延べ利用者数は691人です。

次に、25年8月まで及び26年8月までの実績を申し上げます。25年8月末現在、対象者数205名、うち申請者数134名、このうち実際に利用された方は53名、助成金額合計29万5,500円でございます。延べ利用者数、利用人数、推計でございますが、229人でございます。本年の8月末現在、対象者数191名、うち申

請者数111名、このうち実際に利用された方は54名、助成金額合計33万6,500円でございます。延べ利用人数の推計でございますが、274人でございます。

次に、本制度の検討会議の経過についてでございますが、平成24年11月2日を初回といたしまして、全部で7回開催をしております。場所は、いずれも役場庁舎内の会議室でございます。7回のうち2回は、タクシー会社2社の代表の方にご参加をいただいております。役場からの会議参加者は、総務課、健康福祉課、職員合わせまして4名から5名の参加でございます。主な検討内容といたしましては、全般を通じまして現在の高齢者外出支援「お出かけタクシー」に係る検討を行いました。なお、平成25年4月から実施をいたしておりますが、動き始めてからの状況を6月に、半年経過した状況を11月に、タクシー会社も含めて同様のメンバーによりまして実務的なすり合わせのための会議を行いました。以上が経過でございます。

次に、制度の見直しを行うべきとのご質問でございますが、基本的な部分では、この制度はいわゆる形ができたと思っております。これらの対象地区以外にも不便をされている方がおられると思っておりますが、あるいは、例えばバス路線の沿線であっても、腰が痛いとか、膝が痛いとか、そういった場合には、バスの乗車はちょっと無理だという方も中にはおられると思っております。こういった方々には、新井議員にもご尽力をいただき、議会だよりでもご紹介をいただきましたが、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどで行っている福祉有償運送等の利用も可能であればご検討いただき、利用していただきたいと思っております。したがって、現時点では「お出かけタクシー」につきましては見直しをせず、現制度により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） それでは、質問させていただきます。

まず、豪雪に対する検討と計画の見直し、これに関しましては、この秩父地域、初めて1メートルという大雪を経験したわけですから、この経験を生かして、よりよい体制を構築していただきたいと、そのように思っております。先ほど町長のほうからも答弁がありました。そういう基幹的な道路あるいは病院へリポート、そういうことの除雪、搬雪、これをしっかりやっていただきたいと、そのように思います。

そして、私が前回提案させていただきました、要するに大雪になりますと、消雪とか融雪とか除雪、搬雪、いろんなことをしなくてはならないと。雪国ではありませんので、消雪とか融雪、これはできません。そうしますと、一番大事なことが搬雪あるいは除雪ということになります。そこで、以前、私が提案させていただきました街なかで困ったことが1つあったと。近くに雪捨て場がなくて困ったということが、皆さんから話がありました。自宅の裏側の道路、あるいはそばの横の道路、この辺も除雪、町としてはしてもらえませんので、そうするとおのずと自分たち、あるいは地域の人で除雪をしなくてはならないと。そのときに、遠くまで持っていく、そのような能力がなかなかないということになりますと、やはり近くに捨て場所を確保してあれば、そこへ安心して捨てられるということになります。そのようなことを考えますと、これから大雪が降った場合、そういう街なかの除雪、これをやるに当たって、公園とか空き地、あるいは使われていない農地、そういうものをもう事前に町としていざとなった場合の雪捨て場ということで確保しておく。そして、例えば農地とか空き地、その地権者には、いざとなったらここへ雪を捨てさせてくださいと、そのような形をとっておくと、これが必要になるのではないのかなと思っております。

そして、この場合には、各行政区、これが主体になってくると思っておりますので、町と行政区で打ち合わせ

をしながら、雪捨て場の確保、これを今回の経験からぜひ次回へつなげるような形で生かしていただきたいと、そのように思います。これにつきましてはいかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） ごもっともな提案でございまして、そのように努めるようにしていきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） ありがとうございます。

次に、土砂災害についてお聞きいたします。いわゆる土砂災害そのもののハザードマップ、これは、これから作成するということになります。ただし、私は、皆野町の防災基本計画、約300ページありますが、それを見たときに、土砂災害、これに割かれているページは1ページでなく、半ページしか割かれていないということになります。そうすると、大きな天災、これは忘れたころにやってくる。物理学者の寺田寅彦が、関東大震災の後、そのように言ったと言われておりますが、今、この気候状況の中では、やはり天災とは言いませんが、災害はいつでも、どこでもやってくると、こういう考え方に立たないと災害への対応はできないと、そのように私は感じております。

そういう中で、県や国が示した指針、あるいは県が調査した危険地域、これは国、県でやってくれると思いますが、その危険地域、これを情報の伝達あるいは避難体制等の確立、これは市町村がやるということになっているわけです。そして、その市町村がやる場合に、今の体制ですと、土砂災害に対する体制ができていない。しかし、土砂災害は、いつでも、どこでも起こり得るということになりますと、その辺のことをしっかり国や県が指定した、あるいはそういうことで、それまで待っているということではなく、町として考えられるべき対策あるいは体制をとっておく必要があると、そのように感じております。

そして、その中で、例えばハザードマップがまだできていませんが、皆野町の経験上、今までの危険地域、こういうところはわかるわけです。そして、今までの、この夏起きた、あるいは昨年起きた土砂災害、これは必ず山の水路があるところ、ここから大きな災害となって下に下ってくるということでありまして、やはり水路のある山の地域、これは必ず土砂災害が起きるといふふうに考えたほうがいいのではないかと、そのように思っております。その場合には、各地区で町のほうから進んでいって、啓蒙していただいて、いざとなったときはしっかりと対応するよということをしていただきたいと、そのように思います。また、住民のほうも、うちのほうは大丈夫だろうというふうな安易な考えで、それだけではなく、しっかりと避難の体制、これを常日ごろ考えておくということが必要になってくると思います。

そして、避難勧告、これをどのようにするかということに関しまして、特定の判断基準というのはあるのでしょうか、先ほど避難勧告のことに関しては触れなかったような気がするのですが。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

ハザードマップの作成と合わせまして、土砂災害が生ずるおそれのある区域につきましては、土砂災害に関する情報の収集、伝達、それから予報等の発令について、警戒避難体制を確立しておくことが大切でございまして、土砂災害に関する警戒避難体制等について、防災会議や策定をします地域防災計画、これらを見直し、その中に盛り込んでいく考えでおります。

災害が起きた場合に、どうしても行政が設置をしております体制だけでは手が及びませんので、行政区、それから自主防災組織、消防団等の連携が必要になってきますので、これらの組織との調整も必要かと考

えております。

発令の基準ですが、避難の基準ですけれども、まず第1の段階が避難準備情報、これを発令をいたします。この判断基準の主なものにつきましては、大雨警報が発令され、かつ土砂災害、判断メッシュ情報等で大雨警報の土壌雨量指数基準等を超過した場合に発令をいたします。第2の基準といたしまして、避難勧告を発令をいたします。この避難勧告の判断基準ですが、土砂災害警戒情報が発表された場合に、避難勧告の判断基準として発令を行っていきます。

次に、避難指示、これが一番拘束力のある避難になりますが、避難指示の判断基準につきましては、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間に大雨情報が発表された場合に、この指示を出していきます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 一番難しいのが、今までの災害事例ということで行きますと、避難勧告あるいは避難指示と、これが非常に難しいと。そして、避難勧告あるいは避難指示をしたにもかかわらず、それが現場の住民に届かなかった、あるいは現場の責任者に届かなかったと。それがファクスであったり、あるいはもう無線の施設が壊れてしまったというふうなことで、災害が起きてからの勧告や指示というのが大きな犠牲者を出しているというような形になっております。そうしますと、やはり避難勧告とか、あるいは避難指示、これは自治体の長がするわけですが、自治体の長としては、よく言われる空振りを恐れず、早目早目に対応すると。そして、空振りがあった場合は、空振りでもよかったというようなことで、住民も安堵するというようなふだんからの防災意識、これを持っていないといけないと、そのように思います。そういう中で、やはりこれからすぐに起きる災害が、もし仮にあった場合、それに対して町長としては空振りを恐れず避難勧告あるいは避難指示を出していただきたいというふうに思います。

そして、もう一つは、これは防災無線、雷が来てヒューズが飛んでしまったというふうなこと、あるいは、そのほかに聞きづらいというようなことがある。そうしますと、そういう体制をいかに整えるかと。連絡ツールは、多々に防災無線とか、あるいはほかの方式いろいろあるかもしれませんが、多重的な連絡体制を整えると。それともう一つは、現場の責任者、その人のみに連絡が届くという形ではなく、その他ほかの責任者にも、あるいは関係者にも届くというような制度をぜひ町としては考えていただきたいと、そのように思います。

というのは、仮に連絡を受けても、その方が不幸にして災害に遭われて動きがとれない、あるいは連絡がとれないということになりますと、連絡をもらったにもかかわらず、それ以上のことが多くの住民に伝わらないということになりますので、連絡の体制あるいは連絡の受け体制、こういうのも含めて二重、三重のルート、これを持つような形が必要ではないのかなと思います。その辺、町長としていかがお考えか、お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） やはり空振りを恐れないで勧告、指示は出さなければと、こんなふう感じておりますが、今、議員が言われるように、大変豪雨になったときには、防災行政無線が機能していたと仮に仮定しても聞き取れないというような状況が想定がされるわけであります。先ほど総務課長が答弁したように、事前に啓蒙をして、いわゆるそうしたものが届かない場合もあり得るわけですから、その地域で、あるいはその家族で、そうしたことも十分話し合っておく必要があるかと思っております。この間の広島県の災害

等もテレビ等で見ますと、おくれたと。けれども、事前に察知して連絡を取り合って助かったというような事例もあるようでございます。やはりここにも、例えば三沢で、あるいは日野沢、金沢あたり、その雨量、雨の降り方が最近ではかなり違いますから、なかなかしっかりした連携をとりたくともとりにくい場合もあるわけです。そんな関係から、地元の区長さんだとか、あるいは自主防災組織だとか、消防団だとかとしっかり連携をとって、事前に啓蒙して自主判断をしていただくということが大事になるかなと思っておりますので、質問者の言われるようにそうした体制づくりを急がなければと思っております。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） これは町長がどうのとか、あるいは議会がどうのということではなくて、町全体として住民も含めて防災に取り組むということになると思っていますので、我々としてもできる限りの努力はしていきたいと、そのように思います。

次に、お出かけタクシーについてですが、お出かけタクシーについては、前のお二方の質問で大体のことはわかりました。この中で実績ということで行きますと、実際に利用した方、これが平成25年度74名、そして平成25年8月まで、これが53名、多分70名から80名にこの後なると思っています。しかし、利用者数、申請した人、これに関しましては135、そして26年度134ですか、余り変わらないということになります。そして、実際に利用した方、これも変わっていないということになりますと、課長のほうからも話がありました、ある程度固まったということになると思っています。ただし、小さく固まったと、そして不満が残る固まり方であるというふうに思います。

次に、検討会議、これに関しましてお聞きします。計7回、うち2回はタクシー会社の代表も参加したと。それは、町に来たということのようです。そして、タクシー会社2社から林議員に対して、議会だよりの報告、この中でクレーム的なものがあったということもありました。そのような中で私も、タクシー会社2社の代表者にお聞きしました。町の言うこととちょっと違う点が1つあるのですが、まず1回目から7回目まで全部町の役場内で行ったということですが、私が確認したところによると、最初は総務課の人が来て、タクシー会社にそれぞれ来て、タクシーをうまく活用した制度はありませんかということをお聞きされた。これは私、両者一緒に会って聞いているのではなくて、別々にあって聞いて、2人とも別々に同じことを言っております。本当に最初から町役場で打ち合わせをしたのかどうか、まず確認します。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまのご質問について、総務課で出向いてというお話をいただきましたが、健康福祉課のほうから申し上げます。

役場で行った会議の回数は、私が先ほど申し上げたとおりでございますが、それをするに当たりまして、ご挨拶といいましょうか、町が進めようとしている高齢者対策のタクシーを活用した制度等を検討するに当たりまして、いきなり出てきてくれよという通知を出すのも失礼であろうということで、こんなことを考えています。お知恵を拝借する部分もあろうかと思っておりますというご挨拶を兼ねて、一番先に出向いたのはタクシー会社さんのほうへご挨拶がてら出向いた、これが事実でありまして、そこで何か打ち合わせをしたということよりも、こういった会議に出てきていただきたいというお話を持っていったということであろうかと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 今のお話ですが、捉え方の違いだと思います。私が確認した件、これをそれではちょっとここで発表させていただきます。私がタクシー会社の代表2人に確認したところでは、総務課の

人が来て、タクシーを利用した何かよい制度はあるかと聞かれ、幾つか実例を挙げて話をしたと。2回目に役場に呼ばれていったときは、「この方式、つまりお出かけタクシー制度、これでいきたい」と言われたと。「予算が660万円もあって対象者が限定されているので、1人当たりの人に町の金をかけ過ぎるのではないか、街なかの人も対象とすべき」と言ったところ、「それはそれで考える」と言っていたということです。そして、私のほうから「町民が検討会に入っていない」、この旨を伝えたと、「そんなことでいいんですか。どうもおかしいと思った。タクシー会社がもうけただけと誤解されている。タクシー会社も地域のためを思って努力している。町もしっかり我々の立場を説明してほしい。ちなみに吉田は65歳以上、全地域対象ということで評判がよかった。また、横瀬はどこからどこまで乗ったか、これを年齢、性別と詳細にデータをとっていて、次の制度に生かす、あるいは見直しに生かすように資料を絶えずとっている」ということもお話をいただきました。両者とももうけたいから言うのではなく、公正な立場から対象地域を広げるべきだと、これは言うておりました。もう少し厳しい話も出たのですが、ここまでは言うていいのしょうねという確認のもとに言うておりますので、私のこの2社からヒアリングしたこの内容は間違いないと思います。

そして、先ほど捉え方の違いと言いましたが、タクシー会社へ行って、こういう制度を検討したいのだがというようなときに、幾つかの事例を示されたら、タクシー会社は示したということで、もう完全にそこは打ち合わせの範囲に入っているのです。町の方は、町側は、いや、そんなことではないと。次、来て、初めて本格的な打ち合わせをするのだというように思っているでしょうけれども、タクシー会社は次に行ったときには、もうこの制度が決まっていると。予算も660万円、そして地域も限定されていると。それで年齢も決められているということで、啞然としたというようなことを言うております。これが私が調査した内容ですが、こういうことで何か逆に町側として言いたいことがあれば、町長、副町長、言うてください。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 言いたいことということではないかと思うのですが、吉田町、そして横瀬町、この事例につきましては、デマンドであります。いわゆるA地点を出発したバスが、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんと、こう順次回って、その人たちを乗せてくると、こういうことになりますと、時間がかなりかかり過ぎてしまう、あるいは病気で通院、お医者さんに行きたいというような人の場合には、そのことによって病気がより重くなってしまうというようなこと等を考えたときに、やはり今の制度でいくことが初期投資もなくて、スピーディーでというようなことから今の制度を考えたわけでございまして、その吉田、小鹿野方式等も十分検討はしてみたいわけでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 吉田あるいは横瀬、これに関しましては参考までに私も、向こうから言うてきましたので、ここで取り上げたということでもあります。逆に言えば、対象は全てに含まれているということでもあります。

それから、これに関しましては、私も何回か質問しているわけですが、私がこの制度がスタートしたとき、検討会に町民が入っていない。本来、この制度は、町民、行政、業者で検討すべきであり、肝心の町民の意見が反映されていないと。1キロメートル以内で通院や買い物、その他困っている人は多くいますと。公平性を持った制度にするために見直しが必要と、それが私の考え方ですが、そのときに時系列で町

長の回答、これをちょっと確認させていただきます。

まず、平成25年3月の定例会、まず、この制度をスタートさせ、検討したいと思いますということで、ある程度検討に含みを残してあるわけです。検討イコール見直しかもしれません。そして、平成25年9月定例会、私のほうで町が作成した地域福祉計画、これと矛盾すると言いましたが、いろいろな制度がありますが、全ての制度を検証したいと、このように言っております。そして、26年の3月の定例会、「お出かけタクシー」の検証結果は26年度予算にどのように反映したかと、このように質問したところ、町長からは特に問題もなく、26年度も現行制度で実施したい。そして、その前段で民生委員からも新井議員が言っているような声は上がっていない。公の税金を活用しての制度です。どこかで線引きをしないといけない、このような回答です。

まず、検証すると言いながら検証しない、これは私も前回は言いましたが、検証というのは、もう見直し、あるいは改善するというのが前提なのです。検証すれども見直しせずと、こう言ったのは、従軍慰安婦問題で総理大臣が河野談話を検証しますと。ただし、外交的な問題になりますので、これはアメリカも含め、韓国も含めいろんなところの問題になるので、見直しはしませんと言っているわけです。というのは、見直しを本来するのが当たり前のこれは言葉であります。にもかかわらず見直しはしないというようなことを言っております。そして、お出かけタクシーに関しまして、民生委員からも特に意見は上がってきていないと、見直しという意見も上がってきていないと言いますが、民生委員に確認しましたところ、ある日突然このような制度ができましたと。町が制度を打ち出し、議会もとおりましたと。それを改めて、それはおかしい、俺たちのところも加えろというようなことはなかなか言えないということなのです。

そして、先ほど林議員の質問にも、民生委員あるいは区長、反対の意見はなかったというようなことを言っておりましたが、この制度に関しまして正式に民生委員の前で資料を開示して、今現在はこのような線引きをしております。しかし、これを仮に街なかまで対象を広げた場合には、皆さん、いかがでしょうかというような聞き方をしないと、ただ上がってくるのを待っているという、そういう形ではなかなか町民の声は届いてこない。そして、ましてや本当の声は届いてこないと、そのように思います。町長、ここまでで何か反論、言いわけ、回答も含めてありましたらお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 反論も言いわけありませんが、何度もきょうも、このことについては聞かれておりますように、シルバー人材センターでも活用しやすい福祉タクシー制度もあります。車椅子を積んであって、それでしかも運転手さんが買い物のお手伝いまですると、こういう制度もあるわけでございまして、そうした制度が活用されていないということは、町民皆さんが盛んに言われますけれども、町民の方もそれは大変な思いをしている人もあるだろうと思いますけれども、多くの方々が何とかしておると、こういうふうにも解釈ができるわけでございます。反論はしませんけれども、もう少し町にもある社会福祉協議会の制度、あるいはシルバー人材センターの制度、そうしたことももう少しPRが足りない点もあるのかもしれませんけれども、議員の皆さんからもそういう制度もあるということもPRしていただいたり、町のほうでもそうしたPRもしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（四方田 実議員） 新井康夫議員、最後にしてください、質問は。

○7番（新井康夫議員） 「お出かけタクシー」、そして福祉タクシー、介護者移送サービスですか、これ「お出かけタクシー」から福祉タクシーまで使ってくださいということですが、対象者、これは福祉タクシーに関しましては、身体障害者、この手帳の1級、2級、これに該当する方、療育手帳、これに該当す

る方、ですから膝が痛い、足が痛いと言っておまして、特に高齢者になりますと医者へ行っても、これは加齢だからしょうがないのだよとか言われて、薬もらって注射打たれて帰ってくる。なかなか治らない。いつも痛い思いをしていると、そういうふうな人たちが多いわけです。これは福祉タクシーにすぐ移行できるかという、余りにも障壁が高過ぎて、すぐ移行できるというものではありません。ですから、私が言っているように、お出かけタクシーを範囲を広げ、金額は下げても、回数を下げても、全体的に展開できるような形を持つべきではないのかと、そのように言っております。

それともう一つ、これは私の経験からなのですが、660万円というのはどうも積み上げた数字なのか、最初に全体のトータル予算の中で660万円ぐらいは出せるというふうを考えて見積もった金額なのか、その辺がわからないわけです。仮に積み上げていって660万円ということになったのであれば、7回も検討して、実際は七十何万円しか使用されないわけですから、明らかに検討不足ということになります。そして660万円、これを使うというか、この金額にいかにか近づけるためにはどうしたらいいかということ、そちらのほうのアプローチをすれば、線引きをした地域以外にも展開して広げて、660万円ぐらいがちょうど見積もりの予定となりますというような形、こちらのほうからアプローチしていく、そういう考え方もあるのではないかと。そうすれば、広く、そして多くの方に「お出かけタクシー」が貢献できるというようなことになると思いますが、どちらの制度でというか、どちらの考え方でこれを検討したのか皆目理解ができません。余りにも金額が違って、余りにも対象が狭過ぎるということです。

そういうことを考えると、本来の民生委員の意見あるいは区長さんの意見、そのほか福祉に携わる方の意見、そして困っている人を抱えている家族の意見、こういうものを対象者以外のところの人たちの意見もよく聞いて、そして本来のこの制度に対象を広げるという形、見直しをするという形がいいのではないかなと思います。多くの人から「お出かけタクシー」おかしいと。ましてや、業者からもおかしと言われているのですから、これはこだわらずに、何が何でもこれでいくのだということではなく、気持ちは大きく持ち、町民のためなのだとすることを考えれば、制度の見直しなんかは本当に気持ちよくできるわけですから、その制度の見直し、気持ちよくしていただきたいと、そのように思いまして、私の質問を終わります。

反論でなく、意見ありましたらお願いします。

○議長（四方田 実議員） 答弁できる。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 660万円の件だけ申し上げたいと思います。先ほども人数をご報告させていただきましたが、当初見積もる段階では、対象者の方がいわゆるマックスで使った場合というのを大枠で計上させていただきました。しかしながら、それぞれの事情にもよりますし、半額補助とはいえ、半額は個人負担であるということからして、そう無駄には使わなかった。したがって、丸々残したということではなく、最終の補正予算によりまして実態に合った金額に補正をさせていただき、減額をしたということであらうと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（四方田 実議員） では、質問は終わりにしてください。

新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 今の内容わかりましたけれども、要するにそれは検討が甘いということなのです。そして、タクシー会社、いろんなところに確認すれば全部が乗るわけないでしょうという話になりますし、何掛けぐらいですよという大まかな数字も出てくると思います。そういうことも含めて、7回も検討した

のですから、対象者全員の予算をとって、それと今回の七十何万、その違いはそういうことであるということですと言われても検討不足ということは否めないと思います。改めて検討を見直しをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、先々週あたりから猛暑が一転しまして、時には肌寒さを感じるほど急に秋らしくなったきょうこのごろだというふうに思っています。

常山議員からも冒頭にありましたように、安倍政権は自衛隊創設60周年の節目に当たることし7月1日、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行いました。このことは、歴代の自民党政権さえ海外での武力行使は許されないとしてきた見解を180度転換し、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。また、集団的自衛権行使を可能にするためには、自衛隊法など多くの法整備が必要であり、その法改正は当初、秋の臨時国会を目指していました。しかし、閣議決定後の支持率の低下と、11月の沖縄県知事選、そして来年の4月の統一自治体選挙への影響を見越して冷却期間をとり、来年5月ごろ関連一括法として短期成立を企んでいます。

また、閣議決定後の一方で、防衛省は尖閣諸島と尖閣諸島を含む南西諸島の有事の際、自衛隊員を戦闘地域へ運ぶために、民間高速フェリー2隻を借りる契約を7月に結びました。そして、そのフェリー会社の船員を予備自衛官にすることまで検討を始めています。こうした集団的自衛権行使容認について、8月2日から3日にかけての共同通信世論調査では、賛成が31.3%、反対は60.2%、特に20代から30代の若年層の反対は69%、7月の調査から約18%アップしているようです。

また、8月9日の長崎平和祈念式典で被爆者代表の城臺美彌子さんは、「今、進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじる暴挙です。日本が戦争できるようになり、武力で守ろうというのですか。武器製造、武器輸出は、戦争への道です。一旦戦争が始まると、戦争は戦争を呼びます。歴史が証明しているではないですか。日本の未来を担う若者や子供たちを脅かさなさいください。被爆者の苦しみを忘れ、なかったことにしないでください」と怒りを込め、平和への誓いで訴えられていました。

皆野町は、平成7年6月議会で非核平和都市宣言を議決しております。当時からの議員では私だけになっていますが、当時議員でありました石木戸町長も、そのことは十分認識されていることと思います。その趣旨は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目指し、平和と安全を次の世代に残すため、このように宣言をしております。そして、皆野町は、ことし初めて8月6日の広島、9日の長崎の原爆の日、その原爆犠牲者慰霊の平和祈念式典や8月15日の全国戦没者追悼式にあわせて、原爆や戦争によって犠牲になった方々への冥福と恒久平和を願い、黙禱の協力、このことを防災行政無線で呼びかけておりました。

戦後生まれが80%を超え、戦争の悲惨な体験者が年々少なくなり、記憶もだんだんと薄れ、風化が進む中、政府は憲法の柱である平和主義を覆す解釈改憲を行い、自衛隊の海外での武力行使に道を開こうとし

ているとき、皆野町におきましては非戦を誓い、核兵器の廃絶、恒久平和を願う平和行政について、今後とも率先して推進することを切に願っております。

今夏も全国的な猛暑で、熱中症患者が続出し、そして台風や大雨による河川の氾濫など相次ぎました。特に8月には西日本を中心に豪雨と長雨に見舞われ、広島市内では20日の未明、大規模な土砂災害が発生し、70名を越す犠牲者を出すなど痛ましい災害になっています。幸いにも秩父地方においては、二百十日も無事に過ごすことができました。しかし、広島の被災地とは地質が違うとはいえ、山林の荒廃、耕作放棄地等の拡大等々、今日までの農林業を取り巻く切り捨て政策と申しますか、そういう中で自然環境の変化には多くの共通点があるかと思えます。近年の土石流、土砂災害などは、森林が持つ緑のダム、水田が持つ自然の水がめなど、その機能低下が大きく影響していると思えてなりません。

先ほど新井康夫議員からも言われました。今は災害は忘れないうちにやってくる、このような環境になっているかと思えます。人災に及ぶことなく、町民の安全安心が守られる、そうした防災対策に向け、お互いに尽力していかねばならない、このように考えております。将来に向けても、平和で安心して生活ができ、活気ある地域づくりに向けての前向きな答弁を期待しまして質問に入ります。

1項の防災対策について、その1点なのですが、地すべり危険箇所の現状把握と防止対策について。町内には地すべり危険箇所が24カ所、地すべり防止区域は18地区が指定されています。埼玉県内では、この地すべり危険箇所が13市町村にまたがり、110カ所が指定されおり、その2割以上が皆野町ということになります。そして、地すべり危険箇所の標示板には、地形に異常が発見された場合、県土整備事務所または市町村に連絡してください。埼玉県と皆野町ということが表示がされています。こうした地すべり危険箇所や危険地区の防災対策について、この間、対策工事等を実施されている箇所もございますが、現状どのようになっているのか、また今後の防止対策についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、土石流危険渓流の実態調査と対策について。町内には土石流危険渓流箇所は90カ所指定されています。そして、土石流危険渓流の標示板には、この場所は土石流が発生するおそれがありますので、大雨のときには十分注意してください、これも埼玉県と皆野町の連名で表示されています。このように注意の呼びかけをしていますが、具体的な防災対策について県の考えも含めましてお聞きしたいと思います。また、土石流危険渓流の整備につきまして、昨年12月の定例会で私の質問に対し、そうしたところにつきましては調査をいたしまして、そうした災害が起こらないような方策を考えていきたい、このような町長答弁がされています。具体的な調査検討が進んでいるのかお聞きします。

3点目なのですが、その他土砂災害危険箇所の対策についてということなのですが、町内には急傾斜地崩壊危険箇所181カ所が指定されています。これらの現状と防災対策についてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、2項目目の子供の貧困問題と対策について、その1点なのですが、子供の貧困率の認識について。子供の貧困率とは、平均的な可処分所得の半分の所得、貧困線というようですが、貧困線以下の世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示し、厚生労働省が3年ごとに国民生活基礎調査を行い、公表しています。子供の貧困率は2003年の13.7%から2006年には14.2%、2009年は15.7%、そして2012年には16.3%とふえ続け、過去最悪を更新しています。子供6人に1人が貧困状態にあります。OECD（経済協力開発機構）の調査では、加盟国34カ国の2010年時点での子供の貧困率の平均は13.3%、世界的に見ても日本の子供の置かれている環境は悪化しております。子供の貧困率は、団塊ジュニア世代が中学、高校生だった1988年には12.9%であったが、年々上昇し、先ほどのような状況となっています。その背景には、グローバル経

済化に伴う企業間競争によるリストラや倒産、賃金カットなどが相次ぎ、失業や非正規雇用の増加など生計を維持することが困難な子育て世帯の増加などが指摘されています。とりわけ離婚によるひとり親世帯、女性が主な稼ぎ手の世帯、子供の貧困は特に母子家庭で顕著になっています。

また、近年では、2人親世帯であっても、父親が20代の世帯の貧困率が高く、たとえ共働きをしていますが、低賃金の非正規雇用が多いため、貧困から脱出できない状態にあります。ちなみに、貧困線は1997年の149万円から2012年には122万円と可処分所得が年々低下している中、子供の貧困率の上昇はより深刻な状況にあることを示しています。さらに、子供の貧困問題は、単に家庭にお金がないという問題だけではなく、子供の虐待やDV、病気や精神疾患、犯罪等々、さまざまな問題に巻き込まれ、家庭が社会的に孤立しがちになり、子供の健やかな成長が阻害され、学校での孤立や学力不足、不登校や高校中退、未就職等々、貧困の連鎖につながり、将来をより不安定なものにしていると言われていています。このような状況を当町の貧困率も含めどのように認識されているのか。

2点目ですが、貧困家庭の就学や学費の援助、学習支援等についてです。こうした家庭の状態によって、子供の将来が左右されることのないように、そうした環境整備を目指して、昨年6月に子どもの貧困対策法が参議院本会議で可決、成立しています。また、先月の閣議決定された子どもの貧困対策大綱でも、子どもの将来が生まれ育った家庭や地域に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、環境整備や教育の機会均等を図るとしております。どのような家庭環境のもとで生まれるかは、子供の責任ではありません。また、今日、社会の中で、保護者の努力にも限界があり、格差がますます拡大する中、社会全体で取り組まなければならない課題でもあります。この法律の認識と、町としてどのような対策を考えているのかお聞きいたします。

3点目ですが、非婚ひとり親の現状とみなし寡婦控除の導入について。貧困の連鎖を断ち切る一つの方策として、みなし寡婦控除の導入があります。寡婦控除は、配偶者と死別や離婚した場合、所得控除が受けられる税法上の措置です。しかし、所得税法の寡婦とは、法律婚を経由したことがある者と定義されており、非婚の母は対象外になっています。その結果、寡婦控除規定が適用されない非婚の母にとって、地方税、公営住宅の家賃、保育料等々、寡婦との比較において不利益な扱いになっています。今、非婚の母に対し、寡婦控除をみなし適用することにより、経済的苦境を少しでも救済する措置が全国的に検討されています。既に埼玉県内でも12市町においてみなし適用を導入しています。そうしたことについて、当局の考えと当町の非婚の母子家庭、どのくらいいるのかお聞きしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問の小河川沿いの間伐による災害の防止についてお答えします。

平成25年12月議会において、沢沿いの間伐材が流れて暗渠を塞ぐなどして、土石流災害を誘発するおそれがあるため、間伐方法等を考えるべきであるとの質問を受けました。おおむね想定ができますので、全町的な現地調査は行いませんでした。間伐材による災害防止策は、基本は山林所有者において対処すべきものであります。しかし、現実的には山林所有者が森林組合に依頼し、間伐を行っているケースが大部分でありますので、林業者の組合であります秩父広域森林組合に対し、沢沿いの間伐については間伐材が沢に流れて災害を誘発することのないような方策をとるように要請をしたところであります。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員の通告書1項目め、防災対策についてのご質問にお答え申し上げます。

地すべり危険箇所の現状の把握と防止対策についてでございますが、当町内には24カ所の地すべり危険箇所が指定されております。そのうち現在、集水井など工事施工中の箇所は桜ヶ谷、金崎の2カ所でございます。また、工事は完了し、現在、観測のみを継続している箇所として三沢地内の中の沢がございます。その他、過去に工事を実施し、現在は落ちついている状態である概成となっている箇所は、金沢、旭谷、国神、日向、五反田、広町の6カ所でございます。また、上三沢地内の島部山地すべり、農林水産省所管の地すべり防止区域で県道長瀬玉淀自然公園線ののりどめブロックに亀裂の入っている箇所でございますが、平成25年度より秩父県土整備事務所により観測調査が実施をされております。この調査は、雨量の多い時期に観測調査をする必要があるため、現在まで延長され、実施をされております。平成26年9月末に調査が完了することから、その後、対策工事の設計委託を実施し、平成27年度に県道部の対策工事に着手したい考えであるということでございます。

土砂災害危険箇所には、地すべり危険箇所のほか、土石流危険渓流90渓流、急傾斜崩壊危険箇所181カ所などがございますが、秩父県土整備事務所において土石流、急傾斜地の土砂災害防止法に基づく基礎調査は完了しております。今後は、土砂災害防止の対策としまして、平成27年度より土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を予定しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 12番、内海議員さんから通告をいただきましたご質問の2項目め、子供の貧困問題のうち、子供の貧困率の認識についてと、非婚ひとり親の現状とみなし寡婦控除の導入について、私からお答えをいたします。

まず、子供の貧困率の認識でございますが、17歳以下の子供の貧困率が16.3%、およそ6人に1人が貧困という数値でありました。過去最悪の値となってしまいました。この貧困率は、総体的な指標でありまして、もととなった調査は平成25年国民生活基礎調査であります。内海議員ご質問の中にもありましたように、可処分所得の大きさがちょうど真ん中の順位の世帯を中央値とし、その中央値の半分より所得が少ない世帯の割合が貧困率であります。今年度は全国で無作為抽出された約5万5,000世帯に住む全ての世帯員、14万4,000人を対象にして、この国民生活基礎調査が行われております。保健所または福祉事務所を通じて調査員が訪問をし、調査を行ったものでございますが、皆野町はこのところ調査の対象になっておりません。また、独自に類似の調査などを単独では行っておりません。

しかしながら、この調査は、実態をあらわす客観的なデータでありますので、皆野町におきましても同様の現状であろうと、そういうふう認識をしております。

次に、非婚ひとり親の現状とみなし寡婦控除の導入についてお答えをいたします。内海議員ご指摘のとおり、非婚の場合は所得税法で定める寡婦控除の対象になりません。しかしながら、県内の市町村でも、この寡婦控除をみなし適用して実施をしている市町村がございます。ことし3月に埼玉新聞が行った調査結果が記事になっておりますが、それによりますと、ご質問にもありましたが、4月からの実施の予定を

含めまして、保育料に対するみなし適用が12市町、公営住宅家賃に対するみなし適用が7市でございます。皆野町の現状でございますが、非婚の母はおります。しかしながら、そのうち非婚の母のうち、保育料にかかわる方はおりません。公営住宅に入居されている方はおりますが、みなし適用によって家賃が低くなるという対象の方はおりません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 12番、内海勝男議員さんの一般質問、第2の質問事項、子供の貧困問題と対策の②についてお答えいたします。

就学援助制度は、生活保護法に定める要保護者と、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に就学援助を行う制度です。このことは義務教育の根幹である機会の均等、水準確保、無償制を踏まえ、授業料、教科書など以外の教育費、例えば学用品費、修学旅行費などについて、低所得者層の家庭の児童生徒に就学援助を行うことです。

お尋ねの準要保護世帯と貧困世帯の関係についてですが、皆野町には貧困世帯の調査データはありませんので、数字の比較はできません。しかし、皆野町における要保護児童生徒、準要保護児童生徒の就学援助の割合は、小学校が6.82%、中学校が7.41%、小中合わせて7.03%となっております。この制度の申請から認定までの経緯は、保護者本人が援助申請認定書と児童生徒に係る税務情報提供依頼票を提出してもらいます。この申請書には、観察結果に基づく学校長の意見、それから民生委員の意見が添えられています。この書類をもとに教育委員会議において、文部科学省の認定基準に準じて非課税世帯を中心にして、審議の上、援助の可否を認定いたします。

その結果、要保護児童生徒には修学旅行費、医療費の支給、準要保護児童生徒には学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、医療費を支給しております。なお、消費税増税分については、平成25年度に比べ単価を増額し、今年度の第1期分は支給しております。そして、この制度の周知方法としては、教育委員会のホームページに掲載、各学校で書面にて入学説明会で説明、5歳児健診に保護者へ入学までのスケジュールの説明等に就学援助内容を説明しております。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最初に、地すべりの危険箇所の関係なのですが、建設課長のほうから、その対策の現状等を答弁いただいているのですが、1点、答弁の中でも触れていただいたのですが、島部山の地すべり防止の関係なのですが、先ほどの答弁ですと、現在、地すべりの観測をやっているということなのですが、私に言わせれば今ごろ何で観測なんかやる必要があるのか、少なくともこの問題については、もう十数年前から地すべりの現象が出ているということについては町当局も十分認識されていると思いますし、この間、その対策に向けての要請等もやってきているかと思えます。答弁によりますと、この観測の9月ですか、今月で終了して、27年度工事に着手する考えだということで答弁がされております。この間も、町としても県のほうに働きかけをしてきていただいていると思いますが、いずれにしましても早急な対策工事を施さないと、もう一気にあそこについては県道を乗り越えて、その反対側の人家にも影響が予想されるところであります。ぜひ早い時期に対策工事ができるよう、町として再度といたしますか、どのような県のほうに対しての考えを持っているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

島部山の地すべりの関係でございますが、町のほうとしましても平成17年ですか、秩父県土整備事務所へ県道の関係でのりどめブロックの補修の要望、また同じ日付でございますが、17年10月4日に秩父農林振興センターに地すべり対策工事の施工について要望書を提出してございます。ただ、その後、議員さんのおっしゃるとおり、誰が見ても大変危険な状態であると。私も毎年、秩父県土さんと、その県道ののりどめブロックについて調査をお願いしたこと、また実際に来てもらったり、またこれについての対策工事の要望、機会があるたびに秩父県土さんをお願いをしてございます。

それで、具体的には、昨年度でございます。観測調査に入ってもらいました。ただ、この地すべりというのは、その構造のメカニズム等が大変複雑であると。詳しい調査をしない限り、対策は立てることができないという説明でございました。それで25年度、観測に入りましたが、ちょうど渇水期と申しますか、雨が少ない時期であったため、25年度から繰り越しをしまして、雨の多い時期の観測をしたという説明を先週、受けてまいりました。その調査が、先ほど申し上げたとおり、この秋に終わりますので、その後、県道ののりどめブロック関係のどういうふうにしたらいいかという対策の設計について、すぐ委託をまたすると。それで、秩父県土整備事務所としましては、県道に対する対策工事、これについては平成27年に着手をしたいというふうを考えているという力強いご説明をいただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、もう明らかに地すべりなのです。だから、県土整備事務所のほうが地すべりではないというようなことを言っているらしいのだけれども、それは何かあった場合の責任逃れの対応ではないかなと私は思います。少なくとももうあれだけ地すべりの現象が出ているわけなので、ちゃんとそこところは、とりあえず県土整備事務所としては県道ののり面の対策ということになろうかと思いますが、いずれにしてももう地すべりを根本からとめるような、そういった対策を考えない限り解決しないというふうには私は思います。ぜひだからのり面の工事だけではなくて、根本的に、例えば水抜きといいますか、集水井を設置して、地すべりの対策としてきちんとやるように、これはぜひその辺まで含めて、農林振興センターになるか、県土整備になるか、恐らく農林振興センターになるのでしょうか、地すべり対策は、ぜひそういった形で対応していただくように要望させていただきたいというふうに思います。

それと、土石流の危険渓流の関係なのですが、具体的には危険渓流の調査なり、対策についてはやっていないということになろうかと思うのですが、森林組合等に要請して間伐等を行う場合については、できる限り沢周辺に間伐材を置かないような、そういった指導というか、要請はしていただいたということなのですが、いずれにしても実態調査をきちんとする中で、特に危険渓流の下流に人家のあるそういった危険渓流に何らかの対策を立てない限り、注意を呼びかけただけでは何の役にも立たないというふうには私は思います。その辺、県のほうとして、この危険渓流の対策費というか、それらも含めてどのような考えを持っているのか、根底についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

この土石流の危険渓流の件でございますが、土砂災害の危険箇所のうちの一つでございますが、実際には、この対策工事を含めまして秩父県土整備さんのほうで現在も調査をしているものでございます。町独自では、この実態調査等につきましては実施をしてございません。今現在の状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり、土砂災害の防止法に伴う基礎調査、これを平成25年度から地区で申し上げますと25年度に三沢地区、または日野沢、金沢地区の基礎調査、これは危険渓流も当然含んでいますし、地すべりの危険箇所も含んでございます。これらを総合的に調査をしてございまして、今後、その調査に基づいて対策を立てたいと。ただ、この土石流の危険渓流だけに限りましても、工事費というのは大変多大な工事費が必要であるという説明を聞いてございます。秩父県土としましても、これをとめるためのハード事業、つまり工事だけではなく、土砂災害の防止法、これによります警戒区域等の指定、これらソフトの面も含めて今後、対策に努めたいという説明でございました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 年間の降水量の1割以上の雨が1日に降った場合、その土地での土砂災害の危険性が高まる、このように一般的に言われております。ちなみに、秩父地方の年間の降水量というのは、近年、1,200ミリから1,500ミリの範囲にあるようです。当町におきましても、平成19年、2007年の9月6日の台風9号による大雨によって、大きな被害をこうむっているわけなのですが、この台風のときの秩父地方の降り始めからの総雨量というのが600ミリを超えたと当時報道されておりました。そういったことから、過去、昭和22年のカスリン台風のやっぱり9月の台風ですか、そのときに、旧三沢村等ではほとんどの木橋が流失したという、台風のときに降った雨量が630ミリというふうに記録されているようです。そういったことから、1日の雨量なり、どの程度になったらそういった災害が発生するかというのは、一定程度想定ができるかと思えます。いずれにしましても、先ほどの地すべりの関係もそうです。やはり人災とかそういった災害に発展しないように、きちんと事前の対策を早急にやってもらおうと、それがやっぱり一番の防災対策だというふうに思っています。

土石流の危険渓流の関係なのですが、これの防災対策については、恐らく市町村に委ねるというか、対策工事等は委ねられるような状況が予想されるのですが、そのときにもきちんとやっぱり市町村でやるにしても、その調査費用なり対策費用、そういったものを県のほうに要請するというか、今後、ぜひ県としてのやっぱり防災対策も含めて、そういった要望を強く町のほうからも出していただきたいというふうに要望させていただきたいというふうに思います。

子供の貧困問題の関係なのですが、教育長のほうから、この貧困の調査データと町としてのデータがないので、要保護なり準要保護との関係については比較できないという、そういった答弁がされているわけなのですが、いずれにしましても皆野町の平成26年度の児童生徒数は754人ということであろうかと思えます。全国平均から6人に1人の割合で貧困家庭の児童生徒なりが推測しますと、125人といえますか、そういった児童生徒が貧困の状態に置かれているということは、これはあくまで想定なのですが、そういったことが言えるかというふうに思えます。

最初にも申し上げたのですが、単に貧困の子供たち、お金がないという問題だけではなくて、当然親からの虐待なり、またいろいろな家庭環境の中で、子供の健やかな成長が阻害される中、その後の不登校なり高校の中退なり、そういった貧困の連鎖につながりやすいということが言われております。あくまで準要保護の保護者からの申し出といえますか、申請主義に基づいているかと思うのですが、やはりこういっ

た貧困問題が大きく取り上げられている中で、行政として先ほど教育長も言われました時々の説明会等でそういった支援が受けられますよという説明を行っているということなのですが、やはり親にしてみれば、なかなか子供たちのその後の状況等を考えると、進んで申請するというか、そういったしづらいという保護者もいるかと思えますし、ぜひこういった問題が大きな問題になっているわけですから、もう少し行政のほうから申請しやすいと言ったらおかしいですが、手を差し伸べるような、そういったことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

そういった今後の対応についてということと、また秩父市内では長期休業日等を利用して、全ての小中学校で学校の授業以外の学習支援を既に行っているというふうに聞いております。そういった貧困の児童生徒がふえてきている中で、こういった学習支援の場というのも必要になるのではないかなというふうに思います。この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 準要保護の保護者の申請ということですが、ただ単なる待っているだけではなくて、いろいろなところからこういう制度がありますからいかがですかというふうな話は、授業参観の後だとか、いろいろなところで進めております。その結果、出してくださるのが、先ほど申し上げたように本人の申請書、それから学校の観察の様子、それから民生委員の意見。それで来ると、ほとんどの方が現在のところは認定されております。

そして、いろんな問題があるわけですが、学習支援ということがありますが、秩父市のほうは学習支援の話、夏季休業中という話がありましたけれども、これは夏季休業中の短縮で全校種登校ということでやっています。ただ、皆野町でも学校によって夏休みに勉強したい子は、午前中何時から何時まで学校へ来ていいよ、そういうふうにして、あなた来なさいよということは、また差別になりますので、勉強したい人は来ていいよ、そういうふうなシステムをとりつつあります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最後になりますが、非婚の母子世帯数、町内ではどのくらいかということについて、まだ答弁がいただけていないのですが、あわせて一般の母子家庭といえますか、母子世帯、どのくらいあって、なおかつ母子世帯の中で非課税世帯はどのくらいなのか、この点についてお聞きしたいと思います。また、現在は、非婚の母子家庭がみなし寡婦控除を適用しなくても、一般の母子家庭と差がないといえますか、非課税世帯に当然、当然と言ったら言葉があれですが、なっているんで、あえてみなし寡婦制度を適用しなくても差はありませんよという、そういった答弁だと思うのですが、今後のことも含めまして、みなし寡婦控除の導入について、これは県内でももう12の市町で、制度等によっても差があるみたいですが、いずれにしてもこういった制度といえますか、適用する中で、非婚の母の母子といえますか、そういった世帯の経済的な支援を図っていく必要があらうかと思えます。これは当然政治的な判断にならうかと思えますので、このみなし寡婦控除の導入について町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私もこのことについては、余り認識をしておりませんでしたけれども、そうした差別があるとすれば、やはり子供はまさに町の宝、国の宝であるわけですから、大事にしていかなければというようなことから、そうした差別については、できるものならばしないで済まされるような方法に

していければと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 対象の方がおりませんということでご答弁を申し上げましたが、母子家庭の世帯数、その中で非婚の母の数、申し上げませんでした、申し上げます。母子家庭、現在95世帯でございます。うち非婚の母10人でございます。そのうち、いわゆる全体の中での非課税世帯という集計はとっておりません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 非課税世帯の集計はしていないということなのですが、非課税世帯ではない母子家庭も中にはあるのではないかなと思います。町長からそういった一般の母子家庭と非婚の母子家庭といえますか、その差別がないようにしたいということは、検討していただけるということかなというふうにとらせていただきます。いずれにしても子育て支援では、県内で先進的な皆野町であるわけですので、このみなし寡婦控除の導入について、差別がない形で進めていきたいということでもありますので、そういった導入に踏み切っていただけるという、そういった期待をしまして、私の質問を終了したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時01分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、認定第1号から認定第4号まで、議案第17号から議案第23号までの11件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明を願います。

それでは、これより日程に従って審議に入ります。

○議長（四方田 実議員） これから平成25年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案を

ご審議いただきますが、田島代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知を願います。



◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（四方田 実議員） 日程第6、認定第1号 平成25年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 平成25年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長の提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員にご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 村田晴保登壇〕

○会計管理者兼会計課長（村田晴保） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容のご説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成25年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は42億5,327万4,809円、歳出決算額は40億5,742万6,627円、歳入歳出差引額は1億9,584万8,182円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額5,991万3,000円、これは事業名、子ども・子育て支援システム改修事業ほか10事業分の財源額でございます。事故繰越額3,675万6,000円は、ことし2月の降雪により工事が遅延したこと等による事業名、町道国神1号線道路改良工事分の財源額でございます。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は9,917万9,182円でございます。

説明は事項別明細書により行います。14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書の説明は、左ページの款、項、目、節の欄を、右ページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに右側の備考欄にて説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。上段の款1町税、収入済額10億9,564万1,608円、前年度に比べ364万5,444円、0.3%の増、不納欠損額は1,150万7,564円、収入未済額は6,176万9,552円で、固定資産税が67%、個人町

民税が29%を占めております。

次に、最下段へ移りまして、款2 地方譲与税、収入済額は4,005万3,000円、前年度に比べ185万1,057円、4.4%の減でございます。

16ページに移ります。16ページ下段、款6 地方消費税交付金、収入済額は9,743万4,000円、前年度に比べ83万9,000円、0.9%の減でございます。

18ページに移ります。18ページ中段下、款10 地方交付税、収入済額15億8,283万6,000円、内訳は備考欄のとおり、普通交付税は14億342万4,000円で、前年度に比べ1,813万3,000円、1.3%の増、特別交付税は1億7,941万2,000円で、前年度に比べ602万9,000円、3.5%の増でございます。

次に、最下段、款12 分担金及び負担金、収入済額7,574万1,572円、前年度に比べ634万7,310円、7.7%の減でございます。

20ページに移ります。20ページ中段下、款13 使用料及び手数料、収入済額7,157万5,255円、前年度に比べ126万1,640円、1.7%の減、収入未済額は972万6,800円で、町営住宅使用料が99.8%を占めております。

24ページに移ります。24ページ最上段、款14 国庫支出金、収入済額3億392万8,557円、国庫支出金の主なものは、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 の備考欄、障害者自立支援給付費国庫負担金8,979万1,639円、その2つ下、節3 備考欄、保育所運営費国庫負担金5,406万1,465円、その下、節4 の備考欄、児童手当国庫負担金1億952万5,665円。

次に、中段、項2 国庫補助金、目4 土木費国庫補助金、節1 の備考欄、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金1,185万1,000円と、身近な生活道路整備事業国庫補助金2,898万円でございます。

26ページに移ります。26ページ中段の款15 県支出金、収入済額2億3,611万3,968円、主なものは、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、節1 の備考欄、障害者自立支援給付費県負担金4,489万5,819円、節3 の備考欄、保育所運営費県負担金2,703万7,322円、節4 の備考欄、児童手当県負担金2,216万7,000円でございます。

28ページ、ごらんください。28ページ上段、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金934万円、目2 民生費県補助金、節1 の備考欄3行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,580万9,145円。

30ページに移ります。30ページ上段の項3 県委託金、目1 総務費県委託金、節2 の備考欄、個人県民税徴収取扱県委託金1,623万4,947円でございます。

次に、最下段、款16 財産収入、収入済額1,267万9,399円、財産収入の主なものは、32ページに移りまして、32ページ最上段、目1 財産貸付収入、節1 の備考欄、土地貸付収入710万3,382円でございます。

次に、最下段、款18 繰入金、収入済額8,065万2,000円、繰入金の主なものは、項1 基金繰入金、目1 公共施設整備基金繰入金、節1 の備考欄、公共施設整備基金繰入金7,890万1,000円でございます。

34ページに移ります。34ページ中段、款19 繰越金、収入済額1億5,560万3,467円、前年度に比べ141万9,150円、0.9%の増。

次に、款20 諸収入、収入済額5,155万3,258円、主なものは、36ページに移りまして、36ページ上段の項5 雑入、目1 雑入、節3 の備考欄、市町村振興協会交付金1,807万8,000円でございます。

38ページに移ります。38ページ最上段の款21 町債、収入済額3億8,920万円、このうち項1 町債、目1 総務債3,220万円は、庁舎非常電源設備整備事業費の財源として、目2 消防債1億4,080万円は、節1 備考欄のとおり、防災行政無線整備事業と消防団第三分団詰所の整備事業費の財源として、目3 臨時財政対策

債 2 億1,620万円は、地方交付税の代替財源として、それぞれ借り入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は42億5,327万4,809円で、前年度に比べ3,208万8,656円、0.8%の増でございます。

次に、40ページの歳出に移ります。40ページ、歳出の説明は、左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と、さらに右側の備考欄にて説明申し上げます。

款 1 議会費7,161万4,453円、町議会の活動費が主なものでございます。

次に、最下段、款 2 総務費 4 億8,813万4,431円、これは全般的な管理事務、財務管理等に要したもので、主なものは42ページに移りまして、42ページ最上段、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1 億4,724万7,126円、主なものは備考欄のとおり、区長手当、特別職及び一般職の人件費でございます。

44ページに移りまして、44ページ中段、目 2 文書広報費1,145万8,376円、主に「広報みなの」の印刷代に要したもので、節11の備考欄、印刷製本費498万8,000円でございます。

46ページに移ります。46ページ中段、目 4 財産管理費6,076万3,585円、主に庁舎等の維持管理に要したもので、節11の備考欄、光熱水費など合計1,075万3,070円でございます。

48ページに移ります。48ページ上段、節14の備考欄 2 行目、役場庁舎・文化会館等の用地借上料615万7,833円と、次に最下段、目 7 企画費5,215万2,044円、主なものは、50ページに移ります。50ページ、中段やや上、節14の備考欄、持家住宅用地借上料1,056万125円、節19の備考欄、2 行目、秩父地域予防医療体制の充実を図るちちぶ定住自立圏包括支援負担金958万5,000円と、民間路線バス運行に対する地域乗合バス路線確保対策補助金696万5,000円でございます。

次に、中段、目 8 電子計算費3,086万3,805円は、主に電算システム等の使用料及び保守委託料でございます。

52ページに移ります。52ページ上段、項 2 徴税费9,254万3,286円、主に賦課徴収に係る業務委託に要したもので、下段、目 2 賦課徴収費4,258万1,379円、節13の備考欄、54ページに移りまして、54ページ、備考欄の最上段、3 行目、税・収納システムアウトソーシング894万7,203円と、3 行下の行、不動産鑑定委託料952万1,819円でございます。

次に、中段、項 3 戸籍住民基本台帳費2,585万2,092円、主に戸籍や住民票の管理、発行費用に要したものでございます。

56ページに移ります。56ページ中段、項 4 選挙費744万363円、主に7月に執行されました参議院議員選挙に係る経費でございます。

60ページに移ります。60ページ上段、項 7 運行管理費3,154万5,119円、主に町営バスの運行委託に要したものでございます。

次に、下段、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 3 億1,516万2,586円は、人件費、報償費、各種負担金に要したもので、主な内容は64ページに移ります。64ページ最上段、節19の備考欄、一番上の行です。障害者自立支援給付事業負担金 1 億7,519万2,471円と、節20の備考欄、上から 2 行目、重度心身障害者医療費3,347万8,197円でございます。

次に、最下段の目 3 老人福祉費 1 億7,983万8,576円、主に事業の委託料と特別会計への繰り出しに要したもので、節 8 の備考欄、2 行目、長寿祝金905万円。

66ページに移ります。66ページ上段、節13の備考欄 2 行目、老人保護措置費委託料543万7,408円、中段、節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金 1 億5,440万3,000円でございます。

次に、中段、目4国保・年金事務費2億5,688万8,800円、主に人件費、医療給付費負担金及び特別会計への繰出金で、下段、節19の備考欄2行目、後期高齢者医療療養給付費負担金9,629万3,232円と、節28の繰出金1億3,695万637円は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

68ページに移ります。68ページ上段、目5老人福祉センター費1,429万57円は、老人福祉センター長生荘の維持管理と業務委託に要したもので、中段やや下、節15工事請負費86万2,050円は、長生荘休憩室エアコン更新工事ほか1件の工事費でございます。

次に、中段やや下、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費2億8,120万181円は、主に事業の委託料、各種負担金、補助金及び扶助費に要したもので、内容は70ページに移ります。70ページ上段、節13の備考欄3行目、保育所入所児童運営費委託料1億7,236万6,380円と、7行目、放課後児童健全育成事業委託料1,296万7,200円、節20扶助費の備考欄、こどもの医療費2,490万7,986円でございます。

次に、下段、目2児童措置費1億5,987万6,852円、これは児童手当に係るもので、最下段、節20の備考欄、児童手当1億5,689万円でございます。

次は、72ページに移ります。72ページ上段、款4衛生費、項1保健衛生費1億3,629万1,198円は、主に母子衛生と環境衛生に要したもので、目1保健衛生総務費、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円と、内容は74ページに移りまして74ページ上段、節13の備考欄2行目、予防接種委託料1,780万2,900円と、5行目、住民健診委託料1,865万8,787円でございます。

次は、76ページに移ります。76ページ中段、目4母子保健費、主なものは節13の備考欄、妊婦健康診査委託料614万3,360円と節20の備考欄、子育て応援事業給付費269万1,526円でございます。

次に、下段、項2清掃費、目1清掃総務費768万2,000円は、皆野・長瀬上下水道組合浄化槽整備事業負担金でございます。

次は、78ページに移ります。78ページ最上段、目2塵かき処理費、節19の備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金5,703万1,000円と、目3し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合し尿処理負担金4,654万3,000円でございます。

次に、項3上水道費4,977万1,413円、これは節19の備考欄のとおり、皆野・長瀬上下水道組合への元利償還の負担金と高料金対策の補助金でございます。

次に、下段、款6農林水産業費、項1農業費5,160万2,921円は、主に農業委員会の活動及び農業振興に要したもので、内容は80ページに移ります。80ページ中段下、目3農業振興費、節10の備考欄、農業用生産施設災害見舞金220万円は、2月の大雪被害を受けた農家22軒に対する災害見舞金でございます。

次は、82ページに移ります。82ページ中段、目3節19の備考欄、一番下の行、県営中山間総合整備事業負担金962万5,903円でございます。

次に、下段、項2林業費7,263万3,306円は、主に林道整備と水と緑のふれあい館の管理運営に要したもので、内容は84ページに移ります。84ページ上段、目2林道整備費、節15工事請負費4,220万6,850円は、林道二本木線林道改良工事ほか8件の工事費でございます。

次に、下段、目3水と緑のふれあい館管理費は、86ページに移りまして、86ページの中段、節15工事請負費87万9,900円は、館内大広間エアコンの更新工事でございます。

下段、款7商工費4,668万4,667円は、主に商工振興と観光に係る補助金等に要したもので、主な内容は、88ページに移ります。88ページ中段上、目2商工振興費、節19の備考欄2行目、商工会補助金700万円と、下の行、公庫資金借り入れの利子補給金225万4,037円と、目3観光費、最下段、節15工事請負費525万8,350円

は、「道の駅みなの」舗装補修工事ほか13件の工事費と、90ページに移りまして、90ページ上段、節19の備考欄3行目と4行目、秩父音頭まつり補助金400万円と特別補助金50万円でございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費3,251万3,603円は、主に人件費と工事積算システム等の使用料に要したものでございます。

92ページに移ります。92ページ中段、項2道路橋りょう費3億3,605万2,210円は、主に町道等の新設改良と維持管理に要したもので、内容は下段の目2道路維持費、94ページに移りまして、94ページ上段、節15工事請負費6,211万5,900円は、町道皆野2号線舗装補修工事ほか20件の工事費でございます。

次に、目3道路新設改良費として節15工事請負費5,528万2,500円は、町道皆野47号線道路改良工事ほか5件の工事費と、節17公有財産購入費6,769万792円は7路線分の土地購入費でございます。

次に、目5橋りょう新設改良費、節15工事請負費5,722万5,000円は、町道下田野1号線、下田野橋橋りょう整備工事費でございます。

続いて、項3河川費は、節15工事請負費323万4,000円は奈良尾沢の河川改修工事費でございます。

96ページに移ります。96ページ上段、項4都市計画費2億2,901万1,569円、主な内容は目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金2億2,635万8,000円と、項5住宅費4,110万8,813円、これは町営住宅6団地の管理に要した経費で、節11の備考欄、修繕料3,144万884円は、町営住宅の中規模リフォーム11戸の修繕などと、節15の工事請負費548万1,000円は、町営住宅下田野団地の舗装工事でございます。

次に、下段、款9消防費、項1消防費、主な内容は98ページに移ります。98ページ上段、目1常備消防費1億7,033万7,000円は、広域市町村圏組合への消防費負担金でございます。

目2非常備消防費2,894万968円は、節1の備考欄、消防団員手当1,006万3,000円でございます。

次に、下段の目3消防施設費4,912万1,248円の主なものは、第三分団詰所建設と積載車両の購入に係るもので、節13詰所設計業務委託料195万3,000円、節15詰所建設工事請負費2,730万円と、100ページに移りまして、100ページ最上段、節18備品購入費1,696万8,945円は、小型動力消防ポンプ付普通積載車1台と軽積載車1台分でございます。

次に、目4災害対策費1億3,108万1,252円の主なものは、節15工事請負費1億1,777万9,000円は防災行政無線デジタル同報系施設整備工事と節18備品購入費890万850円はアルミ製防災倉庫7棟の備品購入費でございます。

次に、中段やや下、款10教育費、項1教育総務費8,417万7,136円は、主に教育委員会の活動及び事務局に要したものでございます。

104ページに移ります。104ページ中段やや上、項2小学校費7,255万3,087円は、小学校3校に係るもので、目1学校管理費、節11需用費1,842万297円は、3校分の光熱水費など施設管理に要したものです。106ページに移ります。106ページ中段、節14の備考欄、上から2行目と3行目、小学校用地借上料535万9,343円と、コンピュータ機材借上料586万155円、節15工事請負費1,638万7,171円は、三沢小学校屋内運動場屋根改修工事ほか6件の工事費でございます。

次に、最下段の項3中学校費3,665万2,000円、主な内容は108ページに移ります。108ページ最上段、目1学校管理費、中段節11需用費786万7,141円は、中学校の光熱水費など施設管理に要したものでございます。

110ページに移ります。110ページ上段、節15工事請負費496万6,500円は、部室等改修工事ほか1件の工

事費でございます。

次に、中段、項4幼稚園費、目1幼稚園費5,615万5,731円、主な内容は112ページに移ります。112ページ下段、節15工事請負費190万8,346円は、皆野幼稚園物置フェンス修繕工事でございます。

114ページに移ります。114ページ上段上、項5社会教育費5,565万4,193円は、主に文化財保護、各種会館等の管理運営に要したもので、内容は118ページに移ります。118ページ最上段、目3文化財保護費、節13の備考欄1行目は、駒形遺跡発掘調査報告書作成業務委託料350万7,000円と、120ページに移ります。120ページ上段、目5文化会館費、内容は中段、節13委託料、備考欄の下から3行目、文化芸術体験事業委託料159万3,300円と、節15工事請負費166万9,500円は、文化会館舞台機構設備ワイヤー引きロープ交換修繕工事でございます。

次に、下段の項6保健体育費1億3,361万4,394円は、主に学校給食センター、温水プール及び柔剣道場等の管理運営に要したものです。

目1保健体育総務費、内容は122ページに移りまして、122ページ中段の節14の備考欄1行目、町民運動公園用地借上料423万1,230円と、下段目2学校給食費7,685万6,349円、内容は124ページに移ります。124ページ上段、節11の備考欄一番下、学校給食の賄い材料費4,060万2,708円でございます。

次は、128ページに移ります。128ページ上段、項7目1育英奨学資金費732万円は、23人に対する貸付金でございます。

次に、款11災害復旧費1,502万2,420円、これは2月の大雪被害による災害復旧に要した年度内執行分の費用でございます。

次は、130ページに移ります。130ページ中段、款12公債費2億7,331万7,731円は、政府の財政融資資金ほか4件の長期借入れの元金及び利子の償還でございます。

次に、最下段、款13諸支出金6,312万2,611円、内容は132ページに移ります。132ページ上段、項2基金費6,312万2,611円は、目2減債基金費、節25の備考欄、減債基金積立金6,025万円のほか、備考欄にありますとおり、それぞれの基金への条例規定分、積み立て分、利子分として積み立てたものでございます。

以上の結果、歳出決算額は40億5,742万6,627円、前年度に比べ815万6,059円、0.2%の減でございます。

続いて、135ページ、国民健康保険特別会計に移ります。135ページをごらんください。認定第2号平成25年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は14億7,917万5,819円、歳出決算額は13億5,297万5,188円、歳入歳出差引残額は1億2,620万631円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は1億2,620万631円でございます。

146ページの事項別明細書に移ります。146ページは歳入でございます。最上段の款1国民健康保険税、収入済額は2億2,942万1,089円、前年度に比べ29万5,639円、0.1%の増、不納欠損額は342万1,879円、収入未済額は4,181万2,198円でございます。

次に、最下段の款4国庫支出金、収入済額2億8,322万8,996円、主なものは項1国庫負担金、148ページに移ります。148ページ最上段、目1療養給付費等負担金、節1の備考欄、療養給付費負担金分1億3,340万2,524円と、節3の備考欄、後期高齢者支援金4,519万4,217円と、中段、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1の備考欄一番上、普通財政調整交付金3,489万4,000円と、下段款5療養給付費等交付金、節1の備考欄、65歳未満の方の療養給付費等交付金1億1,075万5,000円でございます。

次に、最下段の款6前期高齢者交付金は、150ページに移りまして、150ページ最上段、節1の備考欄、

前期高齢者交付金 2 億9,792万4,400円でございます。

次に、款 7 県支出金、収入済額9,804万3,438円、主なものは項 2 県補助金、目 2 県財政調整交付金8,852万9,000円でございます。

続いて、款 8 共同事業交付金、収入済額 1 億7,742万1,130円、これは項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金3,447万1,023円と、目 2 保険財政共同安定化事業交付金 1 億4,295万107円でございます。

次に、最下段、款10繰入金、収入済額 1 億9,511万2,294円、これは保険基盤の安定化等を図るため、規定の負担割合に基づき繰り入れたもので、内容は152ページに移ります。152ページ最上段、節 1 一般会計繰入金 1 億911万2,294円と、その下、項 2 基金繰入金、目 1 支払基金繰入金、節 1 の備考欄、保険給付費支払基金繰入金8,600万円でございます。

次に、款11繰越金、収入済額7,810万8,056円、前年度に比べ3,638万3,574円、31.8%の減。

154ページに移ります。154ページ最下段、以上の結果、歳入決算額は14億7,917万5,819円、前年度に比べ8,256万3,604円、5.9%の増でございます。

次に、156ページ、歳出に移ります。156ページ、歳出、款 1 総務費1,661万1,530円は、主に人件費及び電算処理の委託に要したものです。

158ページに移ります。158ページ中段、款 2 保険給付費 8 億7,337万3,310円、主に被保険者の療養給付費と出産育児一時金の支払いに要したもので、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費 6 億7,926万3,217円と、最下段、項 2 高額療養費9,981万4,314円、主なものは160ページに移ります。160ページ最上段、目 1 一般被保険者高額療養費8,928万5,713円と、中段やや下、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は11件分の462万円でございます。

下段に移りまして、款 3 後期高齢者支援金等 1 億6,489万6,940円は、項 1 後期高齢者支援金等、162ページに移ります。162ページ、最上段、目 1 後期高齢者支援金の 1 億6,488万3,232円でございます。

次に、下段、款 6 介護納付金、項 1 目 1 介護納付金7,782万4,682円でございます。

次に、その下、款 7 共同事業拠出金 1 億5,102万6,179円、これは国保連合会への拠出金で、164ページに移ります。164ページ最上段、目 1 高額医療費拠出金3,412万1,754円と、次の目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 1 億1,690万3,974円でございます。

次に、中段、款 8 保健事業費、支出済額1,005万7,168円、主なものは項 1 目 1 特定健診事業費、節13の備考欄、特定健診委託料441万7,077円と、項 2 保健事業費、目 1 疾病予防費、節13の備考欄、生活習慣病予防健診委託料375万円は、人間ドック125人分でございます。

166ページに移ります。166ページ最下段、以上の結果、歳出決算額は13億5,297万5,188円、前年度に比べ3,447万1,029円、2.6%の増でございます。

続いて、169ページ、介護保険特別会計に移ります。169ページをごらんください。認定第 3 号 平成25年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は 9 億8,966万9,969円、歳出決算額は 9 億3,102万535円、歳入歳出差引残額は5,864万9,434円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は5,864万9,434円でございます。

178ページの事項別明細書に移ります。178ページは歳入でございます。最上段、款 1 保険料、収入済額 1 億6,234万2,340円、これは65歳以上の方に係る保険料で、前年度に比べ527万2,750円、3.4%の増、収

入未済額は591万7,087円でございます。

次に、中段、款3国庫支出金、収入済額2億3,190万6,699円、主なものは項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、現年度分の介護給付費負担金1億7,091万4,700円と、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金5,460万9,000円でございます。

次に、最下段、款4支払基金交付金、収入済額2億5,476万円と、180ページに移りまして、180ページ上段、款5県支出金、収入済額1億3,833万1,224円で、款3国庫支出金から款5県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

次に、中段やや下、款8繰入金、収入済額1億6,540万3,000円は、項1一般会計繰入金の1億5,440万3,000円と、182ページに移りまして、182ページの上段、項2基金繰入金1,100万円の繰り入れでございます。

次に、款10繰越金、収入済額3,688万4,556円、前年度に比べ1,565万1,215円、73.7%の増でございます。

以上の結果、歳入決算額は9億8,966万9,969円、前年度に比べ508万798円、0.5%の減でございます。

次に、184ページの歳出に移ります。184ページ、歳出、最上段、款1総務費3,477万7,151円、主に人件費と負担金に要したもので、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当等、節4共済費の人件費、計で1,590万3,945円と、186ページに移りまして、186ページ最上段、項3目2認定審査会共同設置負担金643万3,000円でございます。

続いて、その下、款2保険給付費8億7,000万6,007円、これは各種介護サービスの給付費で、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費は3億2,432万2,128円で、月平均363人の方にご利用をいただきました。

目3地域密着型介護サービス給付費の備考欄、1億683万5,142円は、通称グループホームに係るサービス給付費が主なもので、月平均36人の方にご利用をいただきました。

目5施設介護サービス費の備考欄、2億9,183万2,021円は、月平均99人の方にご利用をいただきました。

188ページに移ります。188ページ最上段、目9居宅介護サービス計画給付費、節19の備考欄、3,815万2,889円、次に項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19の備考欄、5,060万4,903円でございます。

次は、190ページに移ります。190ページ最下段、款3地域支援事業費1,033万2,369円、主に事業の委託に要したもので、192ページに移りまして、192ページ最上段、項1介護予防事業費の主なものは、目1二次予防事業費、節13委託料と、その下、目2一次予防事業費、節13委託料の金額合計744万9,080円でございます。

194ページに移ります。194ページ中段、款6諸支出金1,590万5,008円は、平成24年度において交付を受けた補助金、交付金等が超過交付となったことから、返還したものでございます。

以上の結果、歳出決算額は9億3,102万535円、前年度に比べ2,684万5,676円、2.8%の減でございます。

続いて、197ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。197ページをごらんください。認定第4号平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億1,682万1,762円、歳出決算額1億1,679万5,825円、歳入歳出差引残額2万5,937円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は2万5,937円でございます。

206ページ、事項別明細書に移ります。206ページ、歳入。歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。最上段、款1後期高齢者医療保険料、収入済額8,859万170円、前

年度に比べ184万7,011円、2%の減、不納欠損額39万7,013円、収入未済額は72万7,210円でございます。主な内容は、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、節1 の備考欄、現年度分の特別徴収保険料6,791万2,650円と、目2 普通徴収保険料、節1 の備考欄、現年度分の普通徴収保険料2,029万4,800円でございます。

次に、中段、款3 繰入金、収入済額2,783万8,343円、主な内容は、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金、節1 の備考欄、2,683万8,343円でございます。

208ページに移ります。208ページ最下段、以上の結果、歳入決算額は1億1,682万1,762円、前年度に比べ209万5,400円、1.8%の減でございます。

次に、210ページの歳出に移ります。210ページ、歳出、中段の款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,549万2,437円で、この広域連合への納付金が歳出決算額の98.9%に当たり、歳出のほとんどを占めております。

212ページに移ります。212ページ、以上の結果、歳出決算額は1億1,679万5,825円、前年度に比べ176万6,828円、1.5%の減でございます。

215ページから実質収支に関する調書、221ページから財産に関する調書でございます。

229ページからは、事項別明細書の備考欄にあります工事請負費及び備品購入費の明細でございます。ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの内容の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 代表監査委員の田島でございます。これより平成25年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

平成26年7月14日、町長から審査に付された平成25年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月14日から18日までの間、会計管理者及び各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿類と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成25年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と新井監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成25年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（四方田 実議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



◎次会日程の報告

○議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

あす11日は、午前9時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（四方田 実議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時12分

平成26年第3回皆野町議会定例会 第2日

平成26年9月11日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 平成25年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 平成25年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第17号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 工事請負契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 備品購入契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 備品購入契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成26年請願第2号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願の報告、質疑、採決

1、請願の審査

1、請願第 3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 3号 国に対して「手話言語法制定を求める意見書」に関する意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第 4号 所得税法第56条の廃止を求める請願の上程、委員会付託

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時02分開議

出席議員（11名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
6番	新井達男	議員	7番	新井康夫	議員
8番	大野喜明	議員	9番	大澤徑	議員
10番	林豊	議員	11番	四方田実	議員
12番	内海勝男	議員			

欠席議員（1名）

5番 大澤金作 議員

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 兼 会計課長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	四方田勝吉
健康福祉 課長	浅見広行	参事兼 稅務課長	大澤康男
産業観光 課長	大塚宏	参事兼 建設課長	小宮健一
教育次長	高橋修	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

参事兼 事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
-------------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時02分)

○議長(四方田 実議員) おはようございます。ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届け出は、5番、大澤金作議員1名でございます。



◎議事日程の報告

○議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長(四方田 実議員) 日程第1、認定第1号 平成25年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番(常山知子議員) では、トップバッターでやります。平成25年度主要な施策の成果報告、これについて4点ほど質問というか、ご意見なり申し上げたいと思います。

では、主要な施策の8ページ、住民健診であります。本当に住民健診は大事なことで、がんや、それから生活習慣病、本当に早期発見、それが一番だということをお医者さんも言っていますし、私もそうだと思うのですけれども、そしてこの住民健診、担当の職員の方々は健診していますかということで、健診率を上げることに一生懸命やっています。

それで、この数字、何人がこの健診を受けたということが出ているのですけれども、これだと例えば子宮頸がん検診と乳がん検診、これはダブっているのかどうかとか、例えば町が目標としている健診の健診率、そういうのもわからないですし、大変でしょうが、そうしたもこの数字の中に載せていただくと、とてもよくわかるし、これからはぜひ、去年ですか、健診の大切さの講演会もありましたし、そういうのもいろいろやっています。それから、住民健診に赤い封筒で少しでも見やすいようにとか、わかるようにという封筒を使って郵送されたりとか、いろいろと町の職員の方も努力されているのですけれども、私はもっともっと健診率の高い自治体なんかのことも、いろいろどんなことをやっているのだとかというのも勉強されていると思いますが、ぜひこの健診率を上げていくために、もっとやるということではないのですけれども、ぜひ職員の方にも努力していただけてやっていただきたいと思えます。まず、この数字を、去年に比べて健診率がどうだったのかという、そういう細かい数字も挙げていただけるとよかったですと思いますので、その点についてお聞きします。

それから、次のページの9ページ、24時間健康医療相談ですが、去年から始まったわけですが、私もほ

かの人のことで1度相談をさせていただきました。大変親切にいろいろと事細かく教えていただいて、これはとてもいいことだなと感じました。そして、リーフレットなんかも配布されていましたが、もっともっと、これだけの決算金額出していますので、これからも取り組みの宣伝をもっとしたほうがいいと思いますし、あと町民の方の反応はどういうものがあるのかちょっとお聞きしたいです。

それと、あと次の11ページ、農業振興の有害鳥獣防護柵設置費補助金というのがありますね。13件で28万4,000円ということですが、先日も三沢地域の方がお米をつくっていたのですが、この時期に来てイノシシにすごい被害を加えられてしまったと。稲作の中をわっとイノシシが走り回ってしまったと嘆いていたのを話を聞きました。本当に農家の人にとっては有効な手だてではないのか、とても心配しています。ぜひ、この28万4,000円という、それだけでできるものではないと思うのですが、町にもきっと産業課のほうにも、そういう被害の相談とかいろいろ来ていると思うのですが、その点町の状況、それも教えていただきたいのと、やっぱりもうちょっとしっかりと町民の方にそういう被害の対策というのですか、そういうのを教えていただけたらなということがありましたので、お願いします。

それと、最後になりますが、20ページの、これはきのうの一般質問にも関係することなのですが、一番上の町営バスの利用状況です。毎年毎年利用人数も使用料のほうも減っております。ここには前年度の増減が出ていますけれども、ではその2年前はどうだったのかということの私計算してみたら、利用人数で両方の線で7,000人近くが減っているのです。使用料についても116万9,000円使用料が減っていると。やはり、だんだん、だんだんこういうふうには減っていってしまうというのは、とても何とも言えないのですが、私は今すぐこの町営バスを廃止しろとかそういうことなんかは言っていません。しつこいようですけれども、町全体の公共交通をしっかりと考えて、バスの利用をどうするのかとか、そういうことをやっていただきたいと思いますが、もう一回町長の答弁をお聞きします。

以上、4点、よろしくをお願いします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 私のほうからは、最初の2点についてお答え申し上げます。

ご指摘のように住民健診の受診率、健診率と対象者の数と、これは可能な限り来年度載せるように考えたいと思います。ただ、前年比となりますと、これはほかの分野にもかかわることでございますので、住民健診だけ前年比というわけにまいらないと思われまます。これは、また担当のほうと検討させていただきたいと思います。

それから、9ページの24時間無料電話相談ですが、昨年5月から実施をいたしました。11カ月分の実績を載せてあります。取り組みの宣伝といたしましては、当初A4の電話番号を載つけたものを、1枚物を全戸に配布をさせていただきました。その後、ことしの8月に町報と一緒に電話機に張るようなシールを配らせていただきました。その途中でも町報等を通じまして周知を何度か行うとともに、町報の裏面だったでしょうか、土、日等の医者、の休日当番医の欄がありますけれども、その欄の横あたりにも何度か掲載をさせていただきました。引き続き周知宣伝に努めたいと思います。

反応でございますが、なかなかこうだったという反応は、実はそれほどはいただいておりませんが、何人かの方に、常山議員のご質問にありましたが、大変対応よく、同じことは2度聞かないで適切な指示をいただいたというようなことは聞いております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 3番、常山議員のご質問にお答えいたします。

第1点目、有害鳥獣の防護柵の設置についてでございます。本年度の補助金の交付の件数でございますが、13件で28万4,000円でございます。あと、23年度は5件で10万4,000円、24年が8件で16万7,000円で、25年が13件で28万4,000円とふえております。これはイノシシとか鹿とか、そういう被害が増大しているのと平行して増加しているのだろうというふうには思います。これについてはまだ余裕がありますので、産業観光課のほうへお話をいただければ対応いたします。

2点目でございますが、最近土京、戦場、それから来谷、山を挟んで下田野地区でイノシシが出没しているということで、役場のほうにもお話をいただいております。今回につきましては、7月29日に下田野地区でイノシシの目撃があったということで、その日にすぐ役場の職員、それから猟友会にお話をいたしまして現地のほうへ行きましたけれども、イノシシも行動が早いということで、その日には見つけることができませんでした。ただ、猟友会のほうでワイヤートラップというわなを仕掛けていただいたのですが、その後連絡があるたびに猟友会と現地のほうへ出向きました。余りにその話が多いので、8月21日に猟友会の会長さんの宅へ行って、今後の防除の方法について打ち合わせを行いました。その1週間後、8月27日に諏訪神社に箱わなを仕掛けて、その後箱わなにはかかりませんでした。8月30日にイノシシを土京のほうで見かけたということがありまして、その2日後、9月1日にメスのイノシシを1頭とることができました。その後、若干落ちついているようでございますので、30キロとか行動範囲が広いようなので、そのイノシシが広範囲にわたって動いていたのかなというふうに感じております。

今後でございますが、今、箱わなが1基役場のほうへ手持ちがございますけれども、秩父郡市の有害鳥獣駆除の協議会のほうで600万円か700万円ぐらいの予算があるということで、その中で箱わなを買うという話を聞いております。町のほうでできれば3基、予算が許すならば5基ぐらいは申請をして、1カ所だけで仕掛けるのではなく、話の出たところで3基あるいは5基一遍に仕掛けることで対応できたらいいなというふうに考えております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町営バスの利用者の減ということでありますけれども、大きい原因は人口減ということがあろうかと思えますし、免許証を多くの方が所持するようになったと。マイカー通勤、マイカー通院が多くなってきているということが、大きな要因かなというふうに思っております。ちょうどいいですから、町営バスや老人福祉センターとかわく・ワクセンターとか、そういうところも一緒に見ますと、ほとんどのところが減少してきておりますけれども、やはり要因はそういうところにあるのかなというふうにも考えております。

ただ、長生荘回りにバスの路線変更をした経過がありますけれども、そのころ大変皆野高校生のバス利用がふえまして、よかったですけれども、皆野高校そのものの生徒も残念ながら減ってきておるといふようなこともありまして、前年比とか前々比は減になっております。

今、いろいろな公共交通についてもあわせて考えてみればというお話もいただいておりますけれども、例えばお出かけタクシーというようなこととあわせて考えてみますと、よりこうした路線バスの利用者が減ってきてしまうというようなこともあるわけでございまして、当面は今の体制でいくのが私はベターだと、こんなふうに思っておりますのでございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） いろいろとありがとうございました。

住民健診については、ぜひ来年からよろしく願いいたします。

それから、本当に鳥獣害対策は頭の痛いところだし、せっかく一生懸命育てたものが、ある晩一遍になくなってしまふというか、被害に遭ってしまふてつくる意欲もなくなつたよなんという話も私聞いたりしますが、大変でしょうが、この箱わなというのですか、そのほうが柵よりも効果があるのでしょうか。ぜひ効果のあるものを用意してもらつて、町の人にしっかりと対策を少しでも応援してもらいたいと思います。

それから、公共交通のバスの利用については、人口減もあるでしょうけれども、みんなが便利なマイカーに頼ってしまうということもありますし、これからぜひ、町長とは今平行線の感じですが、お互いにいい町にしていくためには、やっぱりいろんな面で考えていく必要があると思いますので、ぜひ町長もそんなにかたくなにならないで、これだけ3人もきのうも質問したわけですから、そろそろどうしようかなと考えていただくような方向で、みんなで一緒にいい町をつくっていけたらなと思います。私、それで終わりです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点が質問なりをしていきたいと思ひます。

1点目なのですが、財政の健全化判断比率報告書についてということで、この健全化比率につきましては、平成20年度以降公表が義務づけられているかと思ひます。平成20年度は実質公債比率については、皆野町12.3%でありましたが、年々改善がされてきてまして、平成25年度は3.5%というふうには報告がされております。改善されてきているその要因について1点。

また、将来負担比率については、前年より約3.6%ふえているわけなのですが、この要因についてお聞きしたいというふうには思ひます。

それで、次に歳入関係なのですが、15ページの町税の不納欠損額についてお聞きしたいのですが、欠損額は合計で約1,150万円で、前年度に比べまして約764万円ふえているかと思ひます。特に固定資産税の不納欠損額が913万円ということで、欠損額の約79%ということですから、8割弱ですか。去年もお聞きした経過があるのですが、個人と法人それぞれあろうかと思ひますので、個別の金額を含めて、また不納欠損にした理由、できれば一覧表を配付してもらつて中にご説明をいただけたらと思ひます。

ページ19、地方交付税なのですが、約15億8,283万円ということで、歳入の約37%を占めていているかと思ひます。この地方交付税につきましては、ご存じのように平成の大合併の当時、政府からの兵糧攻めと言つたら言葉が適当かどうかかわからないのですが、いずれにしても地方自治体の財政運営を厳しくする中で合併にむけるといふか、そういった当時の小泉構造改革の流れがあつたかというふうには思ひます。そんな関係もありまして、皆野町も地方交付税の最低だつたときが、平成19年度11億8,000万円であつたかと思ひます。以後、年々回復して来る中で、平成25年については、先ほど申し上げた金額であらうかというふうには思ひます。

この地方交付税の財源としては5税ありまして、所得税と法人税と市税と消費税とたばこ税、これの収入のほぼ30%から三十二、三%ぐらいの税率で、これが地方交付税の財源になっているかと思ひます。政府においては、そのうちの消費税については、ことしの4月から8%にしめて、また来年の10月からは

10%に引き上げる予定であります。他方、法人税につきましては、2012年4月から既に実質5%の引き下げを行ってきております。今後におきましては、財界からの意向を酌みまして、法人税については実効税率10%ぐらい引き下げる、このことが検討されています。

そういった地方交付税の財源の取り巻く状況と、ことしの5月でしたか、日本創成会議のショッキングな報告と申しますか、2040年ごろには全国の自治体の約半分の自治体が消滅可能都市になるだろうというような、そういったことが発表されまして、政府においても、昨日の町長の挨拶の中でも地方創生と申しますか、その件について触れられたかと思うのですが、今後政府としても地方創生、地方再生と申しますか、これに向けて今言われているのは、小さい村とか小さい自治体についてはそんなに予算とか振り向けないで、どちらかといったら中核都市に予算なり政策を振り向ける、集中させる、そんなような動きが既に言われておりますし、またこのことが道州制に誘導していく、そういったことが既に危惧されているようです。こうした状況も含めまして、今後の地方交付税の財源、具体的には法人税の関係なのですが、これらも含めまして町長の考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

歳出関係なのですが、48ページ、目6の交通安全対策費の中の節15の工事請負費ということで、関連しまして成果報告書の4ページ、防犯灯の整備事業が載っていたかと思うのですが、25年度につきましてはこの道路照明灯、防犯灯だと思うのですが、新設が40基、移設が9基、LED灯更新が42基ということなのですが、平成24年度に防犯灯約890基LED化を実施してきているかと思っております。25年度につきましては、どこが所有しているのかわからない積み残し分について、25年度LED化を図ってきているかと思っております。ここに書かれて、40基とか9基とか42基とかあるのですが、トータル的に24年度、25年度含めまして、この防犯灯のLED化、最終的に何基LED化が図れたのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

また、このLED化を図る中で、当初省エネなり、また照明灯、器具も含めて長寿命化も図るといふ、そういった狙いがあったかと思うのですが、具体的に省エネと申しますと、LED管自体がそういった省エネと申しますか、ただこれが具体的に電力料金、恐らくこれは計量器とかそういうのはついていないと思っておりますので、1基年間幾らで契約しているとか、そういった形になるのかなとは想像するのですが、具体的にLED化を図ったことによって、その電力料金、それがどの程度削減されたのか。

それと、器具の長寿命化ということでは申されているのですが、実質1年半ぐらい経過してきていると思うのですが、既に私の近いところでも、何基かこのLED化した防犯灯が消えてしまっている。私のつかんでいる範疇だけでも五、六基ありました。恐らく全町の中では、ほかのところでもあるのではないかと思うのですが、この間器具の故障等によってどの程度修理なり回復を図ってきたのか。

それと、原因、こんなに早く、1年たったかたないぐらいのところ器具が、原因がわからないのですけれども、恐らく落雷かなとは想像するのですが、そんなような状況がありますので、既に何基ぐらい故障の修理をして、また原因は何なのか、その点についてもお聞きしたいというふうに思います。

それと、お出かけタクシー事業の関係なのですが、成果報告書の6ページ等、昨日も3人の議員の方から、この問題について一般質問でも取り上げられております。公共交通の不便な地域の高齢者に対しタクシー料金の一部を助成すると、高齢者の外出支援事業ということで、平成25年度から新規事業として、当初660万円で予算を組んでスタートしてきている事業だというふうに思います。結果は成果報告書の中にも載っておりますように、利用者が74人、助成額が72万8,000円ということで、年度途中で減額補正を行ってきているのは事実なのですが、いずれにしてもこういう結果であったということでもありますので、

昨日も言われているように、今後においては、本当に外出に不便な思いをしている高齢者が、もっと多くの方が利用しやすい、そういった制度に見直す必要があるかと思えます。きのうも一般質問の中でそれぞれの議員の中から、それに対してどうかということで質問がされております。今後のことを含めまして、見直しの検討をやるべきだというふうに私も思えますので、この点についてお聞きしたいというふうに思っています。

それと、77ページなのですが、清掃総務費の皆野・長瀬上下水道組合浄化槽整備事業負担金ということで768万円。それで、これはたしか一連の議会の中で、宮前議員のほうから上下水道組合議会の報告でされた記憶があるのですが、具体的に25年度、皆野町内でこの事業を活用して浄化槽の整備を図ったのは何基なのか、上下水道組合の関係で申しわけないのですが、わかりましたらお聞きしたいと思います。

また、平成25年度の設置数と整備数、それとそれ以前の平成24年度までの合併処理浄化槽に対する補助金制度があったかと思うのですが、その比較、直近の24年度でも23年度でもいいですが、その整備基数と平成25年度の比較、わかりましたらお聞きしたいと。

それと、桜ヶ谷の観光トイレの関係なのですが、成果報告の12ページになろうかと思えます。当初は、既設のトイレとは別な町道に近いところに、この観光トイレを整備したいということで予算化がされていたかというふうに思っています。ただ、恐らく途中で減額補正がされているのかなとは思っているのですが、いずれにしても既設のトイレを整備を図ったという内容だと思っていますので、こういった結論に至った、結論というか、こういった形で進めてきた経緯についてお聞きしたいというふうに思っています。

それと、成果報告書の16ページ、災害対策の中の防災行政無線の関係です。昨日、小杉議員の一般質問でこれは取り上げられているのですが、この夏既に4カ所、落雷によって子局が音が出なくなってしまったという、そういった問題があったようです。私もすぐ一番近いところの子局がそういう状況だったものですから、関心があったのですが、これも2年の継続事業でやってきておりますので、これ以外にも既に音が出ないとかそういった故障があったのかどうか、これが1点。

それと、この夏の4カ所については、落雷によって使用が不能になったということが、昨日答弁がされております。ただ、避雷針を設置することについては、柱が金属なので意味がないというふうに利用者から言われて、避雷針をつけなかったということが答弁がされているわけなのですが、余りにも利用者の言うことをうのみにしているのではないかと。というのは、私も改めて避雷針がついていないのを見たのですが、少なくとも有線の放送塔と違って、アンテナなみんな設置されているのです、受信用の。ということは、そのアンテナに落雷がしやすくなるというのは、素人が考えてもそうなのかなというふうに私は思っています。

改めて秩父市内、長瀬の子局を見ました。そうしたら、全て避雷針がついているのです。この点について今後の対応を含めて、ぜひ常時有効活用できるような状況に、特に防災行政無線でありますので、そういった対応を図るべきではないかというふうに思っています。この点についてもお考えをお聞きしたいというふうに思っています。

とりあえず、以上です。

○議長（四方田 実議員） ただいま内海議員のほうから申し出がありました不納欠損についての一覧表が出せるということがありましたので、暫時休憩をいたしまして配付させていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（大澤康男） 失礼しました。12番、内海議員さんからの質問の不納欠損でございますけれども、今、資料を参考という形で配らせていただきました。内容について説明させていただきます。

お話しのとおり、前年度から760万円余りふえております。その内容でございますけれども、見ていただくと個人住民税で真ん中辺にあります第5項該当、即時消滅とありますが、このところが大口がいまして、2件でありますけれども、人数は2となっておりますが、ほとんど1件でございます。これにつきましては財産公売いたしました。その後財産なしということで、やむを得ず即時欠損しました。それが106万円です。大口になっております。

それから、固定資産税関係で、これも昨年よりふえておりますけれども、まず一番左の財産なしという1項第1号でございますけれども、これが5件でありますけれども、そのうち1件が、1件で607万5,000円と高額になっております。これにつきましても公売をいたしましたけれども、買い手がなかったと。何度公売やっても買い手がないということで、その後清算もされませんでこのまま来ていましたので、それを欠損させていただいたということで、750万円のうち1件で607万円という大口がありました。

それから、同じく固定資産税の中で18条で144万1,306円というのがございますけれども、これも8人となっておりますけれども、大口というのですか、大金の方が3人です。50万4,000円、31万4,000円、48万9,000円と、その方の分だけでほとんど100万円からいっておりますので、それで大きな額ということになっております。ほとんど個人ですけれども、法人の2がありますが、そこは法人が2法人ということで、そのほかについては個人ということでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） ちょっと順序は前後しますけれども、その件について、12番、内海勝男議員、いかがですか。一つ一つやりますから、ちょっと順序は変わってしまったけれども。

○12番（内海勝男議員） いいですよ。

○議長（四方田 実議員） いいやね。

次、では公債費比率、総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員の質問にお答えをいたします。

健全化比率の報告書にございます実質公債費比率、前年度に比べて減少しているその理由でございますが、実質公債費比率につきましては、町及び町が加入をしております一部事務組合の地方債の元利償還金の大きさを町の財政規模に対する規模であらわしたものでありまして、この数字が減っておりますのは、町の元利償還金が終わったものがございます。その関係で元利償還金が減ったことにより、この比率が下がっております。

それから、将来負担費比率の増でございますが、これも同じく町、それから町が加入をしております一部事務組合が借り入れた地方債などに対する比率でございます。これについては今申し上げましたよう

に一部事務組合も含めまして、借入額が前年度よりふえていることによる増になります。

次に、防犯灯でございしますが、基数で申しますと、平成23年度に19基、平成24年度に890基、平成25年度、お示ししましたように更新、新設、移動を合わせまして91基、合計ちょうど1,000基でございします。それで、この長寿命化は確かに凶られておりますが、内海議員ご指摘のとおり、長寿命化をうたったにもかかわらず故障した箇所がございします。平成25年度2月の大雪によりまして、防犯灯、センサーで点滅をしております。そのセンサーに大雪が積もったために、昼間でも防犯灯がついているという状況が出ましたが、これは機器の故障ではないという結果が出ております。それから、三沢の上三沢地区、みずほ地区に落雷によりまして7基、これが立て続けといたしますか、連続的に故障しております。これは落雷によるものです。

それから、料金がどのぐらいに減ったかということですが、その対比するものについて、前の電球とLED化にしたときの比較するものが出てございませぬので、料金だけでご説明をさせていただきます。平成25年度以前に新設をいたしましたものについて、一括前払い契約ということで契約をしております。その前払い金が確定した額が、補正2号にも計上させていただいておりますけれども、11万829円です。なお、平成25年度に新規として新設した分、これが月1,500円で12地区分、1万8,000円でございします。

次に、防災無線子局4局の落雷による被害につきましては、きのうご説明したとおりでございします。避雷針の設置についてもきのうご説明したとおりでありまして、今、内海議員からお話がありましたように、業者の意見をということでありますので、今後そのような打ち合わせをする場合には、さらに踏み込んで業者から意見を聴取していきたいと考えております。

それから、アンテナについては、確かに吉田、長瀬、今になって私も確認をさせていただきましたが、秩父については吉田方面を見ましたところ、確かについております。ということは、きのう申し上げました建築基準法云々でなく、それ以下であってもつけているということになるかと思ひます。その避雷針の効果につきましては、設置がしてあります隣接の秩父市、長瀬町等にその効果を確認いたしまして検討させていただきます。

以上でございします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 地方交付税のことに触れられましたが、たしか私の記憶ですと、平成17年が11億8,000万円ぐらいではなかったかなというふうに記憶をしておるのですが、現在が15億8,000万円ということで、かなりふえてきておるわけでございします。そんな中で、安倍政権がアベノミクスによって景気の浮揚を図ると。法人税を減税を10%ぐらいするというようなことのようにございしますけれども、これは企業の経営状況をよくして、そして働く人たちにそれを還元していくと。そして、全体の底上げを図ると、こういうことだろうと思ひまして、そうしたことにも期待をしておるところでございします。

また、近ごろは地域創生ということが言われまして、新たな大臣もできたわけでございまして、特にこうした消滅するのではないかとされるような地域にとりましては、期待が極めて高いわけでございします。しかし、コンパクトシティというようなことを近ごろ言われますけれども、人口をコンパクトなところに集めてしまうと、こういうことはいかなるものかと。いわゆる住みなれたところで生活をしたい、一生を終わりたいという方も当然あるわけでございまして、人権問題もあるわけでございします。かなりこれについては、長いスパンで考えていかなければならない問題ではないかというふうにも思っております。

なお、また道州制に触れられましたけれども、道州制につきましては、全国の町村会としてもこれを可

としないということをごさいます、もちろん私どもにとりましても、可としないという方向でおるところでございます。そんなところでは、交付税の増につきましては、期待をしておるところでございます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 私からは、お出かけタクシーのご要望と申しますか、ご質問にお答えをいたします。

昨日も一般質問等でお答えをさせていただきましたが、お出かけタクシーとしてはある程度の形ができ上がったということで、見直しをする考えはございません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからのご質問のうち、私からは決算書の77ページ、款4 衛生費の目1 清掃総務費の77ページ最下段、皆野・長瀬上下水道組合浄化槽整備事業負担金768万2,000円に関するご質問にお答え申し上げます。

平成25年度からこの浄化槽の設置につきましては、皆野・長瀬上下水道組合で市町村設置型ということで事業を行っております。25年度の設置数でございますが、皆野町は20基の設置がございました。ちなみに、長瀬町は22基でございます。計42基の設置をしております。

続いて、この市町村設置型が始まる前、町単独で設置者の方に補助をしておったわけでございますが、平成23年度は10基の申請がございました。平成24年度は13基でございます。この場合、浄化槽のいろいろ規模があるわけですが、5人槽で申し上げますと、町の補助のときの平成23年度、24年度においては、1基につきまして33万2,000円を補助しておりました。平成25年度から皆野・長瀬上下水道組合の市町村設置型になりましたけれども、この場合に補助というのではなくて、設置費、このパンフを見ますと、5人槽の場合には約35万円の個人負担があるということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

桜ヶ谷観光トイレについてでございますが、このトイレにつきましては、当初では合併浄化槽による水洗化というものを考えておりました。最終的には、くみ取り式のままで若干内装あるいは便器を取りかえるという格好で工事のほうを完了いたしました。

浄化槽からくみ取りのままに変わった理由でございますが、桜ヶ谷の観光トイレにつきましては、通常の道路脇というよりも登山道脇ということで、一般のところから全く見えませんので、これを使われる方は全くの登山者だけということになります。この登山者について、地元の話とか精査をいたしましたところ、少ない月、そういうところで二、三十人、それから例えば秩父鉄道さんあたりがハイキングのイベントなどを行うときには、1,000人を超える規模で登山者が訪れるという話を聞いております。このため、合併浄化槽はそもそも汚物をバクテリアで分解してきれいな水にして流すシステムというか、機械であります。少ない人数と多い人数を同時に処理できるというには不向きなシステムでございます。1,000人規模でお客様が来ますと、当然処理し切れないということがございます。また、少ないと、今度はバクテリアの餌と申しますか、汚物が少なく、また死んでしまうということもありますので、精査いたしましたところ、くみ取りのまま、大勢の人数が来てもそのままくみ取って利用できるという形が、ここの点で

は望ましいだろうということで、以前のままのくみ取りという形にいたしました。

ただ、以前は便器から汚物内が見えるという、そういうトイレでありましたが、今回につきましては下が見えないように、簡易水洗トイレという形で整備をさせていただきました。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

地方交付税の関係なのですが、法人税の引き下げについてはいろいろな見方があるかと思うのですが、いずれにしてもこのまま財界の言いなりで法人税を引き下げていると、本当に地方交付税の財源も極端に少なくなることが明らかだというふうに思います。内部留保で何百兆円のお金をため込んでいる企業から法人税を引き下げてやって、大変な生活を強いられている勤労国民から消費税を増税して、そういったところの地方交付税の財源にも引き当てるといふ、そういったところについては、私としては納得がいきませんし、これを放っておきますと、地方交付税の財源不足ということを利用して、今後においては、道州制のところ一気に向かう可能性が十分予想されますので、町長も全国の町村会でも、この道州制については反対をしてくれているということでもあります。そういったことに対して整合性を持たせるためにも、この地方交付税の大きな財源であります法人税、これの引き下げにきちんと反対をしていくという姿勢を持っていただきたい。これは私のほうの要望です。

いずれにしても、この地方交付税制度につきましては、基礎的な、また標準的な行政運営していくためになくしてはならない財源でありますし、2014年度、今年度都道府県でこの交付税をもらっていないと言ったらあれですが、不交付の自治体は東京都だけだと。埼玉県においても、戸田市と三芳、この2市町が不交付団体ということで、あと全ての全国の自治体は、この地方交付税に頼らざるを得ないわけですから、そういった点も十分認識されているかと思っておりますので、先ほど私が言ったようなところでもご認識をいただけたらありがたい。これは要望になるかと思うのですが、申し上げておきたいというふうに思います。

LEDの関係なのですが、ちょっとわかりづらいのですけれども、トータル的には1,000基LED化を図ったということで、これは理解します。ただ、電力料といいますか、これは1基年間幾らとか、その契約内容をお聞きしたいと思うのですが、東電との契約になるかと思うのですけれども。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 細かい契約内容については、先ほど申し上げました内容以外に今手持ちがございませんので、繰り返しになりますが、前払金が確定したものが平成25年度以前に設置をした909基、これについて11万829円。それから、先ほど申し上げましたのを訂正させていただきますが、1,000基と申し上げましたが、25年度の新設の中に移設9基を加えてしまいました。この移設9基につきましては、既存のLED灯を移設したものですから、これは既に設置がしてあるものでございますので、引かせていただいて991基でございます。そうしますと25年度に新設をした40基について、月1,500円の12月、1万8,000円、それからLEDの更新を42基しておりますので、合わせて82基分が月1,500円で1万8,000円になろうかと思っております。25年度に新設、LEDに更新をした82基が月1,500円、12月分の1万8,000円を予定しております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 例えば1基、年間で言ってもらったほうがいいと思うのだよね。1基、年間幾ら

ぐらい防犯灯の場合かかると。それ以前、LED化を図る前に1基幾らで年間例えば契約したのか。そういった比較で言えば、どの程度省エネというか、これは電力料金が安くなったかとか何とかということではなくて、電力の消費量、要するにLEDの消費量で省エネということによっていると思うのですが、町としてLED化を図ることによって電力料金が、ここへ来てLED化することによって増設もされているでしょうから、単純な比較はできないかもわからないけれども、少なくともLED化を図る前の防犯灯1基1年で大体どのぐらい電気料金を払っていて、LED化したことによって、年間大体、大ざっぱでいいですよ。平均して1基例えば1,000円とか、年間、それを聞きたいわけ。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えします。

その内容につきまして、今、調査をさせますので、時間をいただきたいと存じます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） あと、器具というかLED管の寿命の関係、落雷によってということで、それこそ私の周辺、どういうわけか4基、私の町内で、ちょっと離れたところで1基壊れてしまったのです。何で、だからそういう落雷で壊れるような器具なのか。

それと、あわせて、以前でしたら蛍光管の交換とかそういうのは、区長さんを通じて町内の業者さん直接管を交換、結構対応が早くできたかと思うのですが、このLED管とあと器具に故障があった場合、どういった形で修理というか、申請というか、それが行われているのか。というのは、大分LED管の故障した後、期間がかなりかかったわけです。その辺の修理のシステム、申請のシステムというか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

防犯灯の電気料でございますが、先ほど1基幾らというお尋ねをいただきましたけれども、全体的な額でまず申し上げますと、平成23年度が約280万円、平成24年度が約288万円、これを1基当たり換算いたしますと、年3,150円でございます。LED化後の平成25年度は180万円、平成26年度につきましては207万円でございます。1基に換算しますと、2,000円という数字になります。

それと、落雷による被害7基という話をいたしました。LED灯が消えている場合に、保証期間というものが設置してからでございます。その保証期間については、設置をした業者が責任を持つということになりますので、場所によっては熊谷の事業者が設置をした箇所がございますので、申しわけございませんが、時間がかかっているところもあります。その他については、町内の業者、最寄りの業者で対応をさせていただいておりますので、その分については早い対応をとらせていただいております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これで、これに関しては……

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

1基当たりの電力料金、よく理解できました。大分料金についても節電というか、節減がされているということがよくわかりました。

それで、このLEDの器具の保証期間ということを言われたのですが、保証期間は何年なのか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1年でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

次に移ってください。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

お出かけタクシーの関係、きのうも町長のほうからも言われているのですが、議員からの質問なり意見というのは、その議員のバックと言ったらおかしいですけども、やっぱり町民の声があるわけですから、できる限り多くの大変な思いをしている高齢者が、いかに利用しやすい制度に見直していくか、これは大事な検討課題だというふうに思います。少なくとも平成25年度当初予算では660万円という予算を計上して、新規事業でスタートしたわけですから、その名に恥じないような形、なおかつ多くの高齢者が利用しやすい、そういった制度にぜひ見直しを検討していただきたい。これ以上言っても、見直ししませんということで何回もされていますので、要望させていただきたいというふうに思います。

それと、防災行政無線の関係なのですが、長瀬もそうでしたね。秩父市もそうだと思うのですが、柱は金属製ですね。それで、長瀬の場合はやっぱり沖の施設、沖電気の関係だと思いますので、秩父市なり長瀬の実態というか、調査して検討したいということで総務課長のほうから答弁をいただいていますので、ぜひ早急にこの件について調査をして善処を図っていただきたいというふうに要望させていただきます。

以上で終わります。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 防災行政無線子局のお尋ねの件で、1点答弁がしておりませんものがあります。

落雷以外の故障はあるかというご質問ですが、設置してからここまで、7月27日の落雷による故障4件以外の故障は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 先ほど浄化槽関連のご質問の答弁の中で、私、皆野・長瀬上下水道組合で設置する浄化槽、5人分の場合に「約35万円」とご回答申し上げましたが、補助金制度がございまして、実質設置される方の分担金ですが、「10万2,000円」に訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 先ほど答弁の中で公売というお話ししましたけれども、「公売」ということでなくて交付要求をしたということで、「交付要求」という言葉に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 防災行政無線のことでお聞きしたいことが1点落ちてしまいました。

というのは、子局は避雷針はついていないのですが、親局、美の山、中継局、ここについては当然にして避雷針はついているのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 調査し、回答いたします。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

○総務課長（川田稔久） ここはついていません。向こうはわかりません。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番。主要な施策の住民健診関連のところ、その予防、常山議員も触れていまし

たけれども、24時間年中無休で電話健康医療相談というのを、この24時間の意味するところ……

○議長（四方田 実議員） 何ページだっけ。

○1番（小杉修一議員） 済みません。9ページでした。

○議長（四方田 実議員） はい、どうぞ。

○1番（小杉修一議員） このリーフレットを作成したりして、当初197万円ほどかかったのが、これがリーフレット代のほかに人件費的なものが含まれているのかということも含めて、この24時間というところがどういう形で効果を発揮しているか。健康医療相談というと、これで電話かかってきて、保健師さんなのでしょうか、答弁いただければいいのですけれども、どういう方がそれに対応しているのか。よく電話相談、NHKのラジオなんかでやると、電話相談受付の女の人が出て、その話を聞いて、では何々先生にお返ししますからねという感じで、そういうのを少し想像してしまうのですけれども、多分そこまでの回答は難しいのは、これはやむを得ないところなのでしょうけれども、例えば夜間にどのぐらい電話が、個人名ということではないから、内容的なものはちょっとお話ししてもらってもいいのではないか。このような電話がかかってくるのだと、それにこんな感じで対応しているのだという感じをちょっと教えてもらえたらなと思うところであります。

言ってしまっていていいですか。ほかの2点ほどあるのですけれども。

○議長（四方田 実議員） はい、ずっと言ってください。

○1番（小杉修一議員） そうすると、今度は決算書のほうで16ページ、歳入のほうで配当割交付金と、款4、款5で株式等譲渡所得割交付金というのが補正で大分増額されていますけれども、どのような趣旨でこのような形に増額になったのかということ。それで、この増額した予算が今後も継続の見通しが、これはいただけるものですから、こういう形で継続される期待が持てるのかどうかということをごまかせください。

それと、もう一点、89ページになります。下から4行目、親鼻橋下観光トイレほか用地借上料9万3,436円てありますけれども、例えば親鼻橋下のところというのは、建設省がただで貸してくれないのかなというところなのですけれども、金額としてはあれなのですけれども、どんなものになっているのか、その辺よろしく願いいたします。

以上。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員の主要な施策の成果報告書9ページ、24時間健康医療相談についてお答え申し上げます。

これは文字通り24時間の電話による健康相談を実施しております。なお、つけ加えますと、通話料無料で実施しております。通話料無料は、0120から発信する皆野町固有の電話番号をもって発信しますと、これを受託している会社が、この番号にかけてきたのは皆野町の住民の方だというのがすぐわかりますので、皆野町24時間電話健康無料相談ですという対応していただいております。それに症状とか状況をお話しいただくと、的確な対応していただいて、緊急性があれば救急車を呼ぶし、緊急性がなければ、とりあえずどういう処置が必要だと、あしたで間に合うというような医師の指導をしていただきます。

これが月々の報告書が委託しておる関係で上がってきておりますが、年間の相談件数は、昨年5月から3月までの11カ月間ですけれども、108件でございます。その中で分類しております項目を申し上げますが、相談をした方の年齢分布、男性、女性、何歳代の方が相談をした。相談の中身の、例えば30代の女性

の方が乳児のゼロ歳の男の子の相談をしたとか、そういったことも集計をされております。それと、もう一つは中身、どういった内容の相談なのか、健康診断に関する事とかあるいは治療に関する相談、薬に関する相談とか、そういった分類も行っております。それと、科目別に、内科なのか外科なのか小児科なのかといった、そういった分類もしております。

それから、ご質問にありましたように相談時間、何時から何時までが相談の受け付けをしたかという受け付け時間等の分析もしておりますが、これについては若干ご説明をさせていただきます。本年5月末の累計でございますが、先ほどの108件よりもちょっとふえております。119件中夜中の零時から1時までが2人、2件、夜中の1時から2時までが2件、2時から3時までが1件、その後ゼロが続きまして、明け方の6時から7時が3件、圧倒的に多いのは昼間でございます。8時から9時、夕方の18時ごろまでが圧倒的に多くなっております。その後、18時から19時が6件、19時から20時が6件、20時から21時が10件、21時から22時が7件、22時から23時が2件、23時から24時はございませんでした。夜中は思ったより少なかったなど、1年たった数字としてはですね。昼間の相談が多い。

なお、申し上げますと、相談の内容とすると2つに分かれておりまして、三、四十代の女性の方が子供の相談が圧倒的に多い。それと、50代、60代の方がご自身あるいは連れ合いの方の相談と、2極化している傾向が見られます。以上でございます。

申しわけないです。追加で申し上げます。電話の先としては、東京にある会社でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

決算書16ページの款4配当割交付金でございますが、この配当割交付金の原資につきましては、一定の上場株式等の配当に課税をされ納入された税金が原資となっております。平成24年度の決算額を見ますと、217万1,000円をいただいております。この額をもとに平成25年度当初予算を立てました。前年度余り上回った予算を計上しますと、歳入欠陥になるおそれがございますので、前年度の決算額の約8割を見込みをさせていただきました。

それから、その下の款5株式等譲渡所得割交付金、これにつきましては原資は特定口座における上場株式等の譲渡による所得に対して課税され、納入された税が原資となっておりますので、先ほど申し上げました、4配当金と同じく平成24年度の決算額が62万4,000円ございましたので、これについても同じく歳入欠陥に陥らないよう、当初予算では13万円という額を組ませていただきました。ところが、25年度全体を通しまして景気が上向いたことによりまして、株式等の取引が活発化になったおかげで、これだけ決算でくることができたということでございます。

これからの継続の期待はということでございますが、これは経済に大きく左右される面が大きいものですから、やはり経済が上向きになり株式等の取引が活発化になって、これに課税される税がふえることは期待をしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 1番、小杉議員のご質問にお答えします。

決算書89ページ、下から5番目、親鼻橋下観光トイレほか用地借上料の内容についてご説明を申し上げます。親鼻橋の下のお客様が入るこの駐車場の用地につきましては、県のほうから無償で町のほうが借り

ております。この観光トイレの用地ということで、信号から坂を下るわけですが、その左手中段にトイレがございます。このトイレ用地につきましては個人の土地でございますので、その個人の方からお借りをしているということでございます。

なお、9万3,436円につきましては、この件も含めまして合計8件の内容でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 24時間健康医療相談、なかなかいいではないですか。保健婦さんが一生懸命やってくれているのは承知して、ここも一生懸命やってくれてしまっているのかなと思ったけれども、なるほどわかりました。

そうすると、皆野町の今0120とか言われましたけれども、余りそれがもしかしてわかっていない人がいて、皆野町役場に多分かけてくるケースがあるかと思うのですけれども、そうすると夜中でもそれを転送できるシステムになっているわけですか。役場にかかってきてはだめなのですか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 皆野町の特別な番号を各家庭にお配りをしております。広報等でも宣伝しておりますし、また8月には町報と一緒に電話機に張るシール、0120から始まる「み～なさわやかいちばん」という番号ですけれども、それをかけると東京の会社のほうへ通じて、「はい、皆野町24時間無料健康電話です」という相談に乗ってくれます。町にかけたものを夜転送というようなことは、システム上しておりません。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） いいのですけれども、み～な3818になりますか、さわやかいちばん、3818。今、お聞きしましたけれども、やはり役場にかけてしまう人は出てきますよね。それを転送させるのは、今の技術そんなに難しいのかな。誰かそれを受けて、はい、わかりました。では、回しますという形は、やっぱり人の関係になってしまうから難しいでしょうかね。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 昼間は保健師がそういった相談には当然業務として乗っております。夜、役場が無人で、保健師が常駐しているという町民の方は恐らくいないと思いますので、夜健康相談でまず役場にとすることはちょっと考えにくいのですけれども、転送のシステムは考えておりません。

○議長（四方田 実議員） 続いて、1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それでは、30代の、子供に関するやっぱりお嫁さんが相談する、育児とかになるとそういうのもあって、そういうところでも活躍されているということで、またいろいろ研究されてやっていってもらえたらと思います。

それと、交付金関係、ご答弁いただいて理解したところですが、何しろすごい増額で、当初予算で前年度比から大分少な目に見て13万円株式譲渡所得割の交付金を見込んでいたのが、647万円も補正されてきた。その財源はアベノミクスであろう株式の活性化による売買が大きくなされたということで、これは私のほうはアベノミクスでこのようなところにも恩恵があるという理解をしたときに、法人税減税の話も悪くないなという感想を持つところ。これを見る限り悪くないなと、恩恵がそれなりに大きなものがあるという気持ちを持つところであります。

それから、産業観光課長にご答弁いただいたのは理解できました。私のほうでちょっとミスって、建設

省に無償で借りられているのかなと言ってしまったのですが、多分国土交通省って言えばよかったのだと思います。了解いたしました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時46分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番の林です。五、六点お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、さきに何人かの議員さんからも質問があったお出かけタクシーについて再度お聞きしたいと思いますが、きのうの一般質問等を含めて大分何度も同じことを聞いている部分もありますので、まだ後に何人かおられるかもしれませんが、一応この辺でまとめてお聞きしておきたいと思います。当初、660万円の予算を組んだわけですが、きのうの答弁の中で積み上げで考えていたということだったのですが、この点について再度ある程度細かくお聞きしたいところなのですが、660万円単純に対象者の数等で割り掛けてみたところが、大体1カ月に1万円掛ける人数ぐらいのかなと。ざっと計算もしてみたのですが、その辺についてどんなような形で算定したのかお聞きしたいところです。

この実績として74名が利用して、使われた額が72万8,000円と。本当にざっと割り掛けたところでいけば、まだお世辞にもよく使われているとは言いがたいと思うのですが、先ほど来の課長の答弁の中で、お出かけタクシーが固まったというような言い方をしているので、その固まったという意味をもう少しわかりやすく、どういうことがどう固まったのかを教えてくださいたいと思います。

それから、代表監査委員さん、お疲れさまです。ちょうど出席されているところですので、またいろんな役の関係から、このお出かけタクシーに関しては全く縁がないということでもなく、恐らくいろんな形でかわる部分があったかと思しますので、それらの個人的な部分を含めて、この事業についてどのようにお考えになっているか、どのように感じたかを忌憚のないところでお話しいただければというふうに思いますので、後でご意見のほうぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ふれあい館と、これが決算書のほうでは22、23、これが歳入ですね。歳出のほうは84、85あたりを中心に幾つか出ているかと思うのですが、担当課長にざつくばらんに一応トータルの持ち出しは幾らなのかと。歳入といいますか、収入幾ら、支出合計幾らと。

また、これもちょっとわかりにくいのでお聞きしたいのですが、この食堂部分は恐らくことしも賃貸していると思いますので、その賃貸料が幾らになっているか、その契約があと何年有効になっているかを教えてくださいたいと思います。

それから、プールに関してなのですが、これがふれあい館と同じページにちょうどなるかと思いますが、歳入のほうは20から23、支出のほうはちょっとページが落ちてしまいましたが、ありまして、トータルでこれも収入のほうはいろんな形でありますので、約500万円弱かなと思います。支出がそれに対して3,146万円と。このところ、約3,000万円の支出、毎年なっているかと思うのですが、ことしはこの支出の中に大

きな修繕費とか何か、これはというようなものがあるのかどうか。その様子、どういうことをやってどういう状況なのかということをお教えください。

それから、ちょっと細かいことなのですが、観光関連になりますが、決算書の82ページ、予算のときにも聞いていたのではないかなと思うのですが、改めてなのですが、82ページの下段のほう、里山・平地林再生事業委託料とありますが、この委託内容とその成果といますか、結果どのようなものが成果として上がっているのか。

それから、96ページ、7ページにあります住宅管理費の中の需用費の修繕料、リフォーム代だと思のですが、これが大きな額で3,146万円になっていると思うのです。これが多分1戸当たり200万円というふうに記憶しているのですが、それですとこれ割掛けた場合に、15戸分ということになるかと思うのですが、その辺の内訳と。それから、監査委員さんが恐らくリフォーム後の部屋を見ていると思うのですが、その見た感想を、見てどんなものだと、家賃が恐らく3万円から5万円前後になるかと思うのですが、それらについて感想を伺いたいと思います。

防災行政無線については、さきの議員さんが何人も細かいことについて質問をしておりますので、細かいことは抜きますが、町長にこの検討、おとし、去年ですか、主立った事業が終了した時点で、今年度予算にもいろんな形で追加の手当てが必要になってきているわけですが、そういったことが生まれてきてしまっていることについてのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初は、これが以上になりますが、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員からは、昨日もお出かけタクシーについては一般質問でご質問いただき、答弁を申し上げたところでございますが、私がほぼ固まったという点に関して、どういう意味合いかというご質問いただきました。お出かけタクシーの制度は、どこかの路線を廃止するとか、あるいは何かを取りやめるとかということ、その代がえとして始まった事業ではございません。ご承知のように交通困難地域の免許の持たない方を、何とかお出かけしやすくということで新規に始めた事業でございます。したがって、お出かけタクシーの制度そのものを考えた場合には、70歳以上あるいは免許を持たない方、1キロ以上の集落ということでスタートを切らせていただきましたが、これは今現在見直しをする内容が考えがありませんので、いわゆるこのまま続けさせていただくという意味で、お出かけタクシーは固まったという表現を申し上げます。ほかの事業との関連とか、例えば町営バスの関連であるとか、そういったことを含めて申し上げたつもりはございませんけれども、お出かけタクシーの制度は見直す必要を今感じないという意味で申し上げます。

それから、ただいま申し上げましたように新規の事業として、地区の高齢者の方々をピックアップいたしまして、民生委員さん等のご協力もいただきながら、そのうち運転免許を持たない方、運転をしない方という調べをさせていただきました。それらの人数の方々が週1回往復程度、そう考えますと、月に8枚の利用が年間可能になる数字。これに恐らく全部は登録はしないであろう。登録をしても、実際利用する方の利用率といたしますか、そういったものも考え合わせまして計算をいたしました結果が660万円でございます。結果としては大き過ぎたと思いますけれども、逆に全部を使う可能性もあったということで計上させていただいて、年の途中の状況を見ながら、最終的に減額の補正をお願いしたということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

水と緑のふれあい館の歳入歳出とその差でございますが、歳入が1,463万2,600円、歳出が2,125万7,991円、よってマイナスの662万5,391円でございます。

2つ目のご質問でございますが、食堂の関係で契約の年数はどうなっているかというご質問ですが、これは1年間毎年契約を更新しております。

3点目の里山・平地林の内容、成果でございます。里山・平地林につきましては、平成25年度、面積で申し上げますと2.02ヘクタール、これの笹等の刈り払いを行っております。それから、この20.2ヘクタール内にありました枯死、枯れた木ですが、枯死、倒木、不良木の除去109本を行っております。この事業につきましては、放置された里山・平地林を再生して、景観向上や生物多様性などの保全などの公益的機能の高度発揮を図ることが目的で、25年度については全て町有林で行いました。美の山を登っていただきますと、ヘリテージの上に大きい舗装された駐車場がございますが、その少し先から延長でおおむね210メートル、道路を挟んで下側が20メートルから40メートル、合計でこの幅がおおむね150メートルぐらいになるものでございます。道路から何メートルということではなく、筆ごとにやっておりますので、あるところでは長かったり、あるところでは短かったりということで、おおむね幅が150メートルでございます。既にもうきれいになっておるわけですが、夏場現地のほうへ行きますと、両側にある立ち木にツルとかそういうものがかなり絡まっております、風通しも悪く、これから美の山公園に登るという観光地でございますが、これらについて余りみっともないということもありますので、きれいにさせていただいております。

以上3点、以上のとおりでございます。

○10番（林 豊議員） 金額。

○産業観光課長（大塚 宏） 失礼しました。森林組合のほうへ……

○10番（林 豊議員） それではない。ふれあい館の食堂部分の賃貸料の金額、変わらなければ変わらないで。

○産業観光課長（大塚 宏） 月2万円、年24万円、これは毎年変わっておりません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 12番、林議員さんの温水プールの関係についてご回答させていただきます。

温水プールについては、歳入であります、決算書のページですと22、23になりますが、温水プール使用料で388万4,700円、それから決算書37ページの雑入になりますが、温水プール自動販売機手数料で15万3,247円、あと同じく温水プールの事業参加費で57万6,000円、歳入総計が461万3,947円でございます。

歳出につきましては、決算書の124ページの温水プール費、こちらが3,146万2,208円になります。25年度については、うち工事費等ありませんでした。修繕料とか大きなものがあつたかというご質問ですが、修繕料が11節需用費、修繕料127万4,700円あります。この内訳ですが、玄関ドアの修理、それからオーバーフローのろ過装置の制御盤の修理、それから非常照明の修繕、それからヒーター等の修理、あとオーバーフローの酸素注入ポンプの交換修理等でありまして、これが127万4,700円でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

96ページ、町営住宅の修繕料の関係でございます。まず、金額でございますが、修繕料の総額は3,144万884円。この中で町営住宅のリフォーム、11戸のリフォームをやってございますが、そのリフォームの合計額は2,767万2,800円、11戸で割りますと平均で約250万円の修繕費でございます。内訳のほうは200万円以下のものが3戸、200万円以上のものが8戸でございます。その他の修繕としまして、19件その他やってございます。トイレの水漏れの修繕とか雨水管の修繕とか、その他19件の修繕を実施しております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 防災行政無線が2カ年にわたって行ってきたけれども、それについてまだ費用もかかっているけれどもというようなことかなというふうに思いますので、お答えしたいと思いますが、確かに2カ年にわたって、当然初年度調査をしたり、あるいは音声は当然届くだろうという調査をしたはずでありましたけれども、結果的に聞き取りにくい家庭があるとか、あるいはきょうも質問を受けましたけれども、避雷針がなくて、当然機能を果たさなくなってしまうというようなことを聞きました。この防災行政無線そのものは、災害があったときに十分機能を発揮しなければ、その価値がないわけでございます。やはり設計というか、請負業者にもそうした旨については十分伝えまして、善処してもらわなければならないというふうに感じながらきょうの質問も聞いておったわけでございます。そうした災害等に備えるべき設備でございますので、今、きょう質問をされたことがないよう、あるいはカバーができるように申し上げていきたいと思っております。

以上が感想でございます。

○議長（四方田 実議員） 田島監査委員。

お出かけタクシーあるいは住宅管理についてのもしご感想なりがありましたら、なければ結構ですが、ご感想がありましたらご発言をお願いします。

○代表監査委員（田島伸一） 林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、お出かけタクシーについてでございますけれども、私もこの件につきましては、民生委員もお世話になっているものですから、前々から、最初の1年目からお世話になっております。感想でございますけれども、これはいい制度ができたなというふうにまずは感じました。特に私の担当するところは、平草という地域がございます。平草の地域の方は、本当にこれはありがたいな、よかったなということで、ご夫婦で全然車に乗れない人がいて、その人なんか大変ありがたいということでよく利用しておるようございました。

また、その制度そのものが、皆野町へ買い物に出かける程度というふうなことのようになっておるようでございます。こんな事例もございました。これは尾根地区の方なのですが、吉田のほうへ出かけたことがございました。その日は雨が降っておりまして、ふだんはオートバイに乗って行ってしまうのですが、雨が降ってはオートバイだめだから、10時までにはどうしても吉田まで行きたいということで、ではお出かけタクシー券を使って行きましょうということで出かけたのです。皆野と吉田の境へ行ったときに、運転手さん、私はこういう券を持っていて半額でというふうな話をしたら、ここから先は吉田町だから、皆野町のみだけ精算して半額で乗せていただいて、あと境から吉田町の目的のところへ行くにはまた全額払いますから、そのように取り扱ってもらえませんかと聞いたら、そんなことは聞いていませんということで、平草から吉田町までの全額を取られたというふうなことがございます。

それで、また帰りもどうしてもタクシーを利用しなくてはということで、タクシーに乗って尾根地区まで帰ってまいりましたけれども、お金が足りなくなってしまったということで、タクシーに待っていていただいてお金を払ったと、そういうふうなことも私聞いております。したがって、使う方法にも柔軟なところがあってもいいのかなというふうなことをちょっと感じました。

そして、1年目と2年目では、2年目になりますと、どうも1軒のうちに該当者がいても、運転できる人がいると、なかなか券を使わないで、運転できる人に乗せてもらって買い物に行ったり用足しに行くというふうなのが多いものですから、2年目は申し込む人が大分減ってしまったのです。ということで、これではどうもあれかな、もう少し何かいい方法があるのではないかなというふうな考えは、私は常々持っております。

ということで、きのうも一般質問の中でいろいろと質問されておりましたけれども、この制度については今までどおりというふうなお話がございますけれども、どういう制度であっても、何年かのうちには見直しというふうなこともあろうかなと思うのです。ということで、ある程度柔軟な考えを持って事に当たっていただければありがたいかなと、そんなふうな感想を持ちました。

それから、リフォーム後の状況についてでございますが、建設課長さんに連れられて見せていただきましたけれども、本当にきれいになっておりました。入ってくる人も、こういうきれいになっていけばいいだろうなと、そういう感じを持ちました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、まずお出かけタクシーのことについてお尋ね等を追加でしたいと思います。

今の代表監査委員の意見、ある意味で議員と、それから執行部といいますか、役場の関係者以外の方の意見が初めてここで聞けたというだけでも、大変貴重なものだったのではないかと思います。どういうふうに受け取るかというのは、またそれぞれの立場等であるから、何とも言えませんが、やっぱりこういうことは必要なのだと思うのです、よいことであろうと悪いことであろうと。実際に利用してくれた方々がどういうふう感じたか、どういうふう思ったか、そういったことを聞くことこそが本来の検証だと私は思います。

ところが、それをやらないと。現実にやったことがない。それでありながら、帳面で幾らぐらいまで固まったと。確かにこの制度自体は、今いろんな意見が出てくる中で、利用者が約80人前後、対象者の半分よりは多いですけども、当初の660万円に対して使われたのは78万円という、多く見積もっても15%行かないのです。ある意味でももとの660万円にしても、町の予算からすれば大した額ではない。支出からしてみれば、本当に少ない額ですけども、その額よりもさらにその1割ちょっとぐらいしかなかった事業が、果たして事業と言えるほどのものなのかと。しかも、形としてはこれで、これ以上のことはない。確かに一つの制度としては、こういう部分なのだろうと。このくらいの規模でこういうものだと言われれば、確かにそうかもしれないですけども、今意見が出たように、いろんな形で利用しやすいようなものを考えてもらいたい。

今までの答弁の中で、どうも、町長にはそういう意思がないのかもしれないけれども、答弁の中で、いわゆる町営バスの利用者が減ってしまうというような発言が何回か出てきているのです。町営バスを維持するために、このお出かけタクシーの利用を下げてもいいのかというふうに逆に考えてしまう部分がある

わけです。先ほどの健康福祉課長の答弁からしてみても、このお出かけタクシーの制度は、今の現状程度でとどめておくのでいいだろう。それは非常によくわかりました。

ただ、そう考えたときに、私たちはお出かけタクシーそのものを発展的にしていこうと考えていたわけだけれども、それであるならば、今の状態でお出かけタクシーという制度そのものがある程度こういうものだと決まったのであるならば、それはお出かけタクシーは看板倒れです。普通にお出かけと言われれば、町内の誰もが、また小さい子からお年寄りまでというふうを考えるけれども、これだと交通不便な人、それも老人で、なおかつ免許を持っていないという非常に強いある意味での高いハードルが出てきてしまっていますから、これをちょっと考えていかないといけないのではないか。それには、西武の路線バスを含めた、町営バスも路線バスも含めた町内交通を根本的に見直さなければいけない、このように考えています。

これは並大抵の努力でできることではありませんし、それこそ町長1人で、町長だけが考えてできるものではないかもしれません。だからこそ、いろんな形での意見交換の場をつくっていただきたいというふうに要望しているわけです。まだそれでも、そういう考えは町長にありませんか。お出かけタクシーをどうこうではなくて、皆野町の公共交通、これを考え直すものをつくる、要するに検討委員会的なものをつくるという気はありませんか。きのうの答弁の中でも、業者のほうから言われたと言っていたではないですか。業者のほうから、これでは利用率が低くなる。だから、660万円では多過ぎるだろうという意見があった。こんなことは我々には全然、この事業が始まる、始まった後でも聞かされていませんでした。今回の変な話ですが、私の違った意味の一般質問の記事の中で、それに対する抗議からいろんな形で業者さんと話ができて、その中で初めて議員のサイドからしてみれば聞かされたことです。でも、町のほうは、それをとっくに知っていたわけではないですか。それをまるっきりこちらのほうにはしらばっくれてしまって、当初予算は660万円を上げ、途中になって、これはとって補正で下げるなんていうことをやっているのでは、とてもみっともない話過ぎます。もうちょっと自分たちだけではなくて、利用者の立場に立って話を聞いて、お出かけタクシーだけでなく、町長言われるとおりのいろんな制度があるのです。

ただ、なぜ利用率が上がらないのか。それは利用しにくいからです。今回のお出かけタクシーにしても、つくったほうからしてみれば、多分このくらいは利用するのだろうということで予算組みしたはずなのです。先ほどの答弁の中でも、全員が利用するわけではないだろうからということの、その比率がどういう数字と考えたかわかりませんが、それまで含めて660万円を計上したわけですから。にもかかわらず、その1割ちょっとしか利用しないということは、その制度そのもの、利用の仕方に、使い方というよりも、そのものに欠陥があったと考えるのが、検証する際には当たり前だと思うのです。お出かけタクシーについて、今さらどうこう言うわけでもないですし、この形で制度が固まったのであれば、このまま続けてもらうのはそれで結構ですけれども、これだけでは足りないということは、町長がきのうの答弁の中で、町の中にもこういう声があるのを知っていると、聞いているとまで言っているのですから、そういった声もすくい上げてもらうような努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの最も信頼をしておる監査委員さんからの極めて参考になるお話をいただきました。そんなこともございまして、参考にはしていきたいと思っておりますが、きのうも担当課長から答弁をしましたけれども、いわゆる対象者マックスで660万円だと、こういう答弁だったかと思えますけれども、きのう私も申しあげましたように、子供がいる、実家から出ていっている子供にしてみれば、週

末にあるいは買い物あるいは通院にということで、実家の両親の手伝いをしたい、手になり足になりたいというようなことで、かなり努力もしてきている。そういう経過からして、660万円をかなり下回っているということかと思えますし、先ほどの監査委員さんの話を聞きましても、初年度は利用する人も理解の度が少なかったかもしれないけれども、2年目以降はかなり申込者も減ってきたと。こういうことは、今申し上げたような家族の方あるいは近所の方、そうした方々にいろいろ気を使ってもらっている関係から、利用度が少ないのかなという感じもいたしますけれども、地域の人にしてみれば、保険のような感じも当然するわけでございまして、かなり安心のできる状態にあるのかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、お出かけタクシーにつきましては、課長が答弁しているように固まってきております。多くの交通不便の方々、弱者の方々には理解をしてきていただいておりますので、他の人たちにどういうことがいいのか、参考にしながら考えていってみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） やっと何か参考というお話が出て、多少うれしいなという部分はありますけれども、お出かけタクシーそのものに言っているわけではないです。お出かけタクシーのときに、町長言われるようなこともよくわかるのですけれども、実際問題として旧町の中にも、いわゆる独居老人という人たちがふえているのです。子供たちがいてもといっても、週末簡単に来れるような場合ではない、そういう人たちもふえているのです。私の同級生の中でも、ついこの近所ですよ。独居になったので、息子さんが何カ月間か、片道2時間半かけて通勤しながらこっちにいたのです。だけれども、余りにもそれがきついで、週1が月1や月2ぐらいになって、本人も元気になって、心臓の手術したということだったのですが、元気になったところが、この大雪でちょっと無理したところで、お一人だった時期だったものから、残念ながらお亡くなりになってしまったと、こういうこともあるわけなのです。

単純に家族がいるからということだけでは、やはりこういう事柄というのは済まないことが多いのです。それらを含めて、お出かけタクシー云々ではなくて、先ほども言ったとおり町全体の足ということ、どういう形になるか。単純に費用が安くということだけではなく、かといって過大になるのも大変ですから、それらを全体を含めた中で考えまとめていくのは、やはり利用するであろう人たちやこれから利用するだろう、また将来利用するだろうというような人たちを含めたいろんな形での意見の聴取をして、すぐすぐという形で実現することを余り気にしなくてもいいと思うのです。石木戸町長が在任中にできなかったかもしれないけれども、この制度というのは10年後、それこそ20年後に、石木戸さんという人が基礎をつくってくれたのだよと言えるようなものを始めてもいいと思います。そんな形で、どうかぜひいろんな方々の声を聞けるようなものを設置していただきたいということを、先ほどの件で町長の意思はある程度見えましたので、答弁は結構ですが、お願いをして、この件については終わりにしたいと思います。

続きまして、ふれあい館なのですが、ことしも約662万円持ち出しが出ています。この施設はどう考えても福利厚生ではなくて、観光施設の一部になるかと思うのですが、とにかく当初予算でマイナスなので、決算でマイナスになるのは当たり前なのですが、そんな中でことしの場合には、細目見ますと、燃料関係で電気352万7,000円、水道が94万1,000円、合わせて約440万円ちょっと、これだけ費用が出ているわけです。先ほど、賃貸料が2万円掛ける12ということで、ことしも変わらないということなのですが、先ほどの水道、電気、これは込みだということも多分同じだと思いますので、そう考えますと、全体で446万円のうちの食堂部分といいますと、上の2階の広間を使う場合があるようですから、それらを考えると1割使うとすれば45万円弱、これが5%その分に使えるとしても二十数万円と。要するに、賃貸料全部食って

しまうのです。こんなことをやっているといいのかわかりません。これは黒字なら構いません。赤字なのですよ。660万円も赤を出しているところがゼロで貸している、マイナスで貸しているということがあっていいのですか。これは監査委員に聞いてもしょうがないことですから、町長にお聞きしたいところですが。

しかも、そんな経営がとてもしない中で、大広間のエアコンを87万円余かけてかえたわけでしょう。うちの近所ではとてもしないですよ。うちの近所、数件同業がありますけれども、同業といっても、これは宴会場という意味での同業ですけれども、もちろん大広間用のエアコンが、それだけに使われているものだというわけではありません。1割としても8万円ですけれども、できないのですよ、とてもしないが設備投資なんて。それだけ非常に厳しい中で、町が関係しているこういった業者、家賃は優遇する、設備についても町が全部、加えて言うには、きょういないからはっきり言いますが、関係者の中に議員がいるわけでしょう。こんなまずいことはないと思うのです。町長にその考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 関係者というのでしょうか、組合員にはなっているかもしれませんが、その議員の方が中心になってやっているということでもありませんし、私は、むしろそこに議員がいてもまずいことはないのではないかとこのようにも思っております。

そして、またこのことにつきましては、昨年のこの決算の折に林議員から監査委員さんにも、こういうものはどう思うというような質問がたしかあったかというふうに私も記憶しておりますけれども、地元雇用もされておるし、まずいとは言えないというような監査委員さんからの答えだったように記憶しております。

私は、この町は、そうそう観光資源も多いわけでございませぬけれども、自然が豊かで多くの方々にもおいでいただいておりますので、そうしたところで休息をしながら帰っていただくと、このようにございませぬので、この1点だけ見て、議員が言われるような結論を出すというのはいかがかと思っております。節約すべきところは節約をしながら、大勢の方に楽しんでいただいたり、地元の方々にもそこでおいでいただいた方々をおもてなしをしていただけるような、そんな形で今後もいけたらいいなと、こんなふうに思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） その考えは全く前回と同じだと思いますけれども、町長にしてみても地元なわけです。今さっきの答弁から、毎年契約は更新されるということですから、ではその際にほかの業者を入れる可能性はないのですか。まず、そういうケースはあり得ないとは思いますが、話の中でいろんなことが、こういったことが知れてくれば、うちでもやりたい、これは町内に限らず出てくるはずですよ。そういったときに、優先的に現行の人たちがいってしまうわけですか。現実問題として、うちの近所でも1件飲食店がなくなりましたし、それがそのままこれの影響だとは言いませんけれども、景気悪いのですよ、すごく。そういった中で非常にいろんな意味で、町が肩入れをしているということにも思われてしまいますよ。その辺の考え変わらないなら、答弁結構です。でも、そういうことをやっていますということを、どこかしらで言うてみてください。どういう反応になるか、そういうふうなことを言わせていただきます、現実の答弁のとおり。それを言ってもどうせ水かけ論になりますので、ふれあい館については以上で、プールのほうへ移りたいと思います。

プール、これもこととして3,146万円、ここのところ数年間にわたって3,000万円近くの出があって、年に

よっては大きな数百万円単位の出費がありますので、仕方がないかなということも言っているのか悪いのか、非常に厳しいところですけども、数字上は仕方がないかなという部分もあります。町長の答弁は、先に言ってしまいますけれども、健康福祉関係についてということであろうかと思えますけれども、ではその努力は何があるのかと。何にも実績がないではないですか。何をどうやっているのか、例年変わらないことでしょうか。やっぱり、それをやっているのだということになると、ある程度デジタル化したものが出てこないことには、デジタル化したものでないと、実績として認められないです。

実際にこういったものを行っている、やる施設というのは、ほかにも幾つかあります。そういったことを聞いてみると、これでは足りないのです。施設的にはこんなものでいけるのですが、いろんな手がかかる。きちんとした実績出すためには、最低倍かかるのです。そこまでしないと、まともなものにならない。そういった努力の数字は出てきていない、入ってきていない。それは、ですからマイナスが大きくなります。だけれども、こういうことをやっています、ああいうことをやっています、そういったことがあれば、それこそそのような目的であれば、はっきりするわけです。

ただ、この今やっていることって、10年来変わっていないではないですか、基本的に。であるならば、幾らやっていますといっても、しょうがないのです。意味がないのです。お金をかけなければいいというものではないのです。お金をかけなければいけないのです。人の命にかかわりますからね。やるのならば、その覚悟を持って、マイナスは大きくなる、それこそ見た目は大変なことになりますけれども、その覚悟を持ってやるのでなければ、やっているとは言えません。今の状況でプールを続けるのであれば、本当にただ単にプールを維持するために言っているというだけのことです。プールの関係について、本気でやりますか。

済みません、もう一つあります。プランとしては幾つか持っています、私も、やるのであればね。でも、お金がかかります。では、答弁をお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 毎度のことですけれども、林議員からは町のいろんな施設、だめ、だめ、だめでいつも質問を受けておるのですけれども、私はこれまた毎回申し上げておりますが、あそこでリハビリであるとかあるいは健康の増進であるとか、そういうことで大勢の方に利用していただいております。ただ、そのことによって医療費がどう変化しているかということまでは精査しておりませんが、保健師さんにもそこに行っていただき、あるいはそうした資格を持っている方々に指導していただきながら、多くの人たちがあそこでかなり健康になってきたという話も聞いております。県議員や、近ごろは代議士までおいでいただいて、皆野ではこういうことをやっているということで、見に来ましたということでおいでいただいておまして、かなり注目もされております。林議員、教育厚生委員長さんでございますので、ぜひ私からも、あそこでやっておる事業については健康福祉課あるいは教育委員会等に問い合わせれば、こういう曜日の日にはこういうことをしているということもわかるはずでございますので、ぜひ一度お出かけをいただいて確認もしていただきたいものだ、こんなふうにも思うわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 答弁はいいの。

○10番（林 豊議員） 先に行かなくては。

○議長（四方田 実議員） 答弁がよければ、次に移ってください。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 予想どおりのお答えで、これ以上言ってもしょうがないから、先へ行きます。

リフォームについてなのですから、1戸当たり250万円ですけれども、250万円という数字、家賃5万円として50カ月分ですよ。もとの基本設計等が古い、実際物を見ているわけではないですから、何とも言えないところは正直あります。すごくいいものができているのかもしれませんが。それらを前提としても、現状民間のアパートが結構あいています、これは前にも言いましたけれども。そういう状況の中で、何もわざわざお金をかけて町営住宅をリフォームする必要があったのか、その辺の検討はどうだったのか。

今の話から、代表監査委員の感想等からも、それなりにいいものができているということでもありますから、その点についてはよかったなと素直に思いますけれども、今後リフォーム、これからまた何件か出てくるようなことがあろうかと思えますけれども、その際にはちょっと考えていただきたい。新築でアパート何棟か、現実に町内でできています。それが完全に埋まって使われていくという保証は、ちょっとわかりません。現実にそこそこいいアパートがありまして、空き部屋があるのも事実です。その辺のところは250万円かけるのだったら、5万円でも50カ月分の補助ができるのです。そっちのほうが何ぼかいい。それこそ外の人たちを呼び込むいい材料になると思います。その辺もご検討いただきたいと思いますが、町長、お考えを聞きたい。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町営住宅というものは、どちらかという一生懸命働いて、この町で働いた後蓄えをつくって、そして新しい家をつくっていかうというような趣旨もございまして、また逆にお年をとって、そしてなかなか住むところに恵まれないというような方々が住まっておるというようなこともあります。ですから、これを古くなったからやめていくのだというようなわけにもいかない部分もあります。民間のアパートがあいておるというようなことも、これも承知をしております。新たな町営住宅はつくらないでほしいという話も、私も受けたこともございまして。新たなものは今後の課題といたしましても、今あるものについては修繕をして、住まってもらうのにいい環境で住まってもらえるような方法を今後も続けていきたいと思っております。今の例えば住宅が、とても耐震がクリアできないあるいは老朽化してどうにもならないということになったときには考えると思いたしましても、現状では、今のよう制度でいきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 補助でいいと思うのです。民間のアパートを補助でもいいですし、アパートごと町営住宅として借り上げるという方法もある。方法は幾らでもあるのです。環境的に今の町営住宅のまた立地的にもいいところはそこそこあるわけですから、そういった工夫を考えてもらいたいということなのです。リフォームする必要もない。もともとそれ以上のような部分もないことはないはずなので、そういったことを考えていただきたいということです。今の考えと変わるとも思いませんので、この件についても答弁は今の答弁で結構です。

最後に、防災行政無線についてなのですが、一応この年度といいますか、今回の決算の部分で、当初の考えていた事業としては完成を見たということなのですが、何といたってもご存じのとおり聞こえない。また、きのう、きょうの各議員の質問からかいま見えるように、いろんな意味でのトラブルがある。町長が先ほどの答弁でも言ったとおり、防災行政無線の主たる役割というのは、災害のときに役に立たなかったら、本当に意味がないわけで、また石木戸町長が議員時代からのある意味での念願であったというふうにも聞いておる防災行政無線、これは確かにそういうことであつたのだらうと思います。非常にこだわりと

いいですか、念願といいですか、大きな一つの目的、目標だったというのも理解できるのですが、できたものが今のような状態では、正直言って残念だと言わざるを得ません。

ここ1年間で起きた台風災害を含めた風雨の災害では、防災行政無線が聞こえない、当たり前の話です。雨風が激しければ、室外のスピーカーが幾ら頑張っても音は聞こえません。広島の実験でも、そんなような話は聞いております。本当にタイミングが悪かったとしか言いようがないのですが、あと何年間か、一、二年の間検討期間を加えていけば、そういったものも検討の中に入ってきたのだけれども、皆野町としては事業が始まってしまってから、それも完成した翌年度にそういうことが起こって、防災行政無線、今の皆野のような方式ですね、これが非常に問題があるということが、ある意味では浮き彫りになってしまったということです。

一方で、これがいいか悪いかわかりませんが、東秩父のほうでは最も新しいハードといいですか、機械的なものです。それがうまくいくかどうか、現実問題としてはわかりません。ひょっとしたらだめかもしれない。だけれども、震災後いろいろな防災メーカーや何かが考えた、国、県それぞれがいろいろ工夫をしていく中でのものだと思うと、実に残念だったな。この防災行政無線にしても、お出かけタクシーにしてもそうなのですが、余りにも執行側が自分たちだけで、外の意見を余り聞かないで拙速にやってしまったと思うのがきょうこのごろです。もう少し防災行政無線についても、現実には聞こえない、またいきなり雷だけで機能不全に陥ってしまって、それがどこのスピーカーが壊れているかわからないなんていうのでは、残念を通り越して本当に悔しいです。これからいろんな事業を恐らく石木戸町長考えておられると思いますが、それらにしてももう少しオープンな形で、いろんな方面の意見を求めるような姿勢を要望して終わりたいと思います。防災行政無線について、私は具体的にどうこうということはありませんので、これで終わりにしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 2点ご質問したいと思います。

これ、私が実際に経験したことなのですが、ことしの7月の初め、皆野中学校の3年生の女子生徒がいわゆるアレルギー体質で、たまたま給食に出たエビシューマイを食べて、それこそすぐ皆野病院に搬送されて行って、救急車ではなかったですけども、うちへ電話してたまたまおばあちゃんがいたので、おばあちゃんが学校へ来てすぐ皆野病院へ連れて行って、それでとにかく呼吸困難までいったそうです。エピペンを持っていなかったようなのですが、幸いにして大事に至らないでよかったなというふうに私感じましたけれども、今、皆野町においてアレルギー体質を持っている児童生徒、さらに給食にいわゆる配膳される材料、それに関してどのように対応しているのかお聞きしたいと思います。

もう一点は、先ほどからいろいろ先輩議員から、毎回温水プールの件について出ていますけれども、先ほどどうせ使うのだったら、もっと施設に金を使ってやれということをおられましたけれども、私もそんな感じで今おります。それはどうしてかということ、きのうの一般質問で常山議員のほうからいろいろ質問ありましたけれども、石油、燃料代、電気代、光熱費が大分高価になっているということ。これは恐らく安くなることはないのではないかなというふうに私は思います。これから今の現在の温水プールを、例えば……

○議長（四方田 実議員） ちょっと新井議員に申し上げますが、決算認定の決算についての質疑なので…

…

○6番（新井達男議員） ページ言うのですか。

○議長（四方田 実議員） ページももちろんですが、新井議員の思いを発表するところではございませんので、それもよく確認しながら……

○6番（新井達男議員） 済みません。成果報告書、衛生費なのですか、これ、アレルギーの関係。9になりますけれども、9ページですね。

〔何事か言う人あり〕

○6番（新井達男議員） 9ページではないのか、失礼。ここだ、8ページです。区分、衛生費の予防になると思うのですけれども、今後このアレルギー体質に対してエピペンを持たせるとか何とか、そういうふうな気持ちはあるのでしょうかということをお聞きしたいわけです。よろしいですか。

もう一つは、プールの関係ですけれども……

○議長（四方田 実議員） もう一つ、はい、どうぞ。

○6番（新井達男議員） プールの関係は、今、温水プールに関しては、水中運動だとかでかなり効果は出ていると思います。これは健康福祉課のほうからちょっとお聞きした、私も余りよく聞いていないので、できればこの場をおかりして聞きたいなというふうに思っているのですけれども、その関係と。

それから、さらに今後専門家を交えて、あの温水プールを自然エネルギーをうまく利用したような方法で、光熱費をできるだけ安くできるような方法はないか。検討委員会でも設けて、専門家を交えて試算をするのもいい方向へ行くのではないかと、私は思います。その件について考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） まず、アレルギーについてですけれども、この衛生費の予防接種とは関係ありません。これは学校教育の中で、学校給食関係の事業としてアレルギー対応を行っています。ですから、本来この場面ではないのですけれども、一応皆野町はこういうふうに行っているということです。

まず、アレルギー対応マニュアルというのができています。これによって、どういうふうに子供たちに給食に対して対応していくかが決められています。まず、簡単に手順だけ申し上げますと、1カ月分の献立ができます。献立の中に食品を全て書き出した献立表をつくります。保護者のほうから申し出があった場合は、保護者のほうにその献立表を渡し、保護者のほうが我が家の子供はこれに反応があるということで、全部チェックをかけて戻してくれます。それを学校と給食センターでチェックをかけて、特にこれについては食べないようにという。代替給食についてですけれども、代替というのは1人分、2人分の少ない分量ではできないので、ただパンに関しては、たまたまそのとき違うパンがあれば、小麦に反応する子もいますから、違うものを出すこともできます。また、牛乳は年間通していますので、牛乳うちの子は飲めません、ストップをかけている子供もいます。そして、それに対して本人も子供も一生懸命、先生も把握して、なるべく食べないようにしているのです。いろんな条件がたまたまありまして、間違っただけで先ほどのような話が出てきてしまうので、間違っただけで困るわけなのですけれども、でも事故が起きないようにしているわけです。

それから、エピペンについてですけれども、エピペンはアナフィラキシーショックといって呼吸困難が起きるわけです。特に一番最初に発見されたのが北海道の小学生がそばアレルギーで、そばの粉を食べたためにのどが狭くなってしまって呼吸できなくなる、こういうふうなのがありますけれども、エピペンが必要な子供は皆野町にもいます、実際に。ただ、去年までは、エピペンは学校で預かるわけにもいきませ

んでした。注射もできませんでした。これは本人がお医者さんに処方してもらって、本人が持っている。これが新しく法律が変わりまして、ことしから保護者の了解があれば、学校で預かってよいというふうになりました。その講習会も必ず1回は行っています。だから、先生方もいざとなったらできるようにはなっています。ですから、エピペンは学校や町で準備するものではなくて、本人が医師の処方によって持っているという、そういうふうなものです。

それから、プールについてですけれども、プールについては施設設備のほうも大分老朽化が起きてきています。ですから、今言ったように燃料、光熱水費は、ことしは3,100万円のうちの1,300万円ぐらいが光熱水費になっていると思います。水も電気も燃料も含めてですけれども、そういうふうな中でたくさんのお金かかっているわけですけれども、ただこれが使わない人もいるし、使う人もいますけれども、町民のためにどうしても必要だという声も聞こえて、ぜひあったほうがいい。運動場に関しても、使う人も使わない人もいます。ですから、同じようにそういうふうな必要とする人たちがいるためには、維持していかなくてはならないかな。そのために、なるべくコストを下げていくわけですけれども、今、お話があったように燃料を、なるべく光熱水費を抑えてという話ですけれども、現実問題としてここ3年ぐらいは、大分節電にしても節水にしても工夫しているところです。

検討委員会というふうなお話ですけれども、光熱水費、燃料だけの検討委員会ではなくて、もっと広い意味で考えていかなくてはならないなというふうには思っています。施設そのものに関しても、また利用方法についても、広い意味で考えていきたい、そんなふうには思っています。

ただ、先ほどお話があったプールの実際の使い方ですけれども、一般の方たちが午後と夜になるわけですけれども、私もしばらく行っていたのですけれども、ただ歩くために、水中歩行のために集まっている方たちもたくさん、毎回時間を決めて毎回来ている方もいる、新井議員さんもお存じだと思いますが。また、そのほかに教室をして、たくさんの子供たちを中心にたくさん教室をやっています。また、もう一つは、プールで独自のほうで水中エクササイズで、早く言えば水中運動ですけれども、これを行って、陸上でやるよりもいろんな意味でいろんな効果があるという水中運動を昨年度も実施し、そのほかに健康福祉課のほうで高齢者のための教室を何回も開催していただいているのですけれども、先ほど林議員さんから、数字が出なかったというお話いただきましたけれども、実際に利用者の中には高齢者として、中を歩いてひざや腰が痛い人を少しでも軽減しようとか、あるいは体力をつけるためにエクササイズを水中でしよう、そんなふうなことも考え、ここ幾年かの中に、新しくそんなふうなものにも今手を出しているところです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） わかりました。とにかくアレルギー体質のことに対しては、本当に不慮の事故にならないように、ぜひお願いしたいと思います。この件に関しては、私不勉強で大変失礼しました。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 先ほど、12番、内海議員よりの防災無線についての質問の中の避雷針についての答えが総務課長のほうからできるそうなので、総務課長、お願いします。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんから質問がありました防災行政無線の避雷針の件についてお答えを申し上げます。

役場の4階に設置をされております親局ですが、設置をされている場所に既に既存の避雷針2基がつい

ておりますので、設置はございません。美の山に設置をしました中継局、これにつきましては避雷針を設置しております。峰の再送信子局でございますが、避雷針の設置はありませんが、アンテナへの避雷対策といたしまして、アンテナの機器類を結ぶ線、すなわち同軸ですが、その中間に同軸避雷器を設置し避雷対策をとっております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海議員、よろしゅうございますか、答えは、それで。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。私も上確認して、両側に避雷針がありましたので。

峰の再送信子局、そこでアンテナにそういった避雷の設備ができるということであれば、それと同じような形も検討の課題に入るのではないかと思いますので、それらもあわせて子局の関係検討していただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 検討してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時01分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第2、認定第2号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◇

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第3、認定第3号 平成25年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

◇

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第4、認定第4号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げて質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について、審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましては、ご苦勞いただきました。まことにありがとうございました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第5、議案第17号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行及び埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正されたため、関係条例を改正したいので、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第17号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明申し上げ

ます。

初めに、1枚おめくりをいただきまして、改正条例本文をごらんいただきたいと思います。1ページの標題の後が第1条、皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正文でございます。次に、下から5行目から皆野町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正部分、第2条でございます。これら2つの条例に係る法律名の改正等を行うものでございます。

さらに、1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表に沿って内容をご説明申し上げます。初めに、皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正でございますが、第2条第3号でございます。これは、重度心身障害者の定義に精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を追加するものでございます。

次に、第3条第2項第3号の改正でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等、法律名が改正されたことによるものでございます。

次の第4号は、対象者の除外規定に新たに重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者を加えるものでございます。

次の2ページ、第4条の改正でございますが、医療費の助成に係る一部負担金には、精神病床に入院したときの一部負担金を除くという規定を追加するもので、精神疾患の場合には通院費用だけを対象とするものでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の改正に係る新旧対照表でございます。これは、先ほどと同様の中国残留邦人等の自立の支援に関する法律の法律名が改正されたものでございます。

改正条例本文にお戻りをいただきまして、2ページの附則でございますが、この条例は平成27年1月1日から施行する。ただし書きで、法律名称の改正に係る分については、平成26年10月1日から施行するというものでございます。

適用の区分につきましては、施行期日にあわせて適用する規定を定めるものでございます。

以上、簡単ですが、議案の内容説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、議案第18号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

町道下田野1号線下田野橋のかけかえのため、昨年度の下部工に続き、P C桁による上部工及び取り付け道路を整備する工事請負契約を締結するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第18号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事名、町道下田野1号線下田野橋橋りょう整備工事でございます。まず、工事の概要でございますが、平成25年度に施工いたしました下部工の上にP C桁の上部工、橋長L28メートル、前幅員8.2メートル、車道幅員7メートルの架設をするものでございます。また、取り付け道としまして、道路工の舗装工、延長142メートル、平積1,177平米などを施工するものでございます。

工事の入札方法は、指名競争入札の総合評価方式でございます。指名業者数は10社で、入札参加事業者は5社でございました。請負金額は7,560万円、請負業者は皆野町大字皆野1102番地3、株式会社中村工務店代表取締役中村晃でございます。

なお、この工事の工期は、平成27年3月25日でございます。

以上、説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林ですが、この工事の件について2点ばかり質問をいたします。

1つは、この新しくできる橋の完成予想図と申しますか、イメージ図というか、そういったものがあるかどうかということ。

それから、今言われたから大体わかってはいるのですが、3月25日までに工事が終了して通れるようになるというか、開通のセレモニーするかしないかはわかりませんが、一応工事が終われば、橋として機能するというふうにとめてはいるのですが、それでいいわけでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） その辺が用意をしておりますので、できましたら配付をしたい。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員のご質問にお答え申し上げます。

完成予想図ということでございますが、完成予想図と一般的に言われているようなものはございません。今現在ご用意できます図面が、まず平面図及び橋りょうの一般図でございまして、側面図と断面図、これらちょうど総合評価のときに使用したものがございましたので、ご用意をさせていただきました。参考に申し上げますと、赤く塗られているものが平成26年度の工事の箇所でございます。

次に、この工事の工期でございますが、3月25日に通れるのかどうかということだと思っておりますので、ご回答申し上げます。この工事については、今の段階で申し上げるのはちょっと早いような気もいたしますが、発注の段階において、大変この工事大きな工事でございます。また、橋りょうの上部工で桁を製作すると。その大きい桁をまた現地にかけるといふ、町としては本当に大きな工事でございます。この工事、工期的に標準工期で考えましても、3月25日にある程度間に合う予測はしてございます。ただ、天候等の問題もありますし、また製作がおくれた場合等も考えると、繰り越しを今の段階から考えたいというふうに思っています。ですから、ご承認いただきまして、また業者とも詳しい打ち合わせをした後、この年内にも県とも繰り越し等の協議をしたほうがよいのではないかとこの町のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 図面等の用意、ありがとうございます。

一応目安といいますか、工期が3月25日までということで、予定どおり完成すれば、その以降はどういう形で通行が始まるかわかりませんが、通行できると。無理に3月25日に合わせるということではなくて、工期がこうであれば、その以降、予定どおり終われば通れますねというただの確認ですので、余り先々のことを懸念してということではありませんので、ご了承いただきまして、今の答弁で結構ですので、これで終わります。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、議案第19号 備品購入契約の締結についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 備品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町消防団第5分団消防車について、小型動力消防ポンプつき普通積載車に更新したいため備品購入契約を締結するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第19号 備品購入契約の締結について内容をご説明申し上げます。

消防組織の再編を行う中、消防車両の更新を進めております。今回、消防団第5分団に配備します小型動力消防ポンプつき普通積載車を購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約となることから、備品購入の契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

購入する小型動力消防ポンプつき普通積載車の仕様は、シャーシ、ダブルキャブシャーシ、エンジン、クリーンディーゼルターボつき3,000cc、駆動方式、4WDパートタイム型、変速装置、オートマチック免許対応、乗車定員、6名、主な艤装につきましては、消防活動が円滑に行えるよう後部荷台へ収納庫と資機材を取りつけ、ポンプはポンプレール及び昇降装置により有効に使用でき、最後部には乗降ステップを設置します。キャブ上部に赤色警告灯とアンテナを設置、キャブ内に受令機等を設置するものでございます。

議決いただく事項は、1、業務名、小型動力消防ポンプ付普通積載車購入事業。2、納入場所、皆野町大字皆野1420番地1、皆野町役場。納入期限、平成27年3月20日。納入金額、1,110万9,098円。納入業者、所在地、秩父市東町7番5号、名称、埼玉消防機械株式会社、代表者職氏名、代表取締役赤岩進。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） こういう立派な車を買われるということで、もしかして次の議案にも関係してくるのかもしれないですけども、こういう高い車を買うとき、カタログなり写真みたいなパンフレットの写しみたいなのが見られる用意はできますか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 現在のところ、用意はしてございません。なぜかといいますと、更新する車両につきましては一般に出回っております普通車、これを改造しまして赤色灯ですとかポンプですとかポンプレール、それから昇降機等取りつけるものですから、その会社独自のオリジナルというふうになっておりますので、一般に販売されている自動車と異なりますことから、カタログ等についてはございません。ご了解をいただきたいと思います。

ただ、参考になりますのは、去年9月にご審議をいただきまして、日野沢に配置をいたしました普通積

載車と同型になろうかということになります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） わかりました。では、とりあえず躯体が消防車の躯体があつて、それにいろんな装備がくっついてきてこの値段になると。そのすばらしい装備は後からつけるものだから、今写真のコピーみたいなのは用意できないという感じで、我々はだからいいものを買われるということで認識せざるを得ないかなと。それは、まさに消防行政に必要で、これから町の消防に活躍する車だと理解いたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、議案第20号 備品購入契約の締結についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 備品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町消防団第5分団消防車について、小型動力消防ポンプつき水槽車に更新したいため備品購入契約を締結するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第20号 備品購入契約の締結について内容をご説明申し上げます。

さきに可決いただきました議案第19号と同様、今回、消防団第5分団に配備します小型動力消防ポンプつき水槽車を購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約となることから、備品購入の契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

購入する小型動力消防ポンプつき水槽車の仕様は、シャーシ、シングルキャブシャーシ、エンジン、デ

イーゼルエンジン3,000cc、駆動方式、4WDパートタイム型、変速装置、マニュアル式、乗車定員、3名、主な艤装につきましては、水槽タンクは2,500リットル級、鋼板製、隋円筒型、厚さ4.5ミリ程度、消火栓給水に対し変形及び水漏れのない強固な構造で、車体後部の中央にタンクを搭載いたします。キャブ上部に赤色警告灯とアンテナを設置、キャブ内に受令機等を設置するものでございます。

議決いただく事項は、1、業務名、小型動力消防ポンプ付水槽車購入事業。納入場所、皆野町大字皆野1420番地1、皆野町役場。3、納入期限、平成27年3月20日。4、納入金額、1,423万7,548円。5、納入業者、所在地、秩父市東町7番5号、名称、埼玉消防機械株式会社、代表者職氏名、代表取締役赤岩進。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 参考までに教えていただきたいのですが、納入業者、これが埼玉消防機器ということになっておりますが、この消防ポンプ車、これに関しましては業者は何社ぐらいあるのか、そしてもし何社かあった場合には、よそからも見積もりをとってここに決めたのかどうか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員の質問にお答えをいたします。

購入する車両は特殊車両で、先ほど小杉議員から質問のあった際にお答えをいたしましたが、それぞれ各業者の独自の技術を駆使して製造されるものでございます。近くには熊谷に1店ございますが、これらの車両、緊急時に出動した場合、いつ苛酷な使用で故障なり修繕が必要になるかわかりません。実際、けさも火災がありましたけれども、その火災についてもほとんどの消防車両が現場に行き活動しております。例えば、その中で1台だけ動かなくなった場合に、中継ですとか係をとった場合に、ほかの消防活動にも支障を来しますので、そのようなときには速やかに修理をする必要がございます。そうしますと、一番身近にあります製造会社が、今申し上げました埼玉消防機械、秩父市東町7番5号でございますので、ここから消防車両を購入しております。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） ということは、埼玉県内にもほかにも業者はあるということですね。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） ほかにあります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 仮にほかにもあって、そして金額的な面、確かにこういうものですから、関係との関係とか部品の関係あるいは修理の関係、いろいろあるとは思いますが、よその見積もりもとってみて、一応それを対抗的な形で使うということも必要なのかなとは思いますが、よその見積もりは全くとっていませんか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 徴しておりません。

○議長（四方田 実議員） 3回目です。7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この金額が正しいかどうかということあるいはこの業者、埼玉消防ポンプ車で

すか、こちらに対する牽制という意味もあって、そしてまた購入する側、皆野町も勉強のためにも、よそからも見積もりをとるということも必要ではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 新井康夫議員のおっしゃるとおりだと思いますので、ほかの業者からも見積もり等徴取し検討してまいります。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第21号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第1、議案第21号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,420万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ42億3,366万5,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、普通交付税の増、臨時財政対策債の増、またこれに伴う基金繰入金の減のほか、スポーツ振興くじ助成金の増を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、皆野スポーツ公園テニスコート人工芝張りかえ工事費の増、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金、子育て世帯定住促進奨励補助金の増のほか、人事異動等に伴う人件費の補正を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。県からの同意等予定額の通知に基づき臨時財政対策債の起債限度額を760万円増の1億9,660万円とし、本年度の起債限度額の合計を2億8,650万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明でございます。予算に関する説明書、3ページをお開きください。款9地方特例交付金の減及び款10地方交付税の増は、それぞれ交付決定の確定によるものでございます。なお、本年度の普通交付税の交付額は13億7,654万1,000円となりました。

次の款12分担金及び負担金、項1負担金、目6土木費負担金57万2,000円の追加は、現在道路を整備しております町道下田野1号線下田野橋への水道管添架に係る負担金でございます。

次の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金1,013万円の増は、支給対象者が見込みを上回ったことによる臨時福祉給付金国庫補助金369万円の増と、新設された保育緊急確保事業費国庫補助金644万円の追加によるものでございます。保育緊急確保事業費国庫補助金は、当町における地域子育て支援拠点事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業に対するもので、従来の県補助金とあわせ交付されることとなったものです。

その下に移ります。目7総務費国庫補助金98万1,000円の増は、社会保障費・税番号制システムの整備に当たり、国が設置する中間サーバーに係る町負担金を国が措置するものでございます。

次の項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金43万2,000円の追加は、年金生活者支援給付金に係る国民年金システムの改修費について、国が措置するものでございます。

4ページをお開きください。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金585万1,000円の減は、先ほどご説明いたしました保育緊急確保事業費国庫補助金の創設に伴う県補助金の補助率変更に伴うもので、内訳は子育て支援拠点事業費県補助金が124万8,000円の減、保育士等処遇改善臨時特例事業費県補助金が460万3,000円の減でございます。

その下になります。目3衛生費県補助金、骨髄移植ドナー助成費県補助金7万円の追加は、今年度から立ち上げた骨髄移植ドナー助成金に対する県からの補助金を追加するものでございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金8万3,000円の追加は、埼玉県信用組合協会様から、

難病や障害を持つ子供たちとその家族の支援、子供と家族の健全育成を目的としてご寄附いただきましたもので、ありがたく頂戴し、幼稚園の遊具購入に使わせていただきます。

次の款18繰越金、項1基金繰越金、目1公共施設整備基金繰入金757万3,000円の減及び目4財政調整基金繰入金1億1,716万5,000円の減は、今回の補正の歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金995万2,000円の追加は、平成25年度繰出金のうち余剰金を生じた介護給付費繰出金等に係る返還金を受け入れるものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,917万9,000円の追加は、平成25年度の決算が確定したことによるものでございます。

次の5ページをごらんください。款20諸収入、項5雑入、目1雑入1,134万6,000円の増は、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円の減、スポーツ振興くじ助成金1,344万円の増、災害義援金受入金40万6,000円の追加によるものでございます。災害義援金受入金の追加は、本年2月14日、15日の降雪被害に対する義援金について、災害義援金配分委員会の決定に基づき一般会計に歳入するものでございます。

次の6ページからが歳出でございます。各費目の中で職員給料、手当の補正がございますが、これは職員の採用、退職、異動によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、7ページに移りまして節19負担金補助及び交付金750万円の増は、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金500万円の増、子育て世帯定住促進奨励補助金500万円の増、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円の減によるものです。ちちぶ定住自立圏包括支援負担金の増は、特別交付税による財政措置が今年度から拡充されることになり、500万円の歳入増が見込まれることから、それと同額を負担金として支出することによるものでございます。

その下に移ります。目8電子計算費、節12役務費、通信回線利用料12万6,000円の減は、通信回線事業者の変更により利用料が安価になることによる減でございます。また、これとあわせて節の22補償補てん及び賠償金に通信回線事業者の変更に伴う通信回線解約違約金83万4,000円を追加いたしました。

次に、8ページをお開きください。款2総務費、項4選挙費、目3町長選挙費420万1,000円の減は、無投票となったことに伴い不用額を減額するものでございます。

9ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金369万円の増は、支給対象者が見込みを上回ったことによる増でございます。

その下、目4国保年金事務費、次の10ページに移りまして、節13委託料、電算システム改修委託料43万2,000円の追加は、年金生活者支給給付金に係る国民年金システムの改修費の追加でございます。

節19負担金補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付負担金61万円の増は、平成25年度後期高齢者医療療養給付費の精算によるものでございます。

最下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、11ページに移りまして節19負担金補助及び交付金、骨髄移植ドナー支援事業助成金14万円の追加は、1名の提供者を見込んだものでございます。

その下、目2予防費、節13委託料、予防接種委託料337万3,000円の増は、予防接種法施行令の一部改正に伴い、水痘及び高齢者肺炎球菌が定期接種となったことに伴う増、看板設置委託料11万円の追加は、ちちぶ医療協議会で作成いたしました自殺予防普及看板を、町内4カ所に設置する経費を追加するものでございます。

その下、目3環境衛生費、節19負担金補助及び交付金、小規模水道設置費補助金120万円の増は、落雷

による施設修繕費等の補助に係るものでございます。

次の款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、12ページに移りまして節19負担金補助及び交付金、切り干し芋づくり事業補助金100万円の追加は、皆野町シルバー人材センターが実施いたします切り干し芋づくり事業費の一部を助成するものでございます。

次の項2 林業費、目1 林業振興費、節13委託料、危険木破碎除去委託料47万7,000円の追加は、本年2月の降雪等の影響により電線等に倒れかかるおそれの樹木を伐採するため、追加をするものでございます。

その下、目2 林道整備費、節22補償補てん及び賠償金、物件補償金54万円の追加は、林道浦山線開設工事に伴う電柱移設費の追加でございます。

13ページをごらんください。中段、款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節13委託料、町道補修測量設計調査委託料245万5,000円の追加は、町道皆野62号線及び三沢11号線に係るものでございます。

その下、目3 道路新設改良費、節13委託料、道路改良測量設計調査委託料228万9,000円の減及び目4 橋りょう維持費、節13委託料、橋りょう補修測量設計調査委託料34万5,000円の減は、額の確定に伴う不用額の減でございます。

14ページをお開きください。款9 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費、節11需用費、修繕料30万円の追加は、落雷により被害を受けました防災行政無線子局の修繕のため追加するものでございます。

その下、節19、大雪被害住宅助成金204万円の増は、交付決定額に基づく増でございます。

次の款10教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節13委託料、例規整備委託料54万円の追加は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

15ページをごらんください。最下段、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費、節18備品購入費8万3,000円の増は、歳入でもご説明申し上げました埼玉信用組合協会様から頂戴をいたしました寄附金により、幼稚園の遊具を購入するため追加するものでございます。

16ページをお開きください。最下段、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、17ページに移りまして節15工事請負費1,864万5,000円の増は、皆野スポーツ公園テニスコート人工芝張りかえ工事1,809万円の増、弓道場改修工事55万5,000円の追加によるものでございます。

18ページから23ページまでが給与費明細書、24ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 予算書の説明書の3ページになります。中段ぐらいになりますけれども、款12負担金及び負担金で57万2,000円の補正がされる橋りょう添架負担金、この内容についてご説明ください。

それと、12ページに行きまして、上段の枠の中に100万円、切り干し芋づくり事業補助金というのが組み込まれていますけれども、これはいよいよサツマイモを今度は一工夫して、切り干しにするという感じ、あいだという感じで、親鼻地区でも四方田議長の隣に、最近ちょっと変わった形になったのでお聞きしたら、あそこは芋だというので聞いて、その芋を今度は収穫して切り干しにするというらしいという話までは何となく聞いたのですけれども、この100万円をシルバーさんのほうですか、助成されるみたいなのですが、そうすると今度はそちらが主体になられて研究されて、これを特産品に持っていくというような計画がお

ありなのでしょうか。

以上、2点です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員のご質問にお答え申し上げます。

3ページ、12の分担金及び負担金、目6土木費負担金、これの内容でございますが、先ほど議案第18号で工事議決していただきました下田野橋の橋りょう整備工事でございます。その下田野橋に皆野町の上下水道組合の水道管を添架するということになりまして、上下水道組合とその契約のほうが調いました。そのことによりまして、今度の下田野の橋りょう整備工事の桁の架設と同時に、水道管も添架するということでございます。そのための負担金でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 1番、小杉議員よりご質問のありました切り干し芋づくり事業補助金100万円についてご説明を申し上げます。

これは、シルバー人材センターが総額266万1,000円で事業を行うもので、県の補助事業を除いたうちからおおむね2分の1の100万円を町が補助するものでございます。皆野も含めて地域の基幹作物であったサツマイモの栽培と切り干し芋の加工販売に取り組むもので、6次産業になると思っておりますが、野菜をそのまま売るのではなく、付加価値をつけて農家の所得の向上を図っていかうというものでございます。また、この作付する場所は遊休農地を利用するということで、町には相当な遊休農地がありますので、その解消に向けてこの事業を行うものでございます。

なお、基本的にはシルバー人材センターが農地を借り受けて作付、切り干し芋加工を行うというものでございますが、一般の農家の方にも作付、切り干し芋加工をしていただいて、農協あるいはシルバーのほうから肥培管理といいますか、肥料、水やりとかそういう指導とか協力をして、皆野全体として切り干し芋のブランド化を図っていきたいという事業でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 切り干しというのは、サツマイモがいいぐあいにとれるみたいで、それを加工するというその2次的な事業になっていって、そこに仕事が発生したりもする形なので、大いにやってもらえるといいのではないかなと思うのですけれども、今、多分切り干しの生産地がほかにもあるのでしょうか、秩父も空気とか自然とか、あれが天日に干すというところが大きなウエートを占めるのかと思うのですけれども、天日に干すというところにおいては、決して秩父、皆野地域は負けないわけですから、私のイメージしているところはもうちょっと東のほうの県になるのですけれども、イメージとしては多分全然負けないと思うので、大いにやっていただけたらいいかなと思うので、了解いたしました。

それと、橋りょうの水道の負担金ということですが、自分の都合で工事するとき、そこに既存で埋めてあった人のものが邪魔になったからといって、ちょっとどこすからねという話にはなるのでしょうか、これはもともと前もお聞きしたとき、あの橋がつけかわるときに、どうも埋まっている水道が位置的にぐあいが悪いと。上下水道組合のほうにかなりの負担をしてもらって、既に迂回工事が行われていると認識しておりますが、またつけかえのとき上下水道組合にちょっと出してもらおうのかなというところで、町のほうが何とか面倒見られない部分ではないのかなという気がするのですけれども、どんなも

のなのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員のご質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり、下田野橋を新しくかける計画の段階で、もとあった水管橋、これも取り壊しております。ただ、町と上下水道組合の打ち合わせの中で、今回の橋の工事で取り壊しをするのではなく、ちょうど水管橋も耐用年数を迎えておりまして、かけかえをする必要がございました。ですから、町のほうは耐用年数いっぱいになりました橋をかけかえる。上下水道組合さんは、水管橋のほうを取り壊してかけかえるかまたはこの橋に添架をするか、それを検討しましょうということになっておりまして、その話し合いの中で、新しい橋に添架をしたほうが経費もかからなくていいと。今度の下田野橋につきましては、町のほうも国の交付金等いただいております。ですから、この負担金、適正に徴収をしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） なるほど、そういうことでありましたか。水道のほうが、なかなかまた水道は水道で耐用年数をあちこちで迎えていて、実際のところそのような工事に追われて、今、それでも皆野・長瀬上下水道組合はかなり高レベルで古い水道管の改修を進めているわけで、これでまたお金はかかるでしょうけれども、あの部分において更新されると。昔、アスベストが使われている水道管というのが現実あるわけで、それを一生懸命更新してくれているというところですが、そのとき予算が少し容易ではないような感じを言っていましたので、いろいろ心配してしまうのですけれども、そんなわけで理解いたしましたけれども、今後ともできることは面倒見てやっていただけたらいいのではないかなと思う次第であります。了解いたしました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑は。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 1つは、ちょっと確認したいのですけれども、11ページ保健衛生費、予防費の節13委託料、予防接種委託料337万3,000円、先ほどの説明で肺炎球菌がという言葉聞いたのですが、前年度までは肺炎球菌、75歳以上の方は2,000円の補助を町でやっておりましたよね。それで、今度はそれが全部義務づけられたのですか、予防接種が。そういうことではないのですか、この予算は。

〔希望者……〕という人あり

○3番（常山知子議員） 希望者ですけれども。私は、前に2,000円ではちょっと金額が補助が安いので、もうちょっと補助を上げてくれというお願いもしたことがあるのですけれども、それは取り入れてもらっていないのですが、この予防接種は中身をもうちょっと詳しく教えていただきたいのと。

それから、あと20ページ、職員数が2名減てなっているのですね。これってどういう、中身をちょっと教えていただきたいのと、その後、もし途中でやめた方がいらして、2名、職員は後補充をされているのかどうか教えてください。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 予防接種の関係につきましてお答え申し上げます。

平成26年10月から、来月から予防接種法が改正になりまして、子供のいわゆる水ぼうそう、水痘と、それから高齢者の肺炎球菌、これが今までは任意接種でございましたけれども、法定接種といいますか、定

期接種という言葉を使っております。法定接種に変わったということでございます。金額から申し上げますと、高齢者肺炎球菌については、今、常山議員おっしゃられたように、今までは公費から2,000円、個人負担が4,500円でございます。これが秩父郡内統一を協議をいたしまして、皆野町では逆に4,500円の公費負担、個人負担を2,000円ということで10月から接種を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

20ページ、職員数でございますが、当初予算を見積もる段階においては86人おりました。この86人については、定期の退職者については見ておったのですが、その当時見積もれなかった2名、当初予算成立後に退職を申し出た者が2名おりますので、今回の補正でこの2名について計上させていただいたものでございます。

○議長（四方田 実議員） その後はやっていなかった。

○3番（常山知子議員） 補充。

○総務課長（川田稔久） 失礼しました。補充についてはしておりません。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 予防接種についてはわかりました。ということは、2,000円を個人負担で、それもまた希望者ですよ。自分が受けたいという方が2,000円払えば、今度は4,500円町のほうから負担してもらえると。では、個人負担が安くなったということでよろしいのですね。

それから、職員数2名補充してないということなのですけども、やはり早急に、仕事の不都合はないのでしょうか、皆さん働いている方たちが。ぜひ、そういう面では、後補充をきちんとしてほしいと思っています。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答えします。

2名の補充については、年度の最終、年度末に近い段階で退職というようなことでありましたので、すぐの補充は無理でした。そういうことで、今年度の採用枠の中でその2名も含めて想定しております。来年の4月1日からは、そういうことでいきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ということは、ことしは減で行っているということですよ。年度末にやめてしまって、今年度は後補充がされていないということですよ。来年になったら、その2名が入ると、そういう予定ですね。この1年は2名減で仕事をしているということですよ。そういうことのないように、ぜひそういうときにみんなで過重負担にならないように、2名といっても、やっぱり皆さん大変な、見ていると一生懸命やってもらっているし、そういう面で2人減っても大変ですので、早急にそういうときはぜひ後補充をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 8番。ページが16ページです。16ページと17ページにわたってということであります。16ページの一番下の款10教育費、目保健体育総務費、次ページの節15であります、テニスコート人

工芝張りかえについてであります。スポーツ公園はことしで11年、完成し利用を始めて11年ということであろうと思います。そうしますと、昨年9年目、人工芝が剥がれてしまったということで予算をとっていただき、5面あるコートの中の2面、それをコートの後ろ半分を2面補修していただきました。ところが、ことしになりまして、補修していない、コートの後ろではない今度は前のほうが剥がれて、完全にぼろぼろで、下の舗装の面ですか、人工芝の下のその面が出てしまったということであります。教育長にも担当のところにも見ていただきながら、予算また補正もとっていただきました。この補正もとっていただいて、テニスを愛好する私でありますけれども、仲間も大変喜んでおります。補正も含めて、その内容をどこまでということであるのか、まず聞かせていただきたいと思っております。

そして、昨年1回目の補修ということになったわけでありまして、業者が1社だったのかどうか。我々の仲間も、今、いろんなコートで活動しているわけですが、いろんなところの仲間から、随分いいコートが、人工芝ができていますよ、随分安くなっているよ、そんな話も昨今多く聞いております。もう済んだ昨年の補修事業は、業者が何社だったのか。また、今度補修していただくときに、そういういいのがあるよ、安いところもあるよというような話があるので、1社ではなくて数社のところから見積もりをとることも必要なのかな、そんなことを考えております。また、いい芝生もあるというような話でありますので、その2件についてちょっと。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 8番、大野議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいきますと17ページになりますか、10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費の節15工事請負費のテニスコート人工芝の張りかえ工事ですが、昨年は補修等はしておりません。補修をしたのが23年に1面と、1コート、2コートを……

○8番（大野喜明議員） 一昨年ということ。

○教育次長（高橋 修） はい。23年度にさせていただきました、このときは1社、町の事業者を通じて1社から見積もりをとっていると思っております。

それから、今回の補正につきましては、当初予算で1,134万円、経費節減のため悪い部分を張りかえるということで、当初予算で計上させていただきました、スポーツ振興くじの助成金を活用することで、5ページ、歳入の5ページに756万円入を計上させていただきましたが、その後この事業が、振興くじの事業が全面を対象とするものと、それから対象事業費が1,000万円を下らないと、1,000万円以上が必要ということで不採択の通知をいただきました。ただ、その後2次募集の申請のお話をいただきましたので、今回スポーツ公園テニスコート全面の改修、芝を張りかえるということで、その分の補正予算の計上でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） コートは5面あるのですけれども、その5面のということですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） はい、そのとおりで、5面全部で、テニスコート全面ということですよ。

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） わかりました。ありがとうございます。

それで、業者についていろんな業者があるよ、随分芝生の中身もいいものが出ていますよということで、

その辺のところを何社か見積もりをとる必要があるだろうと、そのことについて。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） これから、7月28日申請しまして、決定が多分10月ごろになるだろうと。それが来ましたら入札になります。入札で工事を出したいと思っています。

なお、今回の見積もりに関しては、一応2社から見積もりをとっています。

以上でございます。

○8番（大野喜明議員） ありがとうございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。2件ばかりありまして、そのうちの1件が今大野議員が言われたところだったので、ほとんどないようなものなのですが、答弁の中で全面、要するに5面全部ということで、大変いいことだなと。実はこの件については、先ほどのお昼の時間で話題になっていまして、一部分しかやらないような話だったので、一部分というのは余りにも中途半端に終わってしまって、やっぱりテニスですと地面をバウンドさせるものですから、一部分やっただけだと、すぐまた補修も必要になるだろうしというので、どんな考えでいたのかなと思って、よくよく見ると予算額が結構大きいので、その辺一部補修でこんなにかかるのではと思ったのですけれども、さきに一番の関係者である大野議員が聞いてもらったので、よかったのですけれども、大変いいことだと思しますので、その辺については答弁は結構です。

14ページ、もう一点なのですが、消防費の中に入って、ちょっと私の聞き違いかもしれないのですが、ここの需用費の中で修繕費30万円、これが防災無線のヒューズの交換というふうに聞いたのですが、このヒューズの交換がここでないとすれば、どこだったかということで、ここであるとすれば、1件当たりの修繕費が単価幾らになるのかということをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えいたします。

14ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節11需用費の修繕料30万円でございますが、今、林議員おっしゃるとおりでございます。7月27日の落雷によりまして被害を受けました防災行政無線子局、西関東連絡道路建設事務所、それから桜ヶ谷、青砂、常楽寺、4カ所に設置をいたしました子局の落雷の被害、ヒューズの取りかえ等に係る修繕費、1基当たりおおむね7万円と計上させていただきました。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 正直言ってびっくりしているのです。1基当たり7万円ということで、確かにこの地方、それほど雷が多いというわけではないのですけれども、ことし1年で4カ所で、1カ所当たり7万円という、毎年4カ所とか5カ所ということはないにしろ、逆に1カ所なり2カ所、多いときには、下手をすると本当に2桁まで行くかもしれないという予想も容易にできるかと思うのです。それに1カ所当たり7万円というのは、余りにも高額で、何とか工夫がないものかというふうに思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

前にもそのようなご質問がありましたが、やはり設置元の沖に頼みますと、往復の手間賃ですとかそれらがかかります。また、それに対してスピーディーな補修もできませんので、町内の中で対応できないかということ、これから調査なりして対応していきたいと考えておりますので、おっしゃるように経費の削減、それから防災行政無線という防災時に活躍しなければならない機器が、いざというときにいつでも機能を発揮できるような体制はとってまいるよう検討してまいります。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） これまた文句というか、あれになってしまうかと思うのですけれども、やはりこういったことについては、少し今いろいろな事柄についても検討が足りないのかなと。動いて初めて機能するものですから、それがやってみてこうでだめでした。それに対応していますというのでは遅いので、それらのことまで含めて予想までして、それから事業を始めるというのではないと、特にこういう防災関係についてはまずいと思うのです。過去にいろんな場所で同じような失敗事例というのはあるので、であればこそ、拙速にやらないほうがいいのではないかと。その辺、今後注意していただきたいということを要望いたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 大野議員が質問されて、今、林議員も触れたところなのですけれども、17ページの節15、スポーツ公園の人工芝の張りかえですけれども、わかるのでしたら耐用年数と、テニスコート5面というのと大体の広さはわかるのですけれども、平米数がわかったら教えてください。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 張りかえの全面積ですが、3,413平米です。人工芝の耐用年数というお話なのですが、その辺については資料ちょっとないので、また調べさせてもらって返答させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 耐用年数につきましては、いつも大野議員さんからお聞きしていたのですけれども、せいぜいもって10年、特に皆野のコートはたくさん使っていただいているということで、破損が普通のコートよりもひどかったそうです。そんなわけで、この前やって、それで部分的に直したのだけれども、どうしてもやはり全面のほうがいいだろうというお話もいただいたので、全面することにしました。補助率も、前回、当初の計画よりも大分補助率もよくなった。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、7ページ、目8電子計算費、これは先ほど説明もいただいたのかもしれませんが、もう一度確認をさせてください。

この中の節22補償の関係、通信回線解約違約金83万4,000円、これはどこに対して解約違反金を支払うということになるわけですか、それが1件。

それから、もう一つ、14ページ、先ほど林議員も質問いたしました、消防費の中の修繕費30万円、これに関しまして、これは落雷による修繕ということになるわけですが、本来契約の中で例えば3年間は保証するという中に、この落雷とかそういうものが入っているのかどうか。電気製品なんかでも、今は保証の中に落雷とかいろいろ入っております。ましてや外部にあるもの、その落雷ということになりますと、

より可能性が高いということで、特殊な施設ということもありまして、契約上落雷に対する保証というものが入っているのか入っていないのか。入っていないから、ここに計上したと思うのですが、その辺お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員さんの質問にお答えをいたします。

7ページの款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算費、22補償補てん及び賠償金、通信回線解約違約金83万4,000円でございますが、今、職員がパソコンを使って業務をしております。そのパソコンを使って業務をするうちに、まず福祉、税務、住基関係、これ基幹系と呼んでおりますけれども、このシステムと、もう一つは国、県等とやりとりをいたしますL G W A Nというシステム、この2つのシステムがございます。このシステムについては、庁舎から外については電話回線を使用して情報のやりとりをしているわけなのですが、この2つの回線ともK D D Iの回線を使用しております。K D D Iの回線を両2つのシステムが使用しておりますことから、仮にK D D Iの回線に何かがありますと、両方の機能がダウンすることになりますので、危機管理の面からリスクを回避するために、L G W A N回線をK D D IからN T T回線に、解約をしリスクを避けることといたしました。このことに伴いまして発生した違約金でございます。

それから、防災行政無線の修繕費30万円、雷による被害の保証は契約上どうなっているかのご質問でございますが、契約上、雷に対する被害につきましてもは保証の対象となっておりますので、今回30万円の修繕費を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） わかりました。

まず、電算機の関係、そういうことで危機対応していただいたということで、大変よろしいというふうに思います。

そして、もう一つ、雷の関係、防災無線のほう、これに関しましてはよその例えば防災機器、この辺がどうなっているか、それも今後参考のために聞かせていただきたいと、そのように思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

防災行政無線につきましては、午前中も内海議員さんからご質問いただきました中に避雷針の関係等もございますので、それら事項とあわせまして、隣接町村または他の同様の仕様をしております防災行政無線を設置しております市町村から、状況を聞くようにいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点か質問したいと思うのですが、最初に7ページの企画費の節19負補交の子育て世帯定住促進奨励補助金500万円の増額補正ということなのですが、この件につきましては当初予算500万円、6月補正で1,500万円、これで2,500万円になろうかと思うのですが、8月末時点で結構なのですが、この申請者何人いるのか、あわせて町外からの転入者、そういった対象の方がいらっしゃるのかどうか。

2点目なのですが、11ページの款4衛生費の目3の環境衛生費、節19負補交の小規模水道設置費補助金120万円ということで、説明では落雷による施設の改修ということでは言われているのですが、具体的にどういった落雷による改修なのか。

それと、12ページの先ほど小杉議員からも質問が出されております切り干し芋づくり事業補助金の100万円の関係なのですが、シルバー人材センターでこの事業を行うということなのですが、農産物の2次加工の奨励といえますか、特産品化も含めて推進するということだと思っておりますが、この件については町長も大分力を入れていらっしゃるよう聞いております。

そこで、今回100万円の補助ということなのですが、これは今年度から立ち上げることだと思えます。そのための施設を含めて、例えばサツマイモを切る、どういうあれでやるかわからないですが、そういった機械とか設備とか場所とか、そういったことを含めての事業に対する補助なのか。それとも、こういった事業は単年度で考えているということはないと思えますので、毎年この補助を考えているのかどうか、それらも含めてですね。

それと、この切り干し芋の加工といえますか、販売といえますか、既に旧吉田町の人材センター等では、もう十数年前からこの事業は取り組んでいるかというふうに思えます。こういった形での、どの程度の規模で考えているのかちょっとわからないのですが、いずれにしても加工後の販売とかそういったことはどのような考えを持って進めようとしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、19ページの先ほど常山議員からも質問で出されました職員数の2名減の関係です。私も6月議会のときにうっかりしてしまったのですが、既に25年度3月末で、この2名については退職されているというような説明でありました。にもかかわらず、何で6月補正で提案しないで9月に持ってきたのか。

あわせて、6月議会の中で私も職員の採用について質問させていただきました。そのときに、昨年は募集の人員については若干名という表示であったけれども、少なくとも7名とか、そういった若干名ということではなくて、募集については明らかにすべきだということで、今年度といえますか、来年の4月の職員採用については7名ということで、町報等でも明らかにされているかというふうに思えます。そういったことを考えまして、そのときも申し上げたのですが、例えば募集人員を7名というか、若干名ということではなくて、そういった人数を明らかにした場合、その後、募集の採用試験なり採用時期を前後して職員の変動等があった場合については、それにこだわらず検討すべきではないのかということも意見で申し上げてあったかというふうに思えます。

そういったことを考えますと、既に先ほど常山議員の質問に対して副町長のほうから、まだ答弁がし切れていないような感じもありましたので、それらも含めた形で来年4月の採用を内定しているのかどうか。ということは、7名ではなくて、もう2名、25年度末にやめているわけですから、その分も含めて例えば9名内定しているとか、そういった対応がとれているのかどうか、この点についてお聞きしたい。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

7ページの款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、19負補交の子育て世帯定住促進奨励補助金500万円でございますが、8月11日現在の申請状況でございます。申請件数が17件、そのうち子育て世帯が16件、町外からの転入が1件ございました。

次に、19ページの一般職の職員の人数等の補正、それからなぜ6月にできなかったかの質問でございますが、人件費総額で6月については補正をする必要が生じなかったため、補正をいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのご質問にお答えします。

2名の対象ということですが、具体的には議会事務局に勤めていた職員、それと幼稚園に勤めていた職員の2名でございます。3月末ごろの急遽の退職ということで、4月1日の異動時にその補填と申しますか、穴埋めと申しますか、支障のないような形で人員配置はいたしました。

それと、職員の採用の関係でございますが、幼稚園につきましては何とかなるということで、幼稚園につきましては一般職と違いまして資格職でございます。誰でもすぐというわけにはいきません。幼稚園教諭の資格を持っている人ということで、今月試験して採用の方向へ進めるということで、来年4月採用は7人を予定してございます。そういうことで、この4月1日については4名を採用し、その中で急遽退職の関連も事務事業に支障のないような形で対応したわけでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからの質問のうち、11ページ、目、環境衛生費、節19負担金補助及び交付金、小規模水道設置費補助金120万円につきましてご説明申し上げます。

町内の小規模水道組合に対しましては、施設の整備、また維持管理に補助金を交付してございますが、維持管理につきましては軽微な修繕等の予算しか計上してございません。しかし、既にろ過砂の支給申請、また落雷によりますポンプ基盤の使用不能に陥るとか、そのようなことが既に3件発生しております。そして、またことしもこのような異常気象ということで、まだこれからも落雷、また大雨等予想されますので、飲料水、生活に欠かすことのできないものですから、予算がないからということを通りませんので、それら落雷や台風による被害が予想されますので、それらに対処するために計上させていただきました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員よりご質問のありました予算書12ページ、上段、19負担金補助及び交付金の切り干し芋づくり事業補助金100万円について、施設あるいは設備等の詳細についてご説明を申し上げます。

総額266万1,000円の事業でございますが、まずパイプハウス6.3メートル掛ける20.25メートル、これを1棟の予定です。なお、どこにつくるかについては確認をしておりません。そのほかサツマイモの掘り上げ機が1台、洗浄機が1台、蒸し器とスチームボックスがセットになっているものが1台、この備品購入費で112万1,000円。それから、金額の大きいもので言いますと、万能すだれ箱、それからせいろ、こちらで2つで53万9,000円という金額になっております。このほか光熱費代、それから電気、水道ですが、使用料として土地の借り上げ等が含まれて合計266万1,000円でございます。

なお、これが県の補助事業を受けておりまして、県の補助事業を受けるということで、2年継続の事業になっております。1年目が、先ほど言いました266万1,000円に対して県が65万円の補助でございます。2年目につきまして、総事業費149万5,000円の補助に対して、埼玉県の補助金が25万円でございます。なお、町の100万円の補助につきましては、今年度を考えておりまして、来年度については、まだ検討もしていない状況です。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

職員の減員の関係なのですが、もう1名税務課の職員がやめたのはいつでしたっけ。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

税務課の職員がやめましたのは、本年の3月31日をもってやめております。しかし、この職員につきましては、26年度の当初予算を編成する段階で既に退職願が出ておりましたので、予算には反映はされております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、7名のうち1名については、一応内定しているのは7名ということですよ。

○副町長（土屋良彦） 採用予定人員ですね。

○12番（内海勝男議員） まだ……

○副町長（土屋良彦） これから試験です。

○12番（内海勝男議員） 試験ですか、失礼しました。採用予定人員が7名ということで……

○副町長（土屋良彦） この4月は4人採用です。

〔「25年度が4人」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員） 今年度ですね。そうですね。いずれにしましても、来年の3月末で定年退職者6名ということですよ。1名は幼稚園の教諭ということで、その採用も予定しているということでもあります。いずれにしましても、現在84名ということですよ。そうなりますと、来年4月1日時点では何人になるのですか。84人ということですね。やめる人がいなかった場合、そういうことになりますよね。その辺はどうなのですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 来年4月1日に7名を採用します。そして、退職者は6名ということで、単純にプラス1ということですよ。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうしましても、補正前より1名少ないというのははっきりしているわけですので、これから採用試験を行って内定するということでもあります。せめて退職者の補充分ぐらいプラスして、ぜひ採用のほうを計画できないかどうか。

○議長（四方田 実議員） この件、最後。

副町長。

○副町長（土屋良彦） プラスしてというのはちょっとわからないのですが、基本的には退職者と同等のような採用をということで考えております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そういうことになりますと、少なくとも補正前は86名ということであったわけですから、来年の4月が……

〔「86、84だ」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員） 86で84ですね。で、85ですから、補正前より1名、来年4月時点で退職者がいないとして、1名少なくなるわけですね。副町長が言われているところで退職者に見合う人員確保ということであれば、来年4月1日の採用を1名ふやしてもいいのではないかと思います。

○議長（四方田 実議員） 最後にしてください、この件については。

○副町長（土屋良彦） 86名というのは、この一般会計に計上している職員数だと思うのです。このほかに特別会計に計上している職員もいます。あと、有給、1年あるいは1年半休んでいるという職員もいますので、ちょっと簡単に計算できないのですが、実数は89人ぐらい、89人か。

〔「89です」と言う人あり〕

○副町長（土屋良彦） 全体でいくと89人で、この一般会計に関する職員は86が現在は84ということですね、2名退職で。そのほかに特別会計と、この4月1日採用の職員については4名、これには入っていますね。そのほか84に育休の職員3人プラス4がいるということですね。いずれにしても、ここに示してある86人については、2名退職後の一般会計に掲載してある職員数だということでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということは、来年採用予定の7名については一般職といたしますか、一般会計以外の職員も考えているということなのですか。私は、そういうふうな認識はとっていません。全て7名については一般会計分の職員数だというふうに捉えています。

○議長（四方田 実議員） それで結構です。これでおしまいにしてください。

○副町長（土屋良彦） 先ほど審議いただきました3つの特別会計、これに掲載している職員以外は全て一般会計の職員であります。ただ、職員総数という数の中には、採用も含めて、この人が特別会計とかこれは一般会計だと、そういう区分けはしてございません。全体でございます。

○議長（四方田 実議員） この件については、それで……

○12番（内海勝男議員） ちょっと副町長の考えていることと私の考えていることかみ合わないので、ここに書かれているのは、あくまで一般会計分の職員数でしょう。そうでしょう。来年7名採用するのも一般会計分の7名ですね、予定されているのは。

○副町長（土屋良彦） 一般会計か、特別会計に行くに職員もあるかもしれません。

○12番（内海勝男議員） それは全然違いますよ。

○議長（四方田 実議員） 内海議員に申し上げますが、既に申し合わせのとおり……

○12番（内海勝男議員） 少なくとも今一般会計の補正でやっているわけですから……

○議長（四方田 実議員） ちょっと待ってください。

○12番（内海勝男議員） だから、そのところをちゃんと副町長に答えてもらえばいいのですよ。

○議長（四方田 実議員） だから、それは堂々めぐりだから、それはこれでおしまいにしてください。

次へ移ってください。

○12番（内海勝男議員） ちょっと休憩とってください。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

何か説明できることがある。することがある。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時56分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、内海勝男議員。

次の質問に移ってください。

○12番（内海勝男議員） では、要望にさせていただきます。

少なくとも副町長のほうから、退職者を補充する採用を考えていきたいということですので、人数を精査していただきまして、7名来年予定した場合、現状より少ないような状況でしたら、来年度採用にプラスアルファしていただきたいと要望させていただきます。

○議長（四方田 実議員） いいですか、それで。もうおしまいでいいですか。

○12番（内海勝男議員） いいです。

○議長（四方田 実議員） 切り干しだの何だのはいいですね、ほかの。はい。

他に質疑。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、議案第22号 平成26年度……

〔「議長、休憩しませんか」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） いや、これやっっちゃいましょう。今、始めましたから。

議案第22号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成25年度からの繰越金が確定したこと等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,399万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,099万3,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 議案第22号、皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,399万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,099万3,000円とするものでございます。

2 ページから3 ページが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出予算の説明であります。事項別明細書になっておりますので、これに従ってご説明申し上げます。事項別明細書の3 ページをお開きください。歳入でございますが、款6 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金、節1 前期高齢者交付金、現年度分3,264万5,000円の減額は、交付金額確定により減額するものでございます。

款7 県支出金、項2 県補助金、目2 県財政調整交付金、節1 県財政調整交付金30万円の追加は、国保の啓発事業に伴い追加するものでございます。

款11繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金1億633万8,000円の追加は、平成25年度の決算により確定しましたので、繰越金を追加するものでございます。

4 ページをお開きください。歳出でございますが、上から2 段目、款1 総務費、項4 趣旨普及費、目1 趣旨普及費、節11 需用費30万円の追加は、先ほど歳入でご説明申し上げました国保の啓発事業に伴うものでございまして、事業の内容は、「広報みなの」に「知っ得！国保」と題しまして、毎月国保に関する記事を掲載しております。その印刷費でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、節19 負担金補助及び交付金161万9,000円、その下段の目3 一般被保険者療養費319万6,000円、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1,511万3,000円、目2 退職被保険者等高額療養費375万7,000円の追加は、本年4月から7月申請までの状況等により見込んだものでございます。

5 ページの最下段、款9 基金積立金、項1 基金積立金、目1 支払基金積立金、節25 積立金5,000万円の追加は、支払基金へ積み立てるものでございます。

6 ページから給与費明細書となっております。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時30分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、議案第23号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成25年度決算及び保険給付費等の精算による補正が主なものでございます。

歳入においては、基金繰入金の減額、繰越金の追加、歳出においては、基金積立金の追加、国県等支出金返還金の追加が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に4,320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,620万1,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第23号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りから後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款4支払基金交付金の追加計上は、いずれも過年度分の事業費が確定したことにより、追加交付になるものでございます。

次の款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1,500万円の減額計上は、その下の欄になりますが、款10繰越金が25年度決算によりまして5,785万9,000円の追加でございます。これら歳入見積額と歳出見込み額を財源調整いたしまして、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、1枚おめくりをいただきまして4ページ、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費68万4,000円の減額は、人事異動に伴う調整でございます。

その下、目2認定審査会共同設置負担金の追加でございますが、広域市町村圏組合に共同設置しております負担金の確定によりまして補正でございます。

次の款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費は、補正額はございませんが、支払基金交付金が交付決定されたことによりまして、財源内訳を補正するものでございます。

下のページ、5ページでございますが、款3地域支援事業費、目1二次予防事業費も同様に財源補正をするものでございます。

その下、目2一次予防事業費、額は少額でございますが、8万円の補正。これは介護予防事業として行っております水中ウォーキング事業、これの安全配慮のために指導者の増員をお願いする経費でございます。

次に、目3権利擁護事業費15万円の追加補正でございますが、ひとり暮らしの高齢者などで金銭管理等に支援が必要な方に対する補助事業費の計上でございます。

次に、款4基金積立金、介護給付費準備基金へ500万円積み立てるものでございます。

款6諸支出金、目2償還金3,463万円の追加は節23償還金利子及び割引料で、説明欄にございますように平成25年度の精算によりまして返還金でございます。介護給付費に係る国庫支出金1,514万6,000円の返還金の計上と、同じく県支出金の返還金830万2,000円、一般会計返還金995万2,000円の計上でございます。また、地域支援事業に係る国、県の精算等によりまして返還金をそれぞれ計上したものでございます。

7ページからが給与費明細書の補正でございます。

以上、簡単でございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎請願の審査報告

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第4、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。
委員長から本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。



◎平成26年請願第2号の報告、質疑、採決

- 議長（四方田 実議員） 平成26年請願第2号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願を議題といたします。

請願第2号については、平成26年6月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、林豊議員、お願いします。

〔総務教育厚生常任委員長 林 豊議員登壇〕

- 総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 請願審査報告をいたします。お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。

過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願ということで請願出ておったわけですが、報告書のとおり6月18日に各委員を招集いたしまして意見をお聞きし、協議をいたしました。そこにあるように、この請願内容は、その時点で衆議院において可決されており、当時の6月20日の閉会までに恐らく参議院でも採決の見込みが非常に強かったわけで、それがなされれば、この請願そのものが取り下げられるのではないかとということで様子を見ておったわけですが、なかなかタイミングが合わず、18日に委員の皆さんと協議をするという形になりまして、その結果、内容的に趣旨採択ということになりましたので、ご報告申し上げます。

- 議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

- 12番（内海勝男議員） 委員長のほうから趣旨採択ということで報告されているのですが、もう既にこの法案については、参議院でも可決成立されていると思います。意見書の取り扱いについてはどのように考えているのか。

- 議長（四方田 実議員） 総務教育厚生常任委員長、林豊議員。

- 総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 申しわけありません。それを忘れておりました。

意見書のほうは、現実にこの基本法そのものが成立しておりますので、意見書は提出を見送るということにしております。申しわけありませんでした。

- 議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は趣旨採択で、この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、趣旨採択することに決定いたしました。



◎請願の審査

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は2件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第6、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略して、本請願の紹介議員であります新井達男議員に請願内容の説明を求めます。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 請願理由についてご説明申し上げたいと思います。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。日本政府も国内法の整備を進め、「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と決めました。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え、「(仮称)手話言語法」の制定をしていただきたいとするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長(四方田 実議員) これより本請願に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番(小杉修一議員) 歴史認識というものになるのかわからないのですが、ただいまの手元にある文章の中の中段で、「しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった」、この部分なのですが、聾学校で手話が禁止されていた時代というのがあるものだったのでしょうか。

○議長(四方田 実議員) 6番、新井達男議員。

○6番(新井達男議員) これで理由に書いてあるとおりのことですが、私自身もこのことに関してはいろいろ勉強させていただきましたけれども、確かにあったみたいです。

以上です。

○議長(四方田 実議員) 1番、小杉修一議員。

○1番(小杉修一議員) 今の読み上げた後段のところは、なるほどこんな感じもかなりなきにしもあらずということで理解するのですが、現実、本当に聾学校でそういうことを禁止していたなんということが本当だとすれば、これはいけないことであるので、歴史認識を確かなものとして持っていたいので、あえて質問させていただきました。

○6番(新井達男議員) ありがとうございます。

○議長(四方田 実議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決いたします。

この請願は採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時47分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案1件が提出されました。

内容は、先ほどの請願第3号の採択により、意見書の提出を求めるもので、発議第3号を提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。



◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第7、発議第3号 国に対して「手話言語法制定を求める意見書」に関する意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第3号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（四方田 実議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 提出者ということで説明ということですが、先ほど事務局の朗読のとおりです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

- 議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎請願第4号の上程、委員会付託

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第8、請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

請願第4号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認め、請願第4号は総務教育厚生常任委員会に委託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔総務教育厚生常任委員長 林 豊議員登壇〕

- 総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 総務教育厚生常任委員会から補足の説明をいたします。

総務教育厚生常任委員会では、第2回、第1回以降に学校訪問等を計画しておりまして、6月18日に三沢小学校と、それから国神小学校の学校訪問をいたしました。実は、計画ではその他なかなか行けていなかった、教育委員会所管ではないのですが、保育所、それから学童保育所等も行く予定だったのですが、事情でそちらが行けなかったものですから、今回の報告は、この経過説明ということになるかと思えます。全体ができた時点で、また改めて報告書をつくりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

す。

補足としまして、今回行いました三沢小学校と、それから国神小学校の報告を簡単にいたしたいと思えます。

三沢小学校につきましては、外壁等きれいになりまして、大変見ばえがよくなったこと。それから、体育館の補修もきれいにできまして、長年の懸案事項であった雨漏りがとまったということが報告されております。また、出入り口についても、急傾斜がかなりなだらかになったというふうに聞きました。

それから、国神小学校につきましては、プールの件がなかなかいろいろとあるようですが、その辺について詳細の部分が少なかったのですが、その辺の事柄を報告を受けました。また、ちょうどこの時期に秩父市においてプールの事故がありましたので、プールの監視体制等についても、3人体制で行いたいというような報告がありました。

また、これは今回の監査報告の中に触れられておったことなのですが、国神小学校の玄関の前の舗装についてなのですが、私ども見に行ったときには、まだ工事前だったのですが、その後監査のほうでは透水性の舗装にしてほしいというような旨があったようですが、先ほど調査をいたしましたところ、工事のほうは透水性のほうで行ったということがわかっておりますので、あわせて報告をしておきたいと思えます。

以上になります。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） ありがとうございます。

○議長（四方田 実議員） ありがとうございます。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第10、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第11、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といた

します。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 若 林 光 雄

署 名 議 員 新 井 達 男